

平成23年12月 8 日（木曜日）

○出席議員（16名）

議 長	夷 藤	満 君	8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田 臣	宣 君	9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島	利 美 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本	昌 博 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田	勇 人 君	12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口	正 己 君	13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井	良 信 君	14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道	正 博 君	15 番	南	守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長	八十出	泰 成 君		総 務 部 長	丸 信 也 君
副 町 長	藁	外 史 男 君		総 務 課 長	若 林 優 治 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君		兼 総 務 課 長	田 中 徹 君
総 務 部 長	出 川	常 俊 君		兼 総 務 課 長	岩 上 涼 一 君
まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君		兼 総 務 課 長	大 徳 茂 君
町民福祉部長	川 口	克 則 君		兼 総 務 課 長	重 原 正 君
都市整備部長	中 西	昭 夫 君		兼 総 務 課 長	長 谷 川 徹 君
教育委員会教育次長 兼 学校教育課長	長 丸	一 平 君		兼 総 務 課 長	北 川 真 由 美 君
消 防 長	津 幡	博 君		兼 総 務 課 長	中 宮 憲 司 君
町民福祉部 担 当 部 長	北	雅 夫 君		兼 総 務 課 長	井 上 慎 一 君
都市整備部担当部長 兼 企業立地推進室長	山 田	吉 弘 君		兼 総 務 課 長	長 田 学 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君		兼 総 務 課 長	島 田 睦 郎 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 助 田 有 二 君

○議事日程（第2号）

平成23年12月8日 午前10時開議

日程第1

議案一括上程（議案第55号から議案第67号まで）

日程第2

町政一般質問

6番 藤 井 良 信

1番 太 田 臣 宣

8番 北 川 悦 子

3番 酒 本 昌 博

10番 清 水 文 雄



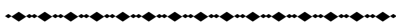
午前10時00分開議

○開 議

○議長【夷藤満君】 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様におかれましては、早朝より本会議にお越しをいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は、16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【夷藤満君】 本日の会議に説明のため出席している者は、6日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第1、議案第55号平成23年度内灘町一般会計補正予算（第3号）から議案第67号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についてまでの13議案を一括して議題といたします。

各議案に対する提案理由の説明は、既に聴取しております。



○質 疑

○議長【夷藤満君】 これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○議案等の委員会付託

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号平成23年度内灘町一般会計補正予算（第3号）から議案第67号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についてまでの13議案については、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の

各常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、継続審査となっております請願第2号及び請願第4号については、付託委員会のほうで審査をお願いいたします。

次に、今期定例会までに受理しました請願第7号国民生活の安心と向上を図る各種基金事業を継続するための予算確保を求める請願書、請願第8号「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める請願、請願第9号大幅増員と夜勤制限で安全・安心の医療・介護の実現を求める請願の3つの請願については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の各常任委員会に付託いたしますので、審査願います。



○一般質問

○議長【夷藤満君】 日程第2、これより町政に対する一般質問を行います。

質問時間は1人30分以内ですので、時間内にまとめるようお願いいたします。

また、傍聴の皆様には、議員が質問している際は静粛にしてください、立ち歩いたり、退席しないようお願い申し上げます。

それでは、通告順に発言を許します。

6番、藤井良信議員。

〔6番 藤井良信君 登壇〕

○6番【藤井良信君】 皆様、おはようございます。また、本日早朝からの傍聴の皆様方には、まことにありがとうございます。

議席番号6番、公明党、藤井良信。

平成23年第4回内灘町議会定例会におきまして質問の機会をいただきましたので、通告に従い町政一般質問を行います。

私のほうからは、一問一答方式といたします。

2011年、本年はまさに激動、激震の年でございます。そして今も東日本大震災や原発事故などの災害対策では、国での速やかな対応が望まれているところでございます。

政府はここで、被災各県での産業復興機構の設立を進めております。公明党は、3党協議の中で、産業復興機構では救うことのできない小規模事業者への幅広い救済ができるよう主張し、事業者への公的金融機関の融資促進や、特に二重ローン対策では信用保証協会の求償権の買い取りを求めてきたところでございます。

また、庶民の生活に大きくかかわるところのTPPやFTAの加入問題では、国で国民的議論が尽くされることで、その対策、ビジョンが講じられ、そのことがまず国民に示されるべきであるとのことから、国の動向に注視をしているところでございます。

また、ここでちょっとうれしい知らせがございました。12月1日の朝日新聞の記事からのドクターヘリ県内導入について、「石川県医師会では来年度導入に向けて検討会を設置するよう県に要請することの方針を固めた」と大きく紹介がされておりました。関係の方々のご賢察に感謝をしているところでございます。

公明党石川県本部からも、明年春、ドクターヘリ試乗会の要請など、今計画を進めているところでございます。

そういった中で、内灘町制施行50周年の式典を明年1月15日に控えましての今定例会、八十出町長からは、提案理由の説明の中でその所信が述べられているところでございます。

初めに、ここでいま一度、これまで50年の町政の歴史と、これから100周年へ向けての新たな50年のスタートという年の分岐点に立ち会う町長の意中を一言であらわすとするならば、どのような言葉で表現されるのでしょうか、まずお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 藤井議員の一般質問にお答えしたいと思います。

今ほどの質問でございますが、来年1月1

日にいよいよ町制施行50周年の記念すべき年を迎えることとなりますことに、町長といたしまして非常に感慨深いものがあります。また、現町長として、この50周年の節目に就任していることをまことに光栄に思っているところでございます。そして、その重みも十分かみしめながら、将来へのまちづくりを議会の皆様や町民の皆様とともに築いていきたいと考えているところでございます。

この半世紀の道のりを振り返りまして、先人たちのご労苦をしっかりと受けとめ、その歩みやご功績に対しまして、改めて深く感謝をいたすところでございます。

今後の内灘町のさらなる躍進、輝かしい未来に向けて、町民参加、協働のまちづくりを進め、持続可能なまちづくり元年のスタート・起点といたしまして、町民の皆様が幸せを実感し、住んでいてよかったと思えるようなまちづくりに向け、決意を新たにしているところでございます。

そこで、藤井議員お尋ねの町長の意中の一言といえどということですが、今ほど述べましたように「持続可能なまちづくり元年のスタート・起点」だということによって表現したいと思っているところでございます。

○議長【夷藤満君】 6番、藤井議員。

○6番【藤井良信君】 ありがとうございます。

次に、町の社会資本整備における民間活力の活用についてお伺いをいたします。

日本では、国や地方公共団体の事業コスト削減や、より質の高い公共サービスを目指すことを目的として、1999年7月に民間資金を活用するPFI法が公布されております。そして、この法律の施行以降、公共施設の建設や公共事業においてはPFI法が多く取り入れられてきたところでございます。

ただ、これまでの日本のPFI事業は、そのほとんどがサービス購入型と呼ばれる方式で大半を占めており、行政がPFI事業者に

サービス対価を支払うところのこうしたサービス購入型への偏重は、例えば箱物整備に偏重しているとか従来の公共事業を繰り延べ払いにただけなどとの多くの批判の声も聞かれているところでございます。

それを受けて、ことし5月、国会で公共施設整備などの促進に関する法律の一部が改正されました。このことにより、国土交通省からは社会資本整備における民間活力の活用に向けて制度改善の提案が示されております。そこでは、これまでのPFI法に続く新たな手法としてコンセッション方式の導入が示されております。

そこでまずお伺いをいたします。公共施設等運営権制度とも言われているこのコンセッション方式とはどのようなものでしょうか。また、これまでのPFI法との違いについてはどうでしょうか。できれば具体的にご説明ください。

○議長【夷藤満君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

○まちづくり政策部長【高木和彦君】 ただいまのご質問に私のほうからお答えをいたします。

コンセッション方式、それからPFI方式は、いずれも民間資金を活用した公共施設の整備手法であり、PFI法において導入されたものであります。

初めに、PFIは民間の資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設の整備や維持管理、運営を行う公共事業の手法であります。国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者などを入札で募っていくものであります。

一方、コンセッション方式とは、さきのPFI法が改正され、公共施設等運営権という新たな権利が創設されました。この権利を民間事業者に付与することにより、自治体は運営権の対価を取得することになります。

コンセッション方式の具体的なメリットとして、自治体は運営権の対価を取得することで施設収入の早期回収ができます。民間事業者は、資金調達の円滑化と自由度の高い事業運営が可能となります。施設利用者は、質の高い公共サービスを受けることができるというふうに理解をいたしております。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 6番、藤井議員。

○6番【藤井良信君】 ありがとうございます。

事業内容が当初から決められているこれまでのPFI法に比べ、新たなコンセッション方式では官への事業提案が制度として活用できることから、より自由度の高い事業運営が可能となってまいります。また、公共主体にとっては、民間事業者が整備資金を調達するため、財政支出を伴わずにインフラ整備を進めたり、運営権の売却益によって既存の債務を減らすことが可能になってくることとございました。また、行財政改革推進との視点からも、これからは重要な課題になってくるかと思えます。

そして次に、このコンセッション方式での制度改善のためのポイントとして2つの大事な点が示されております。その1つといたしましては、民間事業者による提案制度の導入でございます。そして、その2つ目といたしまして、民間資金等活用事業推進会議の創設であります。

そこで再度お伺いをしたいと思います。今ほどのPFI法におけるコンセッション方式の町での導入や、それに係る制度改善のための民間事業者による提案制度の導入、そして民間資金等活用事業推進会議の創設について、町での導入に向けたお考えはどうか、お答えください。

○議長【夷藤満君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

○まちづくり政策部長【高木和彦君】 ただいまご質問にお答えします。

今回のPFI法の改正については、厳しい財政状況下において、必要な社会資本の整備や更新を行うために、民間の資金や創意工夫を最大限活用することになります。そのことは本町においても同様であると思っております。

コンセッション方式についてですが、例えば水道事業では水道管理者として事業実施が可能とされており、既に幾つかの先進的自治体でコンセッション方式に類似した経営方式の検討が行われているようであります。

PFIの民間事業者の提案制度につきましては、このことによって今後は民間事業者の参入意欲が高まってくるものと思えます。

同じく推進会議の創設についても、今後、町でPFI導入のそういった事案が出てきたときには検討をさせていただきたいと思えます。

民間の活用については、これまで町の行財政改革を推進する中で、保育所の民営化あるいは指定管理者に民間事業者の指定、コミュニティバスの民間委託運行などさまざまな形で事業のアウトソーシング化を図ってまいりました。今後も広く民間事業者の活用を図っていく中で、PFI法改正を踏まえ、どの手法が有効なのか研究をしてまいりたいと思えます。

○議長【夷藤満君】 6番、藤井議員。

○6番【藤井良信君】 今後、研究を進めていきたいとの答弁でございました。

ちなみによくご存じのことと思えますけれども、石川県能登町に春蘭の里というところがございます。ここでの最近の専門家外国人へのアンケート調査では、「石川県内で来てみてよかったと思う観光地」として、この春蘭の里の取り組みシステムが金沢の兼六園よりも高い評価であったとの報告がされております。

今や国際的な広がりとなってきておるわけですが、そこでこの春蘭の里は既に10年以上前から町の自治体での民間事業者による提案制度の導入の中から生まれてきたものでございます。そして、その間、官民一体となって構想案からの検討や協議が重ねられてきたとこのことでございます。

今ほどの答弁からは、導入に向けてこれからさらに研究を行っていききたいとのことでしたが、角度を変えてみますと、もうそろそろここでコンセッション方式による提案制度の導入にスイッチオンをしてもいいのではないかと、こういう視点もあるわけでございます。また、このスイッチオンしたら、次の回路をどうするか。こういったことでの官民一体での議論をしていくことが、町民主体のまちづくりであり、研究ではないかと思うわけでございます。

そういったことですけれども、次に進めたいと思います。

次に、PPP、官民連携による新たな地域産業の創出についてお伺いをいたします。TPPではございません。PPPでございます。

このPPP、いわゆる官民連携の必要性につきましても、私のこれまでの一般質問の機会におきまして、地域と産官学連携ということからもその重要性を繰り返し、この場で質問をしてきたところでございます。

そこで、今ほどからの法改正に伴う国土交通省の社会資本整備に係る制度改善提案の中では、PFIの取り組みに加えてPPPによる新たな方向性が示されております。ここでは、官によるプロジェクト計画の策定であります。また、官民パートナーシップ、いわゆるPPPの強化策と事業化への検討、そして実施方針の公表などの取り組みでございます。

もとより、ことし6月に公布されたところの法改正によるこのPPP活用での社会資本整備では、道路、鉄道、上下水道、そしてまちづくり分野において、官が行う公営事業に

民間企業が事業の計画段階から参加し、資材調達、建設、運営などを官民連携で包括的に手がけながら展開されることとなります。

ポスト東日本大震災の国内的な視野だけでなく、日本経済が持続的発展を実現し、グローバルな融合を進めていくためには極めて重要な課題と位置づけがされております。

そこで、民間事業者からの自由な発想による提案制度や、町のプロジェクト推進、産業創出のための制度化との観点から、ここでお伺いをいたします。

構想企画段階からの民間企業の参加による活力の活用ができるこのPPPの事業展開について、町での制度導入をここで求めるところでございます。お考えはいかがでしょうか、お答えください。

○議長【夷藤満君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

○まちづくり政策部長【高木和彦君】 ご質問にお答えいたします。

まず、PFIは広い意味でPPP、官民連携の中の一つの事業の手法であります。

そういう中において、最近の内灘町での新規事業や企業誘致の事例で申し上げますと、白帆台商業施設につきましては事業プロポーザルという方式をとりました。また、保育所の民営化の公募、総合公園での大型遊具の導入あるいは情報システムの導入などについては、いずれも民間の提案によるプロポーザル方式を採用いたしております。

今後とも企業誘致あるいは各種事業を進める上において、この広い官民連携というPPPの視点を持って事業が展開できるのか、そういった研究は続けてまいりたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 6番、藤井議員。

○6番【藤井良信君】 今ほども申し上げましたように、研究とは、官民一体となってそれぞれの立場からの知恵と情報を生かして議

論され、検討が重ねられることが生きた研究であるかと思えます。ただ、官が民間事業者と自由に議論をする場がないのであります。

そこで、その議論をする場として、民間資金等活用事業推進会議の創設は今必要であるということを申し上げておきたいと思えます。

次に、国交省成長戦略会議の一文をここで紹介をしたいと思います。そこでは、「真に必要な社会資本の新規投資や維持更新を行うことが持続可能な成長には不可欠であり、このための方法論としてPPP/PFI制度に代表される民間の知恵と資金の積極的な導入により、効果的な公共投資を行う」とのことが成長戦略の重点項目として示されているわけでございます。

また、国の平成23年度予算からは、コンセッション方式などによる新たなPPP/PFI事業の導入を目指し、事業案件の発掘、新規投資の公募コンテストなどに係る支援として7億1,200万円が計上をされており、平成24年度からも同様の予算で継続がされる予定とも伺っているところでございます。

そこで、次に、町での真に必要な社会資本の新規投資は何かということについてお尋ねをしたいと思います。

ことし3月の議会定例会でも、町の新しい産業創出の取り組みについて私から質問をしたところでございます。町長からの、プラチナのように輝く社会づくりをとのプラチナ社会構想での答弁からは、「今後も企業や研究機関と交流を行いながら、多面的に知恵を吸収し、研究を進めていく」とのところでございました。

医療と介護、子育てと社会福祉、そして生涯学習が連動してのコンパクトシティ構想とも言えるような、また地域経済と若者雇用、脱無縁社会を目指しての少子・高齢化社会への対策とも符合する先進的な取り組みであると感じていたところでございます。

そこでお伺いをいたします。プラチナ社会

構想でのこれまでの進捗について、また新年度をにらんでの今後の展開について、具体的に何か研究過程での進展があるようでしたら、ここでお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

○まちづくり政策部長【高木和彦君】 ご質問にお答えいたします。

プラチナ社会構想は、21世紀の新たな社会像の中で、環境問題、高齢化問題といった課題に対し、新しい産業を興し雇用をふやし、いつまでもさびずにプラチナのように輝いている社会を進めていこうという、株式会社三菱総合研究所が提唱しているものでございます。この理念については、国の内閣府で進めている「環境未来都市」構想、地域活性化総合特区制度がこれに近いものであります。

さきのPPPの導入も含めて、内灘町としてどのような取り組みができるのかは勉強中であります。

先日、新聞報道があった金沢医科大学看護学部の学生と旭丘の高齢女性グループとの交流活動事業も、将来的に高齢者と学生の世代間同居など脱無縁社会の仕組みづくりを見据えた取り組みの一つであります。

また今回、民間事業者の提案事業で、新エネルギー導入促進協議会に採択された白帆台スマートコミュニティ構想も、環境負荷の低減モデル事業につながっていくことを期待をしているところであります。

今後とも引き続き同研究所の研究に参加し、多くの企業や研究機関と交流を行い、多面的な検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 6番、藤井議員。

○6番【藤井良信君】 今ここでの再質問となりますけれども、来年度へ向けてのプラチナ社会構想の策定計画とか検討委員会の設立の予定はあるのでしょうか、お答えください。

○議長【夷藤満君】 高木和彦まちづくり政

策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

○まちづくり政策部長【高木和彦君】 ただいま2つ申し上げました。

脱無縁社会の仕組みづくりを見据えた事業、これにつきましては、今、石川コンソーシアム事業の一環として位置づけて事業を続けております。こういったものはまた引き続き継続して、次年度の予算にも続けていきたいというふうに考えております。

白帆台のスマートコミュニティ構想につきましては、この事業調査の結果を踏まえて、それらを公表することによって、それを具体的に事業化しようとする民間事業者が出てくることを期待しているものであります。

そういったことが、またこのプラチナ社会に少しずつ近づいていくというふうに思っております。

○議長【夷藤満君】 6番、藤井議員。

○6番【藤井良信君】 ありがとうございます。

次に、国土交通省成長戦略会議の中では、グローバル化が進む21世紀におけるPPPが求められる本質的な理由として、国の内外を問わないパワーシフトの発生にあると言われております。

そこで、このパワーシフトとは、日本の経済社会をめぐり、国の内外を通じてさまざまな環境や形態からの影響力と、その相互関係の力であるパワーが大きくシフトする、いわゆる変化するとの意味でございます。

世界の中でパワーシフトが生じているにもかかわらず、行政や民間企業、そして政治がその変化を十分認識せず、みずから形成してきたパワーを従来の形で堅持しようとするれば、日本の経済活力は大きく失われてしまうことから、PPPが成長戦略の重要課題となっているようであります。

そこで、そのパワーシフトへの対応として、グローバル戦略と地域化戦略の融合を図ると

のことから、グローバル化に対応しつつも、それに翻弄されない地域づくりのためには、行政における側からの主体的なパワーシフトへの意識変革が必要になってくると私は思うところでございます。

そういったことからの質問となりますけれども、町での新しい産業創出でのプロジェクト構想案や具体案の中ではグローバル化社会でのパワーシフトへの視点が不可欠であると思いますが、町長はどのようにお感じになるでしょうか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

○まちづくり政策部長【高木和彦君】 ただいまのご質問についても、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

今ご質問のパワーシフトというこの実態としまして、中国を初めとする新興国の台頭やさまざまなもののグローバル化、国内では少子・高齢化の流れの中で戦後の右肩上がりの成長を支えてきた経済社会活動の相互関係が大きく変化してきております。日本もかつては安い労働力に支えられ、メイド・イン・ジャパンのブランドで、世界に工業製品等を輸出し、繁栄をしてみられました。今、日本が成熟社会に入り、人口高齢化、減少化、あるいは環境意識の高まりなど、前例のない社会を迎えております。

このような環境下で、先ほど申し上げましたプラチナ社会構想あるいはスマートコミュニティ構想もグローバルなパワーシフトを踏まえた新しい産業創出や持続可能な循環型社会の構築につながっていく事業だというふうに思っております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 6番、藤井議員。

○6番【藤井良信君】 これまで呉江市とか、中国の旅順との交流も始まっているわけでございます。そういったグローバル意識を持つ

た、また政策の検討ということは、これまた大事なことになってくるかと思っておりますので、どうかひとつまたその辺検討をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、内灘町に住むお二方から、プラチナ社会構想にも関連する構想案がございましたので、ここでご紹介をさせていただきます。

その1つは、介護ヘルパーなどを育成する介護専門の養成学校が要請できないかとの構想でございます。次代を見据えての構想提案でありますけれども、何か難しい高度な資格を取るためのものではなく、若者の育成と雇用対策として、また地元の若者の定住のみならず、県内外からも介護を目指す学生たちが介護現場での体験学習もできるような介護専門学校誘致の要望の構想ということでございます。

2つ目の提案では、構想案としてリハビリテーションセンターの誘致の構想でございます。これも内灘住民の病後患者のみならず、県内外からリハビリにいられても、より多くの方々の収容可能な規模の施設をとのことでございます。また、スポーツ科学医療から見た専門的なリハビリ施設や高齢者の方々の予防医学の立場からのリハビリも含めて広く対応ができ、また町の美しい眺望や環境にも配慮され、宿泊施設の整った本格的なリハビリテーションセンターを望まれての構想でございます。

先日も国会で、災害時での緊急医療対策としてベッド数1,000床の病院船の導入も検討をされておりました。そこまでとは言わなくても、いざというときの大災害では、緊急介護支援や緊急避難所としての活用もできる防災機能が整った施設をとのお話でございます。

また、そこでは介護を目指す学生たちの実践、実習の現場ともなり、働きながらの体験学習も可能となってくることが考えられます。興味深い構想としてお聞きをしたところでご

ざいます。

こういった町民の声からの要望については、どのように考えられるでしょうか。特に今ほどから申し上げておりますPPP/PFIを活用しての構想案として、実現性は高いように感じますけれども、この辺のご見解をお示しください。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今ほどの介護専門の養成学校及び宿泊機能を整えたりハビリテーションセンターの誘致ということで、町民からご要望があるということでありました。今ほどの藤井議員の質問で初めてお聞きしたということでもあります。

このほかにも私どもにも町民からの要望、あるいは企業からの提案、構想は幾つも町に届いているものがあるわけでございます。さまざまな施設等の拡充によりまして、公共サービス及び民間事業者のサービスが充実をするということは、生活者にとってサービス利用の選択肢がふえて大変喜ばしいことだと、このように思っているところでございます。

しかしながら、現段階で具体的にその施設の規模や経営主体あるいは立地場所等を聞いているものではございませんし、さまざまな課題や実現性の可否も十分検討する必要があると、このように思っているところでございます。

町民の要望や民間事業者からの事業提案につきまして、事業概要をよくお聞きをし検討しなければならないものと思っているところでございます。

今後も新しい公共の分野におきまして、企業と行政とが協働での事業実施や、今ほどもお話ありましたPPPやPFIを活用しての整備手法を進めて、協力体制をとっていくことは大切なことであると、このように思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 6番、藤井議員。

○6番【藤井良信君】 こういった町民からの構想案や提案は、今ほど町長からもお話がありましたように、町にとっては貴重な財産であり、また大事な宝ともなってくるというふうにお聞きしたわけでございます。ぜひともそういった大切にするというお気持ちを大切にさせていただきたいと、このように思うわけでございます。

今回、私からのPPP/PFIにおける質問の趣旨といたしましては、町の制度としての民間事業者による提案制度を実現し、また民間資金などを活用するための事業推進会議を創設することがコンセッション方式であり、その方式の活用はPPPを大きく推進されることからの質問でございました。

ここで再度、国交省からの制度改善提案の中では、PPPの総括テーマが示されております。その原文をそのままここで紹介をさせていただきますと、「出来ない理由を挙げるのではなく、出来るために何を変える必要があるのかまで踏み込んだ積極的な議論を行う」と、このように明文化されているわけでございます。

ここで最後の質問となります。今のPPPの総括テーマについて、プロジェクトの推進ということからどのようなお考えを持たれるでしょうか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今後、町財政はますます厳しくなっていくわけですが、しかしながら町では、これまでも皆さんにお話ししているとおり、消防庁舎の建設、あるいはほのぼの湯の移転建築、そして総合公園第3次拡張などでの体育館、グラウンドの整備、そして福祉センター跡地での宿泊施設をどうするか。そして、白

帆台商業施設でどんな形で企業誘致をするのか。そして、北部開発をこれからどうするか等々、さまざまな形で各種公共施設の整備や新規事業の展開、実施をしていかないかんということでもあります。

その流れの中で、今ほどのPPP、官民パートナーシップの考え方は時代に合ったものであり、今後さらに広がっていくものと思っ

ているところでございます。行政が指示をし、民間が作業するというこれまでの考え方を改めまして、行政と民間がともに考え、行動する、よりよいパートナーシップをつくっていきけるように多面的に研究をしていきたいと、このように思っているところでございます。

ぜひ、藤井議員からもご協力賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 答弁が終わりました。よろしいですか。

○6番【藤井良信君】 はい。ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 1番、太田臣宣議員。
〔1番 太田臣宣君 登壇〕

○1番【太田臣宣君】 議席番号1番、太田臣宣です。

傍聴席の皆様におかれましては、早朝より、また足元の悪い中、多数傍聴いただきましてまことにありがとうございます。

平成23年第4回内灘町議会定例会において一般質問の機会を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問をさせていただきます。

今回、私のほうからは、内灘中学校に新しい部活動を発足させることと地区公民館をコミュニティの場所にする事について、そして鶴ヶ丘5丁目バス停付近の歩道にガードレールを設置することの3点を質問させていただきます。

町長並びに関係部課長には、わかりやすく簡潔明瞭なご答弁をよろしくお願いいたします。

1点目の質問は、内灘中学校に自転車、トランポリン、空手部を新たに発足させてはどうかという質問であります。

内灘町にはスポーツ少年団が22団体あり、500名以上の子供たちが各競技で活躍しています。また、その子供たちが中学校に進み、内灘中学校の多くの部活動においても優秀な成績をおさめています。スポーツ少年団の中でも、空手やトランポリンは大変優秀な成績をおさめており、その子供たちが中学校で競技を継続したくても部活動がない。そういった中では、今まで一生懸命取り組んできたスポーツ競技がそこで途切れるのではないのでしょうか。また、トップスポーツを目指す子供たちの夢や希望を摘んでしまわないように考えていく必要があると思っております。

今、しっかりと検討し、子供たちが大きくなっても地域スポーツ、生涯スポーツとして継続してスポーツができる環境を整備していくことが町の使命ではないでしょうか。

もう一つ、町の特色あるスポーツ、自転車部の設置についても検討する必要があると思っております。

近年、自転車がブームとなり、親子でサイクリングをしたり、競技ばかりではなく気軽なスポーツとして自転車を取り入れる人が増加してきております。

内灘町では自転車競技場を有しており、また指導者の面においても自転車競技経験者や県連盟の関係者が多数おり、他町にはないすばらしい環境が整っています。このすばらしい環境を、また自転車の町として発信していくためにも、内灘中学校に自転車部を創設し、子供から大人まで生涯スポーツとして取り組めるように検討していただきたいと思っております。

スポーツ競技の継続性を持たせるためにも、現在、内灘中学校にない部活動の創設について町はどのように考えているか、まずお聞きしたいと思います。答弁よろしく願いいた

します。

○議長【夷藤満君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 現在、内灘中学校にはスポーツ少年団にあって中学校の部活動にない種目が幾つかあります。平成23年第1回定例会で夷藤議員からの自転車部の創設をとのご質問にもお答えしましたが、現在、内灘中学校の部活動は、体育部が13競技、男女合計22種目、文化部は8つの部があります。合計30の部活動があります。そして、全教職員が顧問または副顧問として指導に当たっております。

部活動の種類がふえることにより、顧問が手薄になる部活動が出るのが予想され、それ以上、部活動をふやすことは、顧問の配置計画上難しいことがまずあります。

また、これまで中学校の部活動の種目に取り入れられてこなかったのは、中学校体育連盟の競技種目がないことが大きな理由でありました。中学校体育連盟の種目がないということは、日ごろの練習の成果を発揮する場も少なく、練習のみの日々であり、継続して練習していく意欲を失っていく懸念があるからであります。そして、やはり危険を伴うような競技種目については、中学校体育連盟の種目とはならないということでありました。

そういったことから、これらの競技種目を新しい部として取り入れることは、まだまだ課題があることではないかと考えております。

なお現在、小学校で空手を行っている子供たちにつきましては、中学校になってからは空手道協会と一緒に練習を行っており、トランポリンにつきましては学校外のサークルなどで活動しているのが実情でございます。

○議長【夷藤満君】 1番、太田議員。

○1番【太田臣宣君】 今ほど顧問不足、危険なスポーツということでありました。

中学校体育連盟に競技種目がないという理

由でなく、この内灘町からスポーツの町内灘として全国に発信していくことが町のPRにもつながってまいります。どうしても部活動新設が難しいということであれば、愛好会でもサークルでもできないか。また、顧問、指導者不足ということであれば、外部から指導者を受け入れる考えは町にはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 ただいまの部活動がないなら愛好会やサークルができないかというご質問でございます。

現在、中学校以外の外部のスポーツクラブや教室等で活動している生徒はたくさんおります。先日の新聞にも掲載されておりましたように、内灘中学校2年生の小松せえはさんは、12月3日からモスクワで開催されます第1回ワールドユース空手選手権の中学校女子55キロ級に日本代表として出場することが報じられておりました。彼女も極真空手内灘支部で活動しており、優秀な指導者のもと練習し、技術が向上していった成果からであるかと思っております。

そういったことから、学校と地域が連携し、学校にない競技があれば地域の団体が指導、運営するクラブや教室で中学生が活動することで、スポーツの継続性が図られるのではないのでしょうか。地域にそういったクラブや教室があるようであれば、学校でも希望する生徒の募集、啓発に協力したいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

それから、外部の指導者が活用できないかとのことでありますが、部活動のできる体育施設も飽和状態であることから、地域の活動の中でお願いできないかなと思っております。

○1番【太田臣宣君】 今ほど地域の活動の場所でというご答弁もいただき……。

○議長【夷藤満君】 挙手の上、発言願いま

す。

○1番【太田臣宣君】 申しわけありません。

○議長【夷藤満君】 1番、太田議員。

○1番【太田臣宣君】 今ほど地域の中でということをお答弁いただきました。9月定例会での私の質問で、サッカー場や体育館を整備し、スポーツでの交流人口拡大や大会誘致に向けた前向きなご答弁をいただき、町のスポーツに対するしっかりとした考え方をお聞きしました。

そういったことも踏まえ、競技よっての継続性という格差、それを是正するためにも今後の町の取り組みを示していただきたいと思っております。もう一度お伺いしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 競技によって継続性という格差を是正せよというご質問であったかと思っております。

陸上競技や水泳競技は、中学校にはありますが少年団にはございません。また、トランポリンや空手は少年団にありますが中学校の部活動にはない状態であります。

小学校、中学校、高校、大学、そして社会人までスポーツを継続できる環境を整えることは非常に難しいことかなと思っております。この問題を解決できるのは、豊かな人脈を持っておられるそれぞれの体育協会の皆様ではないかと考えております。体育協会と中学校の部活動の顧問や学校長が話し合いの場をもっと持って、また内灘高校や金沢医科大学も含め、課題などを議論していくことが必要であると考えております。

そういったことから、学校現場の先生方が体育協会関係者と相談しながら検討していきたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 1番、太田議員。

○1番【太田臣宣君】 体協なりと検討して

いただけるということでありました。

スポーツの継続性、生涯スポーツについて、今後しっかりと町のほうも続いてしっかりと検討していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

2つ目の質問は、医科大通りの鶴ヶ丘3丁目の松の木を伐採したところにガードレール設置をとという質問であります。

鶴ヶ丘4丁目の信号機付近より南は、歩道の道路側にはウバメガシが植樹され、歩道の裏側にはガードパイプが現在設置されております。しかし、鶴ヶ丘3丁目の松の木を伐採したところには、現在、ガードレールやガードパイプといった安全対策が施されておられません。特に鶴ヶ丘5丁目のバス停付近の歩道については、裏側は急斜面となっており、自動車事故によっては車が転落する危険が伴います。また、その歩道は自転車も通行可能となっており、同様に危険だと思われま。

町並みの景観等も踏まえ植樹か植林を考え、ガードレールやガードパイプ等の安全対策を早急に設置するように求めます。

執行部におかれましては、どのような思いがあるのか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

医科大通りの鶴ヶ丘5丁目バス停付近東側約150メートルの区間は、鶴ヶ丘3丁目住宅地との間に約4メートルのがけがあります。そのがけには、昭和50年代に植栽した松苗が大きく育ち松林となっていたため、道路とそれがけの間にガードレールを設置してありませんでした。松葉が海からの風で民家の屋根に落ち雨どいが詰まるなど、長年ご迷惑をおかけしておりました。

一昨年、町と町会が話し合い、3カ年計画で松をすべて伐採することにいたしました。松の伐採は既に完了し、年内にはカイツカイ

ブキを1.5メートル間隔で植栽いたします。

交通事故が起きれば、車がカイツカイブキを突き破り、がけから転落するおそれがあり、運転手等の人命や道路下の住宅に被害が及ぶ可能性もあります。早急にガードパイプを設置したいと考えております。

○議長【夷藤満君】 1番、太田議員。

○1番【太田臣宣君】 ありがとうございます。早急に設置することをお願いし、3つ目の質問に移ります。

3つ目の質問であります。地区公民館をコミュニティの場へという質問です。

内閣府が発表した2011年度版高齢社会白書によると、2010年10月1日時点で65歳以上の高齢者人口は2,958万人で、総人口に占める割合は23.1%と発表されました。

高齢者人口は、1947年から1949年生まれの団塊の世代、65歳以上になる2015年には3,000万人を超え、75歳以上の後期高齢者となる2025年には高齢化率が30.5%に達すると推計されています。内灘町においても着実に高齢化の波が近づいていると考えても不思議ではありません。

また、車社会の進展や生活の利便性など生活様式の変化につれ、人と触れ合う機会が減少し、精神的ストレスが増大するなど心身の健康にも大きな影響を与えているものと考えます。

このような中、高齢者世帯の孤立化を防ぐためにも、町の社会福祉政策のあり方が必要となってきます。

内灘町には17町会に公民館が設置されており、地区公民館がその核となりコミュニティを形成していくことが今後ますます重要となってくるものと思われま。

近年の高齢化社会を迎えて、高齢者の公民館の利用実態はどのようになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 島田睦郎生涯学習課長。

〔生涯学習課長 島田睦郎君 登壇〕

○生涯学習課長【島田睦郎君】 太田議員お尋ねの高齢者の公民館の利用実態についてお答えをさせていただきます。

近年、高齢化や核家族化が進みまして、ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯が増加する中で、高齢者の孤立化を防ぐ仕組みづくりが喫緊の課題となっております。

そこで、最も基本となる地域コミュニティの持つ役割が大きくなるものでありますが、その点、当町では町内の17区町会すべてに公民館を設置しており、地域住民の教養の向上、健康の増進など生活に根差した生涯学習や地域コミュニティの拠点として整備されており、活用されております。

こうした公民館における高齢者の利用状況についてであります。それぞれの公民館での催し物や内灘町社会福祉協議会のいきいきサロンなどの行事のほか、主に各種教室やサークル活動などで多くの高齢者の皆様に定期的にご利用いただいております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 1番、太田議員。

○1番【太田臣宣君】 現在、定期的に利用されているということでありました。

せんだって、文教福祉常任委員会で私ども沖縄県那覇市の社会福祉協議会へと視察へ行ってきました。視察の内容は、地域の支え合いマップを作成したときの経緯と現在の活動についてということで勉強してまいりました。那覇市社協では、つながりの深さを基本に、民生児童委員や健康福祉ボランティア、また地域の住民や商店が参画して、高齢者世帯やひとり暮らし世帯を把握して地図を作成し、また本人が主体となり参加できるように場所を提供してサロンの集える環境を整備したとのことでありました。

近い将来、内灘町においても支え合いマップが必要となってくるとおられます。そういった中、内灘町には各地区に公民館があり、だれでも集える居場所があります。公民館の

和室を週何回かでも開放し、高齢者がふだんから集えるような公民館になるように、また6月の定例会でも質問させていただきましたが、子供たちが安全に集えるように施設を改修し、子供から高齢者まで集える環境を整備していくことが次の世代へとコミュニティをつなげていくこととなります。

世代を超えて触れ合える場として、地区公民館の周知啓発を行い、またモデル公民館を設置できないかどうか、最後にお尋ねします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 太田議員の一般質問にお答えしたいと思います。

私からは、地区公民館をコミュニティの場へという、そのうちの高齢者から子供まで世代を超えて触れ合える場としての地区公民館の周知啓発を行い、モデル公民館を設置できないかと、そんな質問にお答えしたいと思います。

議員ご承知のとおり、我が国では高齢化社会の進展は予想をはるかに超えるスピードで進んでいるということでありまして、本町の高齢化も同様であると、こんなふうに思っているところでございます。

今後、本町のひとり暮らしの高齢者あるいは高齢者のみの世帯が相当な勢いで増加してくるものと予測をいたしておるわけでございます。

そうした中で、高齢者が社会とのかかわりを希薄化し孤立化するようなことがあれば、それは人間が生きていく上で欠くことのできない社会的なきずなを失うことになり、同時にそれは内灘町にとっても安心して住み続けることのできる町としての機能を、さらには魅力を失うことになり、そうした事態は何としてでも避けなければならないと、このように考えているところでございます。

すべての子供や高齢者が安心して暮らし続けられる地域コミュニティの構築は、まちづ

くりの根幹的な課題でありまして、子供や高齢者の暮らしやすさの度合いはその町自体の魅力度をあらわすバロメーターであると、こんなふうに言われているところでございます。

太田議員ご質問の子供たちから高齢者までが世代を超えて交流できる公民館環境の構築をとの件につきましては、私も議員と同様に考えておるところでございまして、幅広い世代の利用についてその周知の徹底と、もしそういった広範な世代の利用を阻害している要因があるならば、地区公民館と話し合ってその解決が必要であると、このように思っているところでございます。

ご提案の世代を超えて触れ合える公民館の開放事業の運営形態につきましては、地域の人々の広範な利用の持続性や地域コミュニティの核としての公民館本来の性格を考えますと、それは各地区公民館での文化祭のように、地域住民の皆様によって自発的に企画をされ、自主的に運営される、そういった形態をとるのが一番だとこのように思っているところでございますし、その上で町行政が環境整備などについて足らざる点について可能な限り支援すると、こういった形態がふさわしいのではないかと思っているところでございます。

今後、各地区公民館に対しまして教育委員会を通じて働きかけをするなど、具体的な協議を進めていきたいと思っているところでございます。

なお、モデル公民館の設置につきましては、地区公民館との話し合い、協議の中で、その可能性を見きわめ、しかるべき公民館がありましたらその公民館と連携して、パイロット事業の実施を検討してまいりたいと、このように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、公民館を地域づくりの核としてまちづくりを進めてきた本町のすぐれた持ち味を十二分に発揮をし、地域の人と人とのきずなづくりを大切にしまちづくりに今後とも努めてまいりたいとこのよ

うに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 1番、太田議員。

○1番【太田臣宣君】 町長、ご答弁ありがとうございました。

前向きにまた公民館をモデル公民館としてできれば、それからまた一つずつ広がっていくかなと思っておりますので、今後もしっかりとご検討していただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、日本共産党、北川悦子です。

一問一答方式で行います。

12月8日、1941年、アジア太平洋戦争の開戦からちょうど70年。広島、長崎に原爆が落とされるまで戦争をやめませんでした。3年8カ月後の45年8月の敗戦まで、多くの国民が犠牲になり、国内の主要な都市は空爆などで焼き尽くされました。戦争がなぜ起こったのか。どんな戦争だったのか。二度と繰り返してはならない。戦後66年、日本がみずから戦争を引き起こすことがなかったのは、焼け跡の中で、不戦を誓う憲法9条、戦争を放棄した憲法と、戦争はもうたくさんだという悲惨な経験から、運動、世論となってきたためではないでしょうか。次世代を担う子供たちに、戦争、平和、そして憲法9条の大切さを伝えていかねばと思っております。

質問に入らせていただきます。

介護保険について。

皆さんからよく介護保険料が高過ぎる、保険あって介護なしとか、その反面、週に数回、デイサービスや一定時間のヘルパー訪問のおかげで、何とか在宅生活が成り立っている利用者、家族の方々も多くいます。最近では、介護難民の相談もふえてきているのではない

でしょうか。

国会では、介護保険法改定が6月に成立したことを受け、2012年度、来年度から介護保険の制度が変わってきます。市町村の判断で介護予防・日常生活支援総合事業を創設できること。また、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、2種類の在宅サービスを組み合わせる複合型サービスの創設、介護職員のたん吸引や経管栄養などの医療行為を可能にする。大変なことです。介護療養病床の12年3月末の廃止期限を6年間延長。また、財政安定化基金の取り崩しを可能にするなどなどが挙げられております。

平成26年度までの3年間の要介護認定者の推計値をみますと、要介護4と5の方は、23年度は161人、26年度になりますと201人と、推定であります。施設・居住系サービス利用者数は、23年度では245人、26年度では240人となっております。

そこでお尋ねいたします。第5期事業計画の中で、現在も待機者のある特別養護老人ホーム増設等の計画があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 北川悦子議員の質問にお答えしたいと思います。

今ほどご質問がありました第5期事業計画の中に特別養護老人ホームの2期目と申しますか、2つ目の施設が計画にあるのかということでありましたが、現在、検討しながらこの第5期介護保険事業計画を今策定中ですが、現在のところは特別養護老人ホームの2つ目の施設ということについては考えていないところでございます。

○議長【夷藤満君】 8番、北川議員。

○8番【北川悦子君】 現在でも待機者があるということで、9月議会のときには恩道議員に対してケアホームというようなことで、計画の中にもケアホームをという1カ所とい

うようなことも挙げられておりますので、そういう中でいろいろ考慮されていかれるのかなというふうには思っておりますけれども、いずれにしましても24時間対応ということでありましても、本当にその方が住みなれた地域の中で過ごしていくのがいいのか、施設の中で過ごしていくのがいいのかというところは、その方と家族の方とかいろんな方の思いがあるかと思いますが、いずれにしましてもそういう中でサービスが受けられるような環境をぜひつくっていただきたいと思います。

だれもが年を重ねていくわけですので、そういう点でぜひ、今も待機者のある特養老人ホームということも一つ選択肢の中に入れていただいて、していただきたいと思います。

またさらにもう一つ、2012年4月以降、国費による介護労働者の処遇改善交付金が継続されずに、介護報酬の引き上げで対応する方向も示されています。ということは、介護保険料、こちらのほうに上乗せされてくるのが考えられます。

町は介護保険料見直しにどういうふうに、来年度からの介護保険料見直しに対して引き上げが心配されておりますが、町の考えを伺いたいと思います。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの北川議員の質問にお答えしたいと思います。介護保険料についてどんな考えを持っているのかということでもあります。

第5期の介護保険料の改定につきましては、現在、本町の介護保険事業計画策定委員の皆さんによってご審議をいただいている最中でありまして、保険料の算定に当たりましては国の方針等に基づきまして、県の財政安定化基金及び町の介護給付費準備基金を負担軽減の財源として活用していただきまして、できる限り保険料の引き上げ抑制に努めていき

いと、こんなふうになっているところがございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 8番、北川議員。

○8番【北川悦子君】 今ほど町長から答弁いただきました県の財政安定化基金の取り崩しと、また町の準備基金残高、23年度見込みでは4,854万3,000円ぐらいになるかと思いますが、そういう取り崩しで可能な限り引き上げを抑えていきたいということでありました。

本当に厚生労働省の課税標準額を見ていても、2008年度から2010年度まで、石川県の場合ですと所得が15.8%も落ち込んでいるという現実からいきましても、やはりこれ以上の介護保険料が上がっていくということは、ますます介護保険料を払っても介護利用はできないというような状態に陥っていくかと思えます。

本当に苦しいというのが現実であります。介護保険料、65歳からになりますと年金から天引きされてしまい、介護保険料を払っても利用を週3回認定されていても我慢して1回使うか使わないかという方も出ていらっしゃるかと、現実あるかと思えます。

どうか保険料の引き上げに対しましては、そういう町民の皆さんのことをよく考えていただいて、県、国への財政安定化基金の取り崩し等を要望していただきたいということを再度お願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 北川議員の質問にお答えします。

今ほども申し上げましたように、県の財政安定化基金及び町の介護給付費準備基金を負担軽減の財源として活用していくということでもありますから、今ほど町民の皆さんの生活実態について申されました。私どももそういう話もよく伺っているわけでありまして。

そんなことも勘案しながら、なるべく引き上げについては抑制していきたいと、このように思っているところがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 8番、北川議員。

○8番【北川悦子君】 再度、介護保険料の引き上げに対して本当に慎重に引き上げをしないという構えで対処していただきたというふうにお願ひしたいと思います。

次にもう一つ、今回の法改定で危惧していることは、市町村の判断で介護予防・日常生活支援総合事業を創設できるということになっております。介護予防・日常生活支援総合事業を導入するかどうかは町の判断で決めることができます。

現在、要支援1、要支援2の方は予防給付として介護者に対する介護給付に準じて全国一律の基準によって質が保たれ、利用料も1割負担で、ヘルパーによる家事援助や介護事業者のデイサービス、短期入所などのサービスが提供されてきましたけれども、今回の総合事業によるとサービス提供は内容も料金設定もすべて市町村任せになる上、サービスの担い手も必ずしもプロの保証はなく、ボランティアなど多様なマンパワーを活用するとされております。

さらに問題なのは、総合事業は介護保険本体とは別枠の地域支援事業の一環とされて、その費用には介護給付費の3%以内という上限がつけられています。

現在、町では要支援1と2の方は、22年度では127人、23年6月では142人となっております。第5期事業計画の中で、必要な介護サービスを保障するために、総合事業を導入しないように私としては求めていきたいと思えますが、町の考えを伺います。

○議長【夷藤満君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 私から、議員ご質問の総合事業についてお答えいたしま

す。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成23年6月に公布されました介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づき創設された事業でございます。この事業につきましては、要介護認定におきまして軽度の要支援という認定を受けた方に対し、従来の訪問介護や通所介護などの介護予防サービスにかえ、配食サービスや安否確認など生活支援サービスなどを総合的に提供する事業として、平成24年4月1日から施行するものでございます。

また、事業実施に際しましては、対象者の心身の状態などに応じて従来の介護予防サービスを提供するのか、それとも今回の新たな総合サービスを利用するのかは、議員さんがおっしゃったとおり市町村が判断するものとなっております。しかし、制度上は本人の意向を最大限に尊重することを基本としておりますので、決して総合サービスを町が強要するものではないという認識をしております。

したがいまして、内灘町における総合サービスの実施につきましては、現時点では考えておりませんが、今後、国、県の動向と他市町の取り組み状況などを注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 8番、北川議員。

○8番【北川悦子君】 現在は総合サービス、町としては考えていないということではありますが、今後ということもありますので、ぜひだれもが老いていくことでありまして、安心してこの町で老いることのできるように、介護保険料の引き上げ、またサービスは切り捨てられることのないように町として努力をしていっていただきたいということをお願いして、次の質問に移らさせていただきます。

暮らし・福祉の相談窓口をぜひ設けていただきたい。

町民にとり、役場の存在はまだまだ近寄り

がたい存在の方が多いのではないのでしょうか。年に一度、役場へ来庁する機会があるかどうかという方もいらっしゃると思います。

役場からは一方的に書類が送られてきて、意味がわからずに放置してしまうと、申請により負担を軽減できたのにさかのぼりができなかったというような話をお聞きしたりいたします。また、窓口で相談したけれども、できませんと言われた、納得できないというような相談を受けたりもしております。

町民にとっては心を悩まし、大変な覚悟で出向かれて役場へ行っていらっしゃる方もいらっしゃるかと思います。

一方、役場のほうでは、現在、ワンストップ体制で一つの手続から関連する担当者が入れかわり対応してくれて随分助かっております。また、高齢で目が不自由だという方、手が震えて書きづらいという方、町の方が代筆をしてくださって本当に助かったという声も聞いております。内灘町の規模だからできる温かいサービスではないのでしょうか。

こうしたサービスを生かしながら、一歩進めていただいて、暮らし・福祉の相談窓口を創設できないでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 暮らし・福祉の相談等は、町民生活課に設置してあります相談窓口を通じまして関係各課との緊密な連絡体制のもと、それぞれを所管する担当者がその相談窓口に出向くワンストップ体制を築きまして、日々多様な相談に対応しているところでございます。

現在、町民生活課で設置してあります町民の各種相談に関する窓口について、今後ともわかりやすい案内掲示に心がけていきたいと存じます。

○議長【夷藤満君】 8番、北川議員。

○8番【北川悦子君】 現在、そうですね、

窓口のほうへ行けば相談に応じていただいておりますが、どこへ行ったらいいかわからないというような場合もありますので、ぜひ各年金課とかそれぞれの窓口じゃなくて、総合的に一括で受けられるようなところもぜひ創設していただけないでしょうか。

○議長【夷藤満君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 町民の方々から各種相談に関する窓口は町民生活課が所管をするということになっております。そこでの相談のその掲示をよりわかりやすく庁舎へ来る人に案内掲示をすることによって、その辺を改善をしていきたいと、そう思っています。

よろしくをお願いします。

○議長【夷藤満君】 8番、北川議員。

○8番【北川悦子君】 現在、庁舎の案内の方が一番窓口のほうにいらっしゃいますね。その方たちも生かしながら、どこへ行ったら一番いいのかというようなところをしていただきたいと思えます。

私の思いとしては、現在、職員同士で見落としがちなケースなんかもあったりするかと思えます。苦勞して見つけた制度とか、喜ばれたケースなど、町としてはどんな形で共有しているのでしょうか。あの方にはお尋ねしたときにはわからなかったけれども、この方だとかいうふうに丁寧に教えていただいて納得できたとかいうことなんかもあるかと思えます。そのような点ではいかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 現在、相談を受けましたその内容については記録を保管しまして、関係職員で情報を共有しまして、類似の相談等の参考にいたしております。

今後とも個人情報の保護に十分に配慮しながら、その相談内容が日々の業務に生かせるよう情報共有のあり方について研究をしていきたいと、そう思っています。

そして、今ほど議員のほうからもありました総合案内の業務ですけれども、総合案内の業務につきましては来庁された方の動きがより見やすいそういう席に移動しまして、そして来庁された方に職員が積極的に声をかけ案内するよう、より一層努めていきたいと思えます。

○議長【夷藤満君】 8番、北川議員。

○8番【北川悦子君】 最近は本当に障害者自立支援法にしましても、子ども手当にいたしましても、介護保険制度等にいたしましても、制度が本当に変わりまして、見直しも多し中、町民も職員も大変だと思えます。だから、こんな大変だからこそ経験の深い、根をおろした方に相談窓口専用になっていただいて、相談窓口の創設をぜひしていただきたいということを再度お願いをいたしまして、次の質問に移させていただきたいと思えます。

次に、住宅の改修工事費等補助金制度についてお尋ねしたいと思えます。

内灘町耐震改修促進計画によりますと、阪神・淡路大震災の被害者の約9割は住宅の倒壊などにより命を奪われ、昭和56年以前の建築物、いわゆる新耐震基準以前の建物に大きな被害が出ていることがわかったと記され、大地震から命、財産を守るには住宅・建築物の耐震化が効果的であり、住宅・建築物が倒壊しないようにすることは多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法であると記されています。

住宅の耐震化率は、平成18年度末で73%であり、平成27年度末までの9年間で90%にする目標が掲げられていますが、5年間近く経過した現在の住宅の耐震化率はどれだけ上昇したのでしょうか、お尋ねします。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

耐震化率の5年近くの推移ということです

けれども、先ほど議員がおっしゃいました18年度の調査以来、まだしておりません。

私どもとしましては、建てかえとかそういったものが進み、耐震化率は上がっておるとは想定しておりますけれども、5年経過する23年度末の耐震化率について今後調査して、27年度の90%の目標に近づくよう、データとしてそんな調査を今後24年度に実施したいと考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 8番、北川議員。

○8番【北川悦子君】 内灘町耐震改修促進計画によりますと、計画の進捗状況に合わせて検証し、目標や計画内容を見直すとも書かれています。

現状を知らなければ、目標を達成するために耐震化の取り組みも実施もできないと思いますので、くどいようですが町民の生命、財産を守るために現状の把握をぜひお願いしたいと思います。

ところで、内灘町既存建築物耐震改修工事費等補助制度が平成21年1月に創設され、耐震改修で一般地区は補助率3分の2、限度額50万円、重点地区補助率3分の2で70万円となっています。

また、ことしの4月1日からは、木造住宅の耐震診断に要する費用の4分の3、限度額9万円の補助も実施されていますが、補助を受けようと調べた方から、とても使いにくくて難しいというような声が寄せられました。

今まで何名の方が補助制度を受けられたのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 ご質問にお答えいたします。

私どもは、その耐震改修工事の補助制度が使いにくいというそういったことを聞いたことはございません。しかし、平成20年から現在までの内灘町でのこの補助制度の活用はぜ

ろ件、活用されたことはない状況となっております。

今後は、制度の周知の徹底を図るとともに、ホームページでも広報でも掲載はしとるんですけれども、さらに周知を徹底したいと思えますし、また近隣市町の制度も研究いたしまして、この補助制度の利用促進につなげてまいりたいと思います。

内灘町は、県内の耐震化率に比較いたしまして高い状況となっております。そういったことも踏まえ、24年度に調査し、今後の対策を考えながら目標に向かって進めていきたいと、そのように考えております。

○議長【夷藤満君】 8番、北川議員。

○8番【北川悦子君】 使いにくいというような相談も上がっていないというようなことでありましたけれども、ただ、ゼロ件であるということにもあらわれているように、その前に皆さん調べられて、どこかに使いにくいというようなことがあるのではないのでしょうか。

また、耐震改修促進計画の中では、耐震化に向けて相談窓口の充実を図り、住民のあらゆる相談に対応、相談できる環境整備を目指し、相談体制の強化を図っていくというふうになっています。相談体制はどのように強化され、相談がまた上がっているのでしょうか。もしあればお尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 相談につきましては、都市建設課のほうで相談を受け付けをしております。

先ほども言いましたけれども、ホームページでの周知徹底でありますとか、制度の研究をいたしまして利用促進につなげていきたいと、そのように思っております。

○議長【夷藤満君】 8番、北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひ周知も重ねて、使いやすいという点でも研究をしていただき

たいと思います。

以前、住宅リフォーム制度の創設をということで一般質問させていただきました。今後、研究、検討していくという答弁でありましたけれども、津幡町では12月議会で住宅リフォーム助成制度を創設していくと町長が答弁しています。内灘町においても、町を活性化していくためにも、町の業者をお願いをして、安心のまちづくり、災害に強いまちづくりをしていく使いやすい方法を検討して、耐震化補助にも拡大していくべきだと思いますが、住宅リフォーム助成制度創設に対してはどのようにお思いでしょうか。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 住宅リフォーム助成制度についてお答えいたします。

この制度につきましては、どのような目的の住宅リフォーム助成制度がよしいのか、そういったものがどういったふうに町の活性化につながるのか、これからも引き続き検討をしてみたいと考えております。

津幡町の例を挙げられたんですけども、私どもも今後、県内の動向もあわせて注視しながら検討していきたいと、そのように考えております。

○議長【夷藤満君】 8番、北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひ、顔の見える町の業者の方たちを使って住宅をリフォームしたいという皆さんの思いもあるかと思えます。研究をされて、早く住宅リフォーム助成制度が創設されるように願って、次の質問に移りたいと思います。

体育施設の使用料見直しについてお尋ねいたしたいと思います。

ことしの11月11日、内灘町体育施設使用料見直し検討委員会から、体育施設使用料についての基本的な考え方及び使用料減免規定の改定案を取りまとめ、答申されております。

平成22年、昨年8月から答申を出される

まで1年5カ月間、12回の審議を重ねられ、体育施設の利用状況、施設管理経費の調査、町内スポーツ団体との意見交換など、町のスポーツ環境をよりよいものにするという視点で協議されてきたとあります。大変なご苦労があつての答申だと受けとめております。その上で質問させていただきたいと思います。

平成17年4月、スポーツクラブプラッツうちなだが立ち上がり、10月に会報が創刊されております。理事長のあいさつの中で、2010年までに各市町村において1カ所以上の総合型地域スポーツクラブを立ち上げるようにと文部科学省からの通達によって内灘町でもプラッツうちなだを立ち上げ、県下で11番目に立ち上がった。プラッツの会員数は2,000名と県下一大きなスポーツクラブであることが紹介されております。

また、町長は会報創刊に寄せて、子供から高齢者まで、だれもが生涯を通して継続的にスポーツに親しむことができるという理念が、内灘町の生涯スポーツ振興にとどまらず、地域全体の活性化につながっていくことを期待すると記されております。

子供から高齢者まで、だれもが生涯を通して継続的にスポーツに親しみ、また楽しむことができる理念に基づき、持続可能な環境でなければなりません。

一番懸念されることは、体育施設使用料見直しの中で、受益者負担の原則に基づき応分の負担が生まれ、健康維持のためにスポーツに親しんでいた方等が減少してしまい、だれもが親しむことのできるスポーツから遠くなるのではないかと思うことです。

このことについて町はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長【夷藤満君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 ご質問にお答えいたしたいと思えます。

使用料の見直しによって、一般の方でも健康のために利用しているのが減るのではないかなという質問の趣旨であったかと思えます。

現在、内灘町のスポーツ実施率でございますけど、平成21年度の調査でございますが、町民2万7,000人に対しまして、ウォーキングやゴルフなどを行っている人を含めまして9,000人と推計されております。そのうち、本町の体育施設を利用されている方の人口は約2,000人であり、町民全体の約1割が体育施設を利用しているという状態でございます。

1点目の質問は以上でございます。

○議長【夷藤満君】 8番、北川議員。

○8番【北川悦子君】 体育館使用は1割程度であるから、そんなに影響はないというお考えなのでしょうか。

無料であったからスポーツ人口もふえてきたと思うのですが、現在、体育施設使用料見直しで飽和状態になっている体育館が解消になるのでしょうか、その点もお尋ねしたいと思えます。

○議長【夷藤満君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 ご質問にお答えします。

総合型地域スポーツクラブプラッツうちなだに登録されている団体は、現在すべて無料で体育施設を利用しております。そして、一般の町民や家族連れの方がたまの日曜に運動しようと思って行っても、定期利用の団体が体育館をすべて利用しておりますのであいていないというのが現状であります。

これらを見直しすることによりまして、限られた体育施設を有効活用して、これまで使用できなかった町民の方々と定期利用で運動してきた方々とのスポーツ環境の整備を行いまして、スポーツ人口の拡大につなげていけないかなというふうに考えております。

したがって、きっかけがあればスポーツをしたいと思っているような潜在的なスポーツ人口の拡大をしまして、町民の生涯スポーツの振興を図っていきたくて考えております。

○議長【夷藤満君】 8番、北川議員。

○8番【北川悦子君】 各スポーツにもよりますが、施設使用の頻度により、答申にもあるように週3回までとかいうような取り決めも必要になってくるかと思えます。

今まで免除により無料であった使用料が1回100円としても、週3回練習をしているということになりますと1カ月単位では1,200円がかかり、会員が減れば使用料もふえると。これだけではありません。ほかにも大会出場するときにもお金がかかり、またプラッツの年会費もかかってまいります。また、各スポーツに対しての登録料等もあり、負担がふえてくることは確実であります。そういう中で、だれもが親しむことができるスポーツの理念に少し外れてしまうのではないかなという懸念があります。

先ほど言われましたように、これによってだれもがスポーツに親しむ機会を得られるということではありますが、現在、飽和状態にある体育施設が使用料の見直しと、あと週3回というようなことなんかを入れまして、それが解消できるところまでいくのかなという疑問が残っております。

答申の中に、使用料改定により町民スポーツ活動の停滞及びスポーツ組織の弱体化が生じないように、改定案の運用においてはきめ細やかな配慮と工夫が必要であると思われまうというふうに書いてあります。スポーツの町内灘として誇れる持続可能な環境、だれもがスポーツに親しみ、楽しむことができる、健康維持にも役立つような環境づくりになるように、今後も慎重な討議、対応を求めていきたいと思えます。

というところで、私の質問は終わらせて

いただきたいと思ひます。



○休 憩

○議長【夷藤満君】 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時30分といたします。

午前11時53分休憩



午後 1 時30分再開

○再 開

○議長【夷藤満君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3 番、酒本昌博議員。

〔3 番 酒本昌博君 登壇〕

○3 番【酒本昌博君】 3 番、酒本昌博でございます。

本日は、傍聴の皆様方には大変寒い中、ご苦労さまでございます。

平成23年第4回定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。通告内容に従いまして、一問一答方式にて行いたいと思ひますので、町長また執行部の方におかれましては明快な答弁をお願いいたしたく存じます。

それではまず、幸福度調査ということで、郷土の豊かさを知るといふ一助に、幸福という主観的な分野だけに信頼に頼る尺度になるのか、さまざまな見解がありますが、法政大学大学院の研究グループが先ごろ公表いたしました都道府県別の幸せ度ランキングでは、皆様もご存じだと思ひますが、1 位が福井、2 位が富山、3 位が石川と北陸勢がトップスリーを占めております。郷土の姿を見詰め直すきっかけになったかと思ひます。私は内灘町がまず 1 番だとは思っているのではございますが。

また、法大の調査では、11月のブータンの国王夫婦が来日なされた際の国民総幸福量（GNH）の考え方ということで参考に、1、

生活・家族、2、労働・企業、3、安全・安心、4、医療・健康の4部門に分けて40のデータが入っています。

それでありますが、近年、悪質化するいじめが大きく社会問題化しています。いじめは昔からあったと言われていますが、昔のものとの間にはやはり幾つかの相違点があるように思ひます。

いじめの種類についても、暴力行為、無視など精神的攻撃に加え、パソコン、携帯電話での中傷などもふえています。さらに、いじめの加害者と被害者がゲーム感覚のように安易に入れかわることも昔との相違点だと思ひます。そして、そのいじめによって極めて不幸な事態が起こっているのも憂慮すべきことだと思ひます。

平成22年度の文部科学省の調査によると、小中高、特別支援学校において、いじめの認知件数は約7万5,000件、前年度約7万3,000件でありまして、児童生徒1,000人当たりの認知件数は5.6件、昨年度は5.1件と前年度と比べてやはり増加し、暴力行為の発生件数は約5万9,000件、前年度6万1,000件と発生件数は減少しているのではありませんが、児童1,000人当たりの発生件数は4.4件、昨年は4.3件となって若干ながら増加しております。この数字は、あくまでも調査結果であり、実際はもう少し多いと思ひられています。

いじめの認知件数の約94%は約6万8,000件ですが、暴力行為の発生件数の約83%、4万9,000件は、小中学校でもいずれも高い割合を占めているのも、小中学生は義務教育のため必ず学校に通わなければならないので逃げることができにくいということがあります。

また、いじめが行われる場所も学校のみならず、スポーツなどの課外クラブや塾などとさまざまです。

また、いじめの発見のきっかけは、アンケート調査など学校の取り組みによる発見が26%、前年度は23.9%で最も多く、本人から

の訴えは23.1%、前年度では24.3%。学級担任の発見は19.9%、前年度は19.5%と、学校の取り組みの重要性を示していると思われま

す。
いじめの問題については、その件数が多いか少ないかの問題以上に、生じた際にいかに迅速に対応し、その悪化を防止し、解決に結びつけることができたのが重要となり、近年のいじめの認知件数の推移等を見ると学校がいじめを認知できないケースがあるのではないかと懸念されることが多いのではないのでしょうか。

そこで、内灘町教育委員会において、所管の学校におけるいじめの実態把握にどのような取り組みを行っているのかをお伺いしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 酒本議員の学校におけるいじめの実態把握のために、町教育委員会はどのような取り組みをしているのかと、そのお尋ねについてお答えを申し上げます。

内灘町教育委員会としては、管下の小中学校に対して定期的にいじめ調査を実施するよう指示し、それを実行いたしております。

小学校では、友達アンケートあるいはなかよし調査等という名称で、年間3回から5回定期的に実施をし、恒常的にいじめを把握できるそのような体制づくりをいたしております。

また、中学校におきましては、年間3回の定期的ないじめ調査を行っております。そのほかに町独自で予算を計上し、楽しい学級生活を送るためのアンケート調査、いわゆるQ-Uテストというものなんですけれども、こういった調査を年間2回実施いたしております。ですから、都合5回の調査になるわけなんですけれども、こういったものによって学級生活に満足をしていない生徒とその要因、そういったことを考察することで学級の状況

を把握し、またいじめの早期発見もできるという、そういったシステムをとっております。

また、学校現場におけるいじめの実態把握のほかに、内灘町教育センターでは、各学校からの教師たちで組織する専門委員会を年間四、五回開催いたしております。いじめの早期発見や生徒指導、保護者やその他関係機関との連携等、いじめについて組織的、継続的に対応しているところでございます。

そのほか、臨床心理士による教育相談を定期的に設けることや、町教育センターの専用電話での子ども電話相談、そういったものを受けまして、直接子供からの悩み事も聞ける、そういった体制をとっているところでございます。

また、いじめ未然防止のための講習会の開催等、いじめや不登校の早期発見、早期対応の調査研究、そういったことを行っております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 3番、酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 ただいまいろいろ、私たちがよく目に見えないような取り組みをなさっているということで大変ありがたく思うのでありますが、アンケート調査等いろいろなことをやっておられまして、そのデータ等は公表等はする予定はないのでしょうか、その点を1問だけお願いできたらお答えいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 今ほど申し上げましたデータは、基本的には県教委のほうにもそれは、県下といいますか全管下で集計をいたしております。そちらのほうに全部集まっております。そういったことで、特に町においてそれを特別に公開しているというようなことはございませんけれども、公のものとして処理されております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 3番、酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 結果は公表できないということで、また……。

○議長【夷藤満君】 少し酒本議員、マイク近づけて。

○3番【酒本昌博君】 いろいろな問題等の対応に役立てていただきたいと思いますが。

先日、文科省のホームページでいじめ問題への取り組み状況に関する緊急調査結果という通知という項目には、教育委員会の取り組みについて11の項目が載っています。

まず1番といたしまして、各教育委員会は、管下の学校に対して、いじめの問題への取り組みについて、それぞれの実情に応じた点検項目に基づく定期的な点検を求め、取り組みの充実を促す必要がある。

2番といたしまして、各教育委員会は、管下の学校におけるいじめの実態把握の取り組み状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の確実な実施を求めるとともに、更なる取り組みを行うよう必要な指導・助言に努める必要がある。

3番といたしましては、各教育委員会は、いじめの問題への自らの取り組みについて、それぞれの実情に応じた適切な点検項目を作成し、定期的に点検を行う必要がある。

4番、各教育委員会は、管下の学校等に対し、いじめの問題に関する指導の方針を明らかにし、積極的な指導を行う必要がある。

5番、各教育委員会は、管下の学校におけるいじめの問題の状況について、実態の的確な把握に努め、各学校のニーズに応じて、適切な支援を行う必要がある。

6番といたしまして、各市区町村教育委員会は、出席停止の手続きに関する教育委員会規則を定める必要がある。

7番といたしまして、各市区町村教育委員会は、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認められるようにする必要がある。

8番といたしまして、各教育委員会は、関連の通知などの資料の活用や、その趣旨の周知・徹底について、学校の取り組み状況を点検し、必要な指導、助言を行う必要がある。

9番といたしましては、各教育委員会は、いじめの問題について、研修の実施や教師用手引書等の作成により、教職員一人一人や学校の取り組みの充実を促す必要がある。

10番、各教育委員会は、いじめの問題に関して、学校のみならず、保護者からの相談も直接受け止められるよう教育相談体制を整えるとともに、相談窓口について広く周知徹底を図る必要がある。また、教育相談の内容に応じ、学校と協力した継続的な事後指導や医療機関など専門機関との連携が求められる。

11番、各教育委員会は、いじめの問題の解決のために、家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る必要がある、と11の指導が表記されております。

私自身は今まで以上に、今後はこの取り組みをより一層進めていただいて、生徒が安心して安全な楽しい学校生活を送られるように、学校教育のほうでは努めていただければ幸いです。

1点目の質問はこれで終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問といたしまして、自家発電の供給拡大の予定はないかということをお願いいたします。

原子力発電所の再稼働のおくれなどにより、電力不足の長期化が進み、今冬にとどまらず来年夏も電力不足が続く見通しであります。

内灘町においては、幸い計画停電などは行われなかったのですが、今後のあらゆる災害に備え、自家発電の供給拡大の予定はないのでしょうか、お答え願います。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 酒本議員の一般質

間にお答えしたいと思います。

酒本議員からは、自家発電機の供給拡大の予定はないのかということであります。

本町では以前より、安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりを目指しまして、災害の未然防止と被害の軽減及び災害復旧の円滑な活動を図れるように、町民と行政及び関係機関等が一体となりまして地域防災力の強化を図ってまいってきたところでございます。

小中学校を初め公共施設の耐震化工事、資機材倉庫の建設などを整備いたしまして、飲料水、備蓄食料の確保に努めてまいったところでもございます。そして、町民お一人お一人の防災意識の高揚を初め、防災訓練の実施や自主防災組織の育成などを推進しているところでございます。

そうした中で、今般の東日本大震災によりまして、私たちは多くの教訓と課題を学んだわけでございます。現在、国を挙げて防災基本計画の見直しを図っているわけでございます。

本町におきましても、来年度予定をしております地域防災計画の修正作業の中で、今ほどもお話ありました自家発電機の設置場所、そして規模及び燃料の確保等を総合的に勘案をいたしまして検討してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長【夷藤満君】 3番、酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 町長、大変ありがとうございます。

6月、前回の質問でも部長の答弁でも、燃料は補充しない状態で庁内施設、役場庁舎では175時間、消防署は72時間、総合体育館で12時間、文化会館で2時間、水道施設では鶴ヶ丘・向陽台浄水場、宮坂中継ポンプ場ともに10時間という最低限の確保ということで、今後は今以上の増設、常設、補強をしてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

今後は町民の安全・安心を第一に、今後ともより一層のご配慮をお願いいたしたく、私の質問はこれで終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 10番、清水文雄です。

私は、一問一答方式で1問ずつ質問をしていきたいというふうに思いますので、町長初め関係部局長におかれましては、明快でわかりやすい答弁をお願いをいたしたいというふうに思います。

まず、1つ目の質問でございます。まちづくり基本条例の制定についてお伺いをいたします。

ご存じのとおり、まちづくり基本条例の制定は、この間約2年間にわたり、まちづくり町民会議の皆さんが汗をかきながら中心になって進められて議論をされているところでございます。敬意を表したいというふうに思いますし、そうした中で、制定に向けた計画では、この12月議会にその案が提出をされて、私としては制定に向けた最終段階に入ってくるものだというふうに認識をいたしているところでございます。

町長は、今定例会提案理由の説明の中で、まちづくり基本条例制定への強い思いを話されております。

まず1つに、町としてまちづくり基本条例制定の意義と目的を、町としてどんなふうに認識をされているのか、改めてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 清水議員の一般質問にお答えいたします。

今ほど町としてまちづくり基本条例の意義と目的を改めて問うということではございません。

少子・高齢化を初め人口の減少、低成長時

代の到来や、地方分権が進展する中、いろいろな地域の課題が発生をしてきているところがございます。これまでの仕組みでは、これらのさまざまな課題を解決することが大変難しくなっているところがございます。そこで、町民がまちづくりの主演となって、町民参画、協働を進めながら、町政運営の基本的な原則や制度、条例という形でルール化する必要があるとの考えに立ちまして、条例制定に強い意欲を持っているものがございます。

このまちづくり基本条例におきましては、町民参画と協働によるまちづくりを進め、町民みずからが町民の意思と責任に基づいて地域のあり方を考え、決定、そして実行していくことを目的にうたっているのであります。

来年は町制施行50周年の記念すべき節目に当たります。この50周年となる1月に、町民主役の新しいまちづくりのスタート、起点としての位置づけをしています。町民の皆様と呼びかけるとともに、歩み始めるにふさわしい時期であると思っているところがございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 10番、清水議員。

○10番【清水文雄君】 今ほど町長のほうから、改めてまちづくり基本条例の意義と目的についての認識をお示しをいただきました。

全国的に、あるいは県内的に、このまちづくり基本条例、自治体によっては自治基本条例というような名称も使われて制定が多くの自治体でなされているというふうに思いますけれども、町としてその把握をどういうふうにされているのか、お伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 今ほどの質問でございますが、全国の自治体ではまちづくり基本条例、自治基本条例を含め、本年9月現在で200を超える自治体が既に制定をしております、約70の自治体が検討中とされている

ところがございます。

なお、石川県内の制定状況でございますが、羽咋市、加賀市がまちづくり基本条例を、輪島市、白山市が自治基本条例を制定しておるわけでございます。そして、七尾市も今年度を目標に取り組んでいるところでありますし、先日の地元紙にもその市民からの意見聴取をするための取り組み状況も載っていたところがございます。

○議長【夷藤満君】 10番、清水議員。

○10番【清水文雄君】 それでは3点目に、そうした中で現在の内灘町の取り組みの経過と進捗の状況をお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 内灘町の取り組み状況でございますが、平成22年4月にまちづくり町民会議を立ち上げまして、1年半余りにわたり町民会議で熱心に議論を重ねられ、延べ42回にわたる審議がなされてきております。この間、町民会議の中に条例検討委員会を設置をし、会議の進行及び条文のたたき台の作成等を行い、中間報告会、地区意見交換会、パブリックコメント等の町民意見を盛り込むなどのプロセスを経まして、素案の取りまとめをいただいているわけでございます。

条例素案につきましては、本年6月に議会にお示しをし、総務産業建設常任委員会で多面的な視点での検討をいただいているところであり、今議会で議会全員協議会とまちづくり町民会議との意見交換の場で総合的なご意見をまとめているところであります。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 10番、清水議員。

○10番【清水文雄君】 今のまちづくり町民会議が設置をされて1年数カ月、そして42回の審議が活発に行われてきているということでございますけれども、ほかの自治体でも多く、現在制定がされていますし、あるいはこれから70の自治体が検討しているということ

でございますけれども、内灘町の今のまちづくり町民会議の議論の中で、その特徴点、条例制定の特徴点、とりわけこれは町長の公約にもありました住民投票条項についての町の考え方も含めて伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

[町長 八十出泰成君 登壇]

○町長【八十出泰成君】 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

内灘町まちづくり基本条例素案では、まちづくりの主役を町民といたしまして、議会、執行機関——行政なんですけれども——の3者が、ともによりよい内灘町のまちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など自治の基本的ルールを定めているところでございます。

また、まちづくりの基本原則として、情報公開、町民参画、協働を定めています。

住民投票条項につきましては、議会の皆様からさまざまな観点からご意見をいただいているところであります。この住民投票制度につきましては、このまちづくり基本条例とは別に、その都度、事案ごとに投票の手续や投票資格等を定める住民投票条例を議会議決を経て実施できるとする非常設型をとっているものであります。

この条例の基本的な考え方の中で、町民が主役としてまちづくりに参加をしていくことをうたっており、町民が直接的に行政に対して意思表示を行い、その意思決定に参加できる町民参加を保障する仕組みが住民投票制度であると思っているところでございます。

町民が主体となってまちづくりを考えると、町の姿勢として、町民がこのような町的意思決定に参加できる方法を理解していることが町民参画において重要なことだと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 10番、清水議員。

○10番【清水文雄君】 今、内灘町のまちづくり基本条例の特徴点をお聞きをいたしました。

私もそういう意味では、町民参加のまちづくりをしていく上でも、前からも質問の中でも、この間の私の質問の中でも条例制定、期待をしているということを述べさせていただきました。

現在、町民も期待をしてその条例の制定について注目をしているわけでございますけれども、制定に向けた今後の日程で、議会との関係、先ほど申されました総務産業建設常任委員会でも慎重に審議をされているということでございますので、今後の日程、まちづくり町民会議の町長への答申というのはいつなのか。そしてまた、議会でもしっかり議論をしていくことが必要だと私自身も思っております。そういう意味では、条例案の議会への提出がどうなるのか、いつになるのか。町長の考え、町の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

[町長 八十出泰成君 登壇]

○町長【八十出泰成君】 清水議員の質問にお答えします。

町民会議や地区意見交換会、パブリックコメント等で町民への説明がされている中、町民からの期待も大きいものがある。このことは清水議員からもお話がございました。

議会と町民会議との意見交換の場において、総合的なご意見を踏まえまして、町民会議からの答申がなされた時点で議会への上程をいたしたく思っているところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 10番、清水議員。

○10番【清水文雄君】 せっかくつくるわけでございますので、そういう意味では議会に提出をされましたら、私自身も議論に参加をして、納得のいく、全体が納得のいく条例制定に向けて一緒になって取り組みを議員とし

て進めていかなければならないというふうに考えております。

ぜひとも早急をお願いを、進め方の面で早目をお願いをしたいというふうに思います。

2つ目の質問に移らせていただきます。

2点目は、この間、町長が今回の東日本大震災に伴っての東京電力の福島原発事故による影響を見ながら、この石川県でも志賀原子力発電所があるということをごさいます、そういう意味では安全協定の締結を進めていきたいという意思をこの間強く表明をされております。

現在、国の原子力安全委員会作業部会の中で、原発事故に備えた防災対策重点区域を拡大をしていくということで、現行、半径8キロから10キロ圏ということでございすけれども、それを30キロ圏に拡大をするということで、これまで名称がE P Zというふうに言われておりましたけれども、U P Zという名称に変更もして進めていくということが明らかになっております。同時に、事故後に直ちに避難する予防防護措置区域というのを設けてこれを5キロ圏、名称をP A Z。さらには甲状腺の被曝を避けるためのヨウ素剤の服用準備をする区域として、これは50キロ圏ということで放射性ヨウ素防護地域、P P PではございませんでP P Aということで新設がされました。このP P Aについては後ほど詳しくお聞きしたいというふうに思うわけでございますが。

町長、この原発防災域の拡大に当たって、P P Aの対応をしっかりとやりながら、U P Zの50キロ圏への拡大を求めていくということで、たしか11月2日の新聞だったと思うんですけどもそれぞれの各紙に載っておりますけれども、マスコミにコメントをされているわけでございます。その姿勢に変わりはないのか、具体的に考えをお聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 清水議員のただいまの質問にお答えしたいと思います。

議員質問の緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるU P Zの拡大についてということでございました。

現在、国では、原子力安全委員会の作業部会での議論を重ねまして、従来の防災対策重点実施地域、いわゆるE P Zの見直しを含めた防災指針の改定作業を進めているところでございます。

報道にもありましたとおり、今のところの改定案では、当町は原発から約50キロ圏内の甲状腺被曝を避けるために、安定ヨウ素剤を配備するなど対策をとる放射性ヨウ素剤対策地域、いわゆるP P Aの対象地域とされているところでございます。当町といたしましては、町民の安全・安心を守る観点から、原子力発電所の有事に際し、町の役割を明確にし、原子力防災対策を講ずる必要があると考えているところでございます。

今後、従来のE P Zに相当する新たな緊急時防護措置を準備する区域、U P Zのさらなる拡大と、P P Aの内容の一層の見直しが図られるよう、引き続き国、県に対して要望してまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○議長【夷藤満君】 10番、清水議員。

○10番【清水文雄君】 私は先日、今回のこの防災指針の見直しということで、経済産業省の担当者からお話を聞く機会がございました。その中で確認をさせていただいたんですが、今回のU P Z 30キロ圏、あるいはP P A 50キロ圏というのは、それはあくまでも一つの目安なんだと。福島の実状を見れば、この何キロ圏、何キロ圏というのは、30キロ圏、50キロ圏というのは一つの目安であって、その地域の特性によって変わってしかるべきだという見解もいただきました。

そういう意味では、町民の安全・安心を守る立場から、ぜひとも今町長申されました防

災域の拡大に向けて取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

また、議会では11月7日に、志賀町にある北陸電力志賀原子力発電所を視察をしてまいりました。議員全員で視察をさせていただきました。中身は省略をいたしますけれども、当日、西野所長様、堀田石川支店長様が大変丁寧に説明をいただきまして、その中で最後に懇談をする場があったんですけども、その中で私は、町長は安全協定の締結に積極姿勢を示しておる。そういう意味では、締結に向けて対応をお願いをしたいということ伝えてお願いをしました。堀田石川支店長のほうから、話はお聞きをしていると。お話を正式に聞いて、真摯に対応していきたいという旨の返答がございました。

町として、町長は北陸電力株式会社に対して、安全協定の締結に向けてこれからどのように、具体的にどうしていかれるのか。安全協定を結ぶために、これは時間もかかると思います。中身がいろいろございますから。同意事項も入れるのか入れないのかも含めて、中身の話もあると思いますから、どのように進めていくのかを具体的にお聞きをしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

現在、北陸電力との安全協定の締結に向けまして、北陸電力から安全協定に関する情報収集を行いながら、町幹部職員の志賀原子力発電の視察について、この間、調整をしてきたところでありまして、先般ご返事がありまして、12月26日に視察を受け入れていただくということですので、町幹部職員ござって視察に行きたいと、このように思っておりますのでございます。

それから、安全協定の内容につきましては、現在、北陸電力と石川県及び志賀町で締結し

ております志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定では、計画等に対する事前了解や異常時における連絡、立入調査などに関する項目が盛り込まれておりまして、現在、停止中の原発の再稼働には県及び志賀町の同意が必要となっているわけでございます。

私は、町民の安全・安心を守る立場といたしまして、北陸電力の安全協定を締結する際には、原子力発電所の安全対策の変更などがあれば速やかな情報の提供と事故等異常時には直ちに北陸電力から直接正確な情報の提供を受ける事項を盛り込むことが最も重要だと考えているところでございます。

今後、周辺自治体の動向も注視をしながら、北陸電力との安全協定の締結に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長【夷藤満君】 10番、清水議員。

○10番【清水文雄君】 安全協定、町民の安全・安心を守るという意味でも、ぜひとも内灘町と北陸電力株式会社が結ぶ、そのための努力をお願いをしたいというふうに思います。

中身については相手のあることでございます。ただ、町民の安全・安心を守るという意味では、先ほど申されました再稼働に向けた合意事項なんかも含めて私は結ぶべきだというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

町の原子力防災体制についてお伺いをいたします。

この質問については、前回9月議会で質問をさせていただきました。9月議会が過ぎて、羽咋市で10月1日に羽咋市防災総合訓練というのが実施をされました。当日は私もその訓練を、原子力防災の中身があるということで視察、見学をさせていただきました。現地へ行ったら、内灘町からも総務のほうから3名、そして消防からも5名が見えられておりまし

て、本当に朝早くからご苦労さまというふうに思ったわけでございます。

訓練は8時半ごろ、能登半島中心部を震源とするマグニチュード9、震度7の地震が発生をして、一ノ宮、上甘田地区の被害が集中をして多数の被害が出たという想定のもとに行われたものであります。

さらに、3月11日に発生した東日本大震災の教訓を生かして、昨年までの訓練に新たに津波避難訓練と原子力事故避難、スクリーニング、除染訓練も新たに追加されておりました。

最初にお聞きをしたいんですけども、当日、大変朝早く見学、視察をされましたその感想を、原子力防災の面、そして消防の面から、どのような感想を持たれて今後生かしていけるのか、それぞれお聞きをしたいというふうに思います。

○議長【夷藤満君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 去る10月1日に行われました羽咋市防災総合訓練には、町職員を派遣して各種訓練を視察させております。

訓練では、火災防御訓練、水防訓練、倒壊家屋救出訓練等のほかに、地震による原発事故を想定し、被曝の有無を測定するスクリーニングや除染訓練、避難訓練、それからヨウ素剤搬送訓練等、原子力防災に関する訓練も今回初めて取り入れられておりました。

今回の訓練の中でも特に原子力防災に関する訓練は、原子力災害時におけるおのおの対応を確認をするという面から大切なものであり、このような訓練を行うことが必要であると、派遣職員ともども認識をいたしたところでございます。

○議長【夷藤満君】 津幡博消防長。

〔消防長 津幡博君 登壇〕

○消防長【津幡博君】 清水議員の羽咋市の防災訓練の視察をしてどう感じたかということについてお答えをいたします。

ことしの3月11日に発生しました東日本大震災、これまでの想定をはるかに超える被害がありました。多くの犠牲者を出しております。その中には消防職団員も含まれており、改めて地震並びにその地震による津波の怖さを認識しております。

そうした中で、ことし実施されました羽咋市の防災訓練が、従来の訓練に加えまして原子力災害を取り入れたものということをお聞きしまして、消防としてどうかかわっていかれるのかということを確認するために職員を派遣したものでございます。

訓練につきましては、今ほど議員ご質問の中にもありましたとおりの訓練でございました。東日本大震災にありましては、宮城県の釜石東中学校が、津波を想定した避難訓練を繰り返し実施しておったおかげで、在校していた生徒が一人も被災しなかったという事例もございました。訓練を指導する私ども消防としましては、今後も町民に対して訓練の大切さを広めていかなければならないというふうに感じた次第でございます。

平成23年度の内灘町の総合防災訓練につきましては、台風の影響も考慮しまして実施されませんでしたけれども、これまでに町内のほとんどの地区で訓練を実施しておりまして、防災に関する認識度は非常に高まっているというふうに感じております。

来年度の町の防災訓練につきましては、今年度、国から貸与されますエアテントも応急救護所として活用するなど、また地震や津波災害に加えまして原子力災害等が発生した場合にどのように応用できるのか、そういったことも調査研究していかなければならないというふうに検討していきたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 10番、清水議員。

○10番【清水文雄君】 ありがとうございます。

ことしは訓練が実施できなかったというこ

とでございますけれども、それじゃ町として原子力防災を含めた来年に向けた防災訓練の具体的な進め方の考え方を、今それぞれお示しがあつた中身も踏まえてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長【夷藤満君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 町として原子力防災を含めた町防災総合訓練の具体的な進め方についてお答えをいたします。

町の防災訓練は、地域防災計画に基づきまして例年実施をしております。現在、本町の地域防災計画の中には原子力防災に関する事項は盛り込まれておりません。

国では、防災指針の改定作業を現在進めており、県は並行しまして県地域防災計画の改定作業を進めていっているところでございます。県の計画変更を受けまして、新たに原子力防災の対象となった自治体は、原子力防災計画に基づく避難計画や通信連絡体制等を整備し、安定ヨウ素剤の配備などを進めていくこととなります。

今後、国、県の動向を見きわめながら、来年度の町防災訓練には、今回視察しました羽咋市防災総合訓練の原子力防災に関する訓練項目の中で実施可能な訓練項目を取り入れてまいりたいと考えています。

よろしく申し上げます。

○議長【夷藤満君】 10番、清水議員。

○10番【清水文雄君】 そういう意味では、私9月議会でも原子力防災を訓練の中に入れるべきだということをお願いをいたしました。その上での羽咋市の訓練への視察の派遣、そして今の答弁につながっているというふうに思います。ぜひとも来年度に向けてお願いをしたいというふうに思います。

ただ一つですけれども、今部長のほうからございましたけれども、私もこれ前の質問で言っておつたんですけれども、県の防災計画が出て、それを見てから町が決めるというふ

うに部長言われましたけれども、たしか法律が変わりまして、町は独自でその計画をつくれるというふうになったというふうに思いますので、前も私、たしか防災訓練に原子力防災を入れるべきだというふうに質問させていただいたときに、やっぱり県のほうは余り町で動いてくれるなというような、ちょっと表現悪いんですけども、県が決めて、あんたらが決めるんやというよな姿勢でございましたけれども、今、たしか法律が変わって、地方分権一括法の改定が多分されているはずで、11月1日か。それで変わっているというふうに思いますが、そのところを確認をして、やっぱり町が自分たちの町民の、住んでいる町民の安全・安心を守るんだということで、内灘町は内灘町でやっぱりやっていくべきだというふうに思いますので、ぜひともその点検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移るわけでございますが、先ほども言いましたけれども、国の原子力安全委員会、放射性ヨウ素防護地域、PPAですね。これを50キロ圏というふうにして新設をされる動きにあります。

指針が多分そういうふうに出ると思いますので、町としての備蓄のあり方、あるいは配布体制についての考え。私は最低でもやっぱり保育所、小中学校、子供たちはやっぱり吸収しやすいという面もありますので、そこへの対応を強めてほしいということをお願いしておつたんですが、9月議会の答弁は医科大とも相談をしてやっていくということでお聞きをしておつたんですが、その後、どういふふうな考えで今現在進んでいるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 防災指針の改定案では、本町は原発から約50キロ圏内の甲状腺被曝を避けるために安定ヨウ素剤を配備するなどの対策をとる放射性ヨウ素剤対策地域

とされており、安定ヨウ素剤の配備について対応をする必要があります。

安定ヨウ素剤は、放射能対策に高い予防効果がある反面、副作用のリスクもございますので、備蓄上の管理体制を図るとともに、服用マニュアルの作成や職員研修など取り扱いには十分な対策を講ずる必要があると考えております。

今後、ヨウ素剤の配備につきましては、国の防災指針の改定作業を注視しながら、今ほど申し上げましたことを踏まえ、まずは町内の保育所や小中学校への配備について進めてまいりたいと思います。

○議長【夷藤満君】 10番、清水議員。

○10番【清水文雄君】 ぜひとも早急をお願いをしたいと思います。

次の質問ですけれども、やっぱり地震、津波、台風、集中豪雨あるいは雪害などの自然災害、原発事故などの複合災害への対策面を強化をして、これからまさに先ほど町長が申されました町民の安全・安心を守っていくことがこの自治体に、内灘町に求められているというふうに思います。

どこの自治体もそうなんですけれども、限られた人員の中でこれらの対策に対応していかなければならんということで職員の皆さんも大変だろうというふうに思うわけですが、また財政面、予算面もあるというふうに思いますが、現在、総務課でその都度、その都度と言ったら悪いんですけれども、起きたらぱっと対策をやるとか、担当は決まっておると思うんですけれども、そういう体制になっておるんですけれども、町として原子力防災も含めた、こんだけやっぱり災害が多いということもございますし、そういう意味では防災対策を専属にするそんな部署等の配置が、設置が必要なんではないかなというふうに思います。先ほど申したようにさまざまな面での検討が要するというふうに思いますけれども、その町の考えについてお尋ね

をして、この原子力関係の対策の質問終わりたいと思うんですけれども、お願いをいたします。

○議長【夷藤満君】 蓑外史男副町長。

〔副町長 蓑外史男君 登壇〕

○副町長【蓑外史男君】 ただいまの清水議員の質問にお答えします。

現在、庁舎の4階にあります408会議室が災害対策本部を設置した場合の拠点ということで「防災対策室」という名称があります。ただ、これはあくまでも災害が起きた場合の活動の拠点ということであります。

今お話のありましたとおり、最近では防災あるいは災害そのものが非常に巨大化するであるとか、あるいは想定外のものも考えられる。そんなことで、非常に防災対策というのは重要であるということは改めて認識いたしております。

現在、総務課のほうで安全担当ということで3名が一応配置されておまして、いずれも兼務ですが、防災、防犯、交通安全、そして国民保護法ということに対応する体制をとっております。こういう担当の人員の強化については、これから図っていききたいというふうに思います。

ただ、防災対策室を独立して組織することについてはもう少し検討していききたいと思いますが、人員の強化に含めまして、やはり専門家の知恵が、収集をちゃんとできるようなそういう体制も含めて対応していききたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 10番、清水議員。

○10番【清水文雄君】 ぜひとも住民の安全・安心を守るために、できることから対策を強化をしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、食品の放射線に影響する学校給食についてお尋ねをいたします。

今、粉ミルクからのセシウムの検出がされ

るということで、大変子育てされている方々は不安に感じておりますし、福島原子力発電所の事故でかなり広い範囲にわたって放射線が拡散をされているということが現段階でもわかっております。これからもまだ広がってくるだろうというふうに思います。

とりわけその食品、食べ物ですね、口にする食べ物の放射能汚染というのが今大きな課題になっていますし、これからも、とりわけ子供たちの安全・安心を守るという意味では重要な課題になってくるだろうというふうに思います。

児童生徒を放射能被害から守るために、学校給食に使用する食材のあり方について、今、産地表示とかいろいろ言われていますけれども、町として給食に対する放射能汚染の対策をどんなふうに今現在とっていらっしゃるのか、まずはお聞きをしたいというふうに思います。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 清水議員の学校給食における食材の放射能の対応についてのお尋ねにお答えいたします。

内灘町教育委員会では、6月15日から給食用の野菜等につきましては、北関東の福島、茨城、群馬、栃木、千葉県産のこういった地域からの野菜は給食には用いないということにいたしまして、納入業者にもその旨伝えて実施をいたしております。

それから9月からは、放射性セシウムに汚染された稲わら等を飼料に用いた可能性がある牛肉が出回ったといったような問題から、牛肉につきましても、これは牛肉そのものの使用を今のところ控えておまして、豚肉、鶏肉等で代用した献立といたしております。

それから魚につきましては、これまでサケ、マス等は北海道産、その他はほとんどが外国でとれた冷凍魚を用いております、近海魚は使っていないということで、今後とも魚等

については産地について留意をしているという状況でございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 10番、清水議員。

○10番【清水文雄君】 北関東、東北の産地のものは使っていないということで、肉は9月から牛肉は入れてないと。魚も近海ものは扱っていないということでございますが、やはり今言われているのは、子供たちが口にするものに対する放射能汚染がどうなっているのかということが大変、冒頭に申しましたけれども、子育てをしていらっしゃる方たちが不安に感じていらっしゃいます。

そういう意味では、松本市なんかは毎日農産物を測定をしていると。その基準も、国は500ベクレルという基準であるわけですが、松本市の教育委員会はウクライナ基準というのを設けまして40ベクレルにしていると。もちろん共同給食センターのところで測定器を使ってはかっているということでございますが、国が今の文科省が500ベクレルというのを40ベクレルに、これはちょっと何か混乱した情報が飛んでいるらしいですけども、機械を40ベクレルはかれるものを設置せよということで、何か17都県に通知を出したということも報じられておりますけれども、いずれにしても国も40ベクレルというのをほぼ基準にしつつあります。

そういう意味では、やっぱり放射性セシウムなんかの影響というのが大きな課題になってくるだろうというふうに思いますし、この石川県でもやっぱり不安をお持ちの方々がたくさんいらっしゃいます。これは内灘町でもやっぱり食に関しての関心というのが話に聞きますし、そういう意味ではやっぱり子供たちの安全・安心を守るという意味で、町として給食センターに放射線測定器を、サーベイメーターの測定器を設置をして子供の安全・安心を守っていく考えがないのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 今ほどの清水議員からの放射線検査測定器の給食センターへの配備の考えはないかということでございますけれども、今ほどご質問の中にもありましたように、12月1日から文科省は1キログラム当たり40ベクレル以下というものが目安なんだよということを表明しております、一般に暫定規制値として定めている野菜類等の500ベクレルに比べてはるかに低い、いわゆるウクライナ基準を文科省は用いることにしたと。用いることにしたといいますか、目安にしたという状況でございます。

ところが、この検査機器を配備することについては、国は17都県を補助の対象にしますよということで、富山、石川からこちらのほう、西のほうはその該当県に入っていないわけでございます。

これが配備されて、すべての食材について40ベクレル以下ということが確認できれば本当に安心な状況になるわけなんですけれども、この検査機器そのものが約300万円とかなり高価なものでありますので、国の補助対象がそういった17都県ではなく、もっと広げてもらえるような状況が来るのではないかなと期待もして願ってもいるんですけれども、そういったことで国の助成措置が拡大されて内灘町まで設置されるそれまでの間は、当面の間の措置として先ほど申し上げましたように野菜類は石川県産を中心に、あるいは石川県でない場合は石川県以西の地域から仕入れるというような措置で今対応しているところでございまして、国に対してもあらゆるチャンネルを通じて、その検査機器がより広い地域に拡大し、補助対象になるようお願いをしていきたいなど、そんなように思っています。

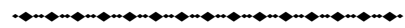
以上です。

○議長【夷藤満君】 10番、清水議員。

○10番【清水文雄君】 今、配備に向けて努

力していくということでございます。しかしやっぱり、毎日毎日がどうなっていくかというのが、放射線の拡散状況というのがちょっとわかりませんので、そういう意味ではやっぱり食材を月に1回でも測定をすとか、測定をしていくというところの面の対策も含めてぜひともお願いをして、私の質問終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。



○散 会

○議長【夷藤満君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日の本会議は午前10時から開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時46分散会

平成23年12月9日（金曜日）

○出席議員（16名）

議 長	夷 藤	満 君	8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田	臣 宣 君	9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島	利 美 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本	昌 博 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田	勇 人 君	12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口	正 己 君	13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井	良 信 君	14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道	正 博 君	15 番	南	守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長	八十出	泰 成 君	総 務 部 長	丸 信 也 君
副 町 長	蓑	外 史 男 君	総 務 課 長	若 林 優 治 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君	兼 総 合 収 納 室 長	田 中 徹 君
総 務 部 長	出 川	常 俊 君	まちづくり政策部 企画財政課長	岩 上 涼 一 君
まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君	まちづくり政策部 情報政策課長 兼 公 聴 広 報 室 長	大 徳 茂 君
町民福祉部長	川 口	克 則 君	町民福祉部 町民生活課長	重 原 正 君
都市整備部長	中 西	昭 夫 君	町民福祉部 健康推進課長	長 谷 川 徹 君
教育委員会教育次長 兼 学 校 教 育 課 長	長 丸	一 平 君	町民福祉部 介護福祉課長	北 川 真 由 美 君
消 防 長	津 幡	博 君	町民福祉部 環境政策課長	中 宮 憲 司 君
町民福祉部 担 当 部 長	北	雅 夫 君	都 市 整 備 部 産 業 振 興 課 長	井 上 慎 一 君
都市整備部 担 当 部 長 兼 企 業 立 地 推 進 室 長	山 田	吉 弘 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長 兼 北 部 開 発 対 策 室 長	長 田 学 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	島 田 睦 郎 君
			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 助 田 有 二 君

○議事日程（第3号）

平成23年12月9日 午前10時開議

日程第1

町政一般質問

7番 恩道正博
12番 渡辺 旺
9番 能村憲治
11番 水口裕子
4番 生田勇人
13番 八田外茂男



午前10時00分開議

○開 議

○議長【夷藤満君】 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【夷藤満君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、6日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○一般質問

○議長【夷藤満君】 日程第1、町政に対する一般質問を行います。

質問時間は一人30分以内ですので、時間内にまとめるようお願い申し上げます。

また、傍聴の皆様には、議員が質問している際は静粛にさせていただき、立ち歩いたり、退席しないようお願い申し上げます。

それでは、通告順に発言を許します。

7番、恩道正博議員。

〔7番 恩道正博君 登壇〕

○7番【恩道正博君】 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆様には大変ご苦労さまでございます。

議席7番、恩道正博です。

平成23年12月議会に質問の機会をいただきました。通告に従いまして一問一答方式で質問を行います。

まず第1に、国の東日本大震災の復旧・復興予算に伴い、町の財政への影響についてお伺いをいたします。

各省庁は、この9月に平成24年度概算要求の概要を発表しましたが、我が国の最優先課題である東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害の速やかな収束に向けられております。そういった中で、地方財政への影響が懸念されるわけであります。

町も社会保障費の民生費や義務的経費の増加が見込まれる中で、地方財政が厳しく先行きがわからない中で、今後の町の重点施策の実行と財政の健全化を進めていく上で、町の財政への影響はどのように考えるのかをお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

○まちづくり政策部長【高木和彦君】 ただいまのご質問に私のほうからお答えをいたします。

国の平成24年度予算に対する各省庁の概算要求が出そろい、一般会計概算要求額は東日本大震災からの復旧・復興対策にかかわる経費や経済再生など効果的な施策に重点配分する特別枠、日本再生重点化措置を合わせまして98兆4,686億円という過去最大の要求額となりました。

税収の大幅な伸びが期待できず、また新規国債発行額の限度もあり、今後数兆円規模での圧縮が求められている状況であります。

この状況下にあつて、地方財政を所管する総務省は、平成24年度の地方財政の課題を次のとおり3点にまとめております。1点目は、地域主権改革に沿った地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化であります。2点目は、東日本大震災にかかわる地方の復旧・復興事業費及びその財源の別枠での確保。3点目は、社会保障・税一体改革の推進であります。具体的には地方の一般財源総額について、実質的に平成23年度地方財政計画の水準を下回らないように確保することです。また、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方交付税総額を適切に確保することにあります。

さらに、東日本大震災から復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方自治体の負担に影響を及ぼすことがないよう、復旧・復興事業費及びその財源については通常の歳入歳出とは別枠で整理し、国費による措置を大幅に拡充した上で地方財源を確保するということが掲げられております。

加えて、個別の課題として子ども手当の今後の制度設計、平成22年度の税制改正による

地方の増収分の取り扱いなどもあり、地方財政にとってはまだまだ不透明な状況であると認識いたしております。

本町の財政状況につきましては、初日提案理由の所信の中で町長から申し上げましたが、健全化判断比率等の指標で見れば、公債比率、将来負担比率ともに安定はいたしておりますが、町の基金が減少する中で公債費の償還が今ピークを迎えていること。また、民生費など社会保障費の増加によって平成24年度の町の予算編成は引き続き厳しいものと思っております。

今後とも国の予算編成状況を注視するとともに、地方六団体等を通じ、地方財政の健全化に向け、地域の実情を国に訴えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 7番、恩道議員。

○7番【恩道正博君】 ただいまの答弁では、24年度の町の財政もなかなか厳しいということで、これまでいわゆる財政改革ですか、それをやってきましたけれども、改めて引き続きその改革を進めていっていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

町会の街灯をLED照明に取りかえ更新する場合に補助制度の設置についてお伺いをいたします。

今、LED照明を取り巻く環境は、この3月11日大震災以降激変しております。また、改めて見直されております。国難とも言える東日本大震災、そして原発事故、そして計画停電の実施と大停電を回避するための節電対策が進められております。

ご存じのとおり、LED照明が従来の蛍光灯に比較して消費電力と二酸化炭素が約2分の1に削減、寿命が4万時間と長寿命と高耐久性という環境性と省エネ性を兼ね備えたものであります。昨今の照明市場において、省エネ、節電への関心の高まりなどから高効率

かつ小容量の開発が進み、社会的にも導入の拡大が期待されております。

また、各電力会社は、これまでの公衆街路灯20ワットまでの料金区分を、新たに10ワット以下の新料金の設定の認可を受け、この12月1日から適用されております。北陸電力管内においても同様に20ワットまでの料金区分を細分化し、10ワットまでの新料金区分を設定しております。

ここで、LED照明と従来の白熱電球や蛍光灯に比べますと、1つには、寿命が4万時間と長く、街灯の点灯時間で比較しますと、蛍光灯は約2年、LEDは約10年の寿命となります。それによって交換作業も少なくなり、特に高所での交換する際の危険と費用から解放されます。2つには、蛍光灯は微量ではありますが水銀蒸気を含みますので産業廃棄物としての管理対象となり費用が発生しておりますが、LEDランプにおきましては強化プラスチックなどの樹脂性のため破損の心配がないことから経済的であるということ。3つ目には、紫外線をほとんど含まないので虫が寄りつかないなど防虫効果があること。第4には、マイナス20度の低温環境でも発光効率が低下をしないで、蛍光灯のように不点灯がないこと。5つ目には、視認性が高く、デザイン性がすぐれているという特徴があります。

しかし、デメリットとしましては、価格が従来の蛍光灯に比べ高いことが挙げられますが、最近では国内メーカーも競って量産体制に入っており、普及するにつれ、今回も新たにLED10ワットの防犯灯も出てきており、価格も下がってきております。

今、内灘町に設置されております街灯で、各町会管理のものが約2,250カ所あると聞いております。これに基づきまして私の計算では、現在の街灯がすべて20ワットの蛍光灯と仮定し、これをすべて10ワットLED照明に交換した場合、いわゆる新料金の設定で計算しますと、電気料金の削減額は年間約227万円

にもなります。削減率は約46.9%となります。

また、CO₂削減量は年間1本当たり30キログラム、全体では約66トン、削減率は64.3%にもなります。同様に、原油換算では年間約34キロリットルの削減となります。

そこで、各町会が管理しております街灯、防犯灯を経年による劣化などで従来の蛍光灯からLED照明に取りかえる場合、町は補助制度を設けて積極的にLED照明の設置を働きかけ、CO₂削減に向けた地域活動を強力に推進することを提案しまして、町の考えをお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 恩道議員の一般質問にお答えしたいと思います。

ご提案の町会の街灯をLED照明に更新する場合に、町の補助金制度を設置したらどうかと、こんなお話でありました。

町では、LED照明の設置につきまして、省エネによる経費の削減及び環境への配慮の観点から、今推進をしているところでございます。町管理の街路灯につきましては、LED照明の消費電力の低さや、従来の照明灯に比べて長時間使用できるという点から、現在、医科大通りの水銀灯の一部を順次LED照明に交換しておるところでございます。

また、平成22年度には、地球温暖化対策等推進事業補助金を活用いたしまして、当町の庁舎1階駐車場や庁舎の正面の部分をLED照明に交換しております、このようにして私たちはLED照明の導入を積極的に図っているところでございます。

現在、町が実施しております各町会等の管理している街灯に関しての補助金につきましては、内灘町公衆街路灯維持管理料金等に係る補助金等交付要綱という何か難しい名前なんです、その要綱によりまして、町会等が管理する街灯1本当たり300円の維持管理補助金及び電気料金の3分の2を補助している

ところでございます。

また、その同要綱によりまして、新規に設置する街灯には設置する地域の町会等に1割の負担をお願いをしているところでございます。

議員ご提案の各地域の街灯を蛍光灯からLED照明へ交換する場合の補助金制度についてでございますが、現在、さまざまな製品が開発されておまして、照明の明るさや耐久性及び消費電力などによりまして電気料などの中長期的な対費用効果につきましても検証しますとともに、今後、省エネや環境問題等に積極的に取り組まれる地域といいますか町会、区会を対象に補助金制度のあり方について前向きに検討していきたいと、このように考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 7番、恩道議員。

○7番【恩道正博君】 今の町長の答弁では、積極的に進めている町会にこれから補助金制度の導入を考えているというお答えでよろしいんですね。

それと、確かに今答弁の中でありましたLED照明が出てきましてからまだ2年、3年で、確かに各メーカーのものにはばらつき等いろいろありますけれども、今後、エコの町を進めるという大きないわゆる内灘町の目標がありますので、そこら辺もひとつ改めて、今ありました進める町会も含めながら、今後そのほかについても街灯にかかわらずひとつどのような進め方があるのかもちょっとお聞きをしたいと思いますが。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 恩道議員の一般質問ですが、議員ご承知のとおり、私たちはエコタウンを目指す町としてさまざまな省エネ、環境問題に取り組んでいるところでございまして、今言う街灯に関していえば、地域版環境ISOを取得している町会あるいは区会が

それぞれあるとか、そんなことで町の施策そのものをご理解していただく町会、区会はふえているということでありまして、町民の皆さんの中にそのことをより広く浸透させていくためにも、今言ったLEDの照明を積極的に導入していくということは言うに及ばずということでありまして、ただ、初期投資の問題も含めて財政的にもかなり厳しいこともありますから、そのことも検討しながら従来どおりの気持ちでエコタウン内灘を目指して頑張っていきたいと、このように考えているところでございます。

ぜひ、恩道議員からもいろんな面でご支援いただければありがたいと思っています。

以上です。

○議長【夷藤満君】 答弁が終わりました。よろしいですか。

7番、恩道議員。

○7番【恩道正博君】 今町長の答弁でエコタウンを目指すということで、またいろんな面でもエコを目指して頑張っていたいただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長【夷藤満君】 12番、渡辺旺議員。

〔12番 渡辺旺君 登壇〕

○12番【渡辺旺君】 おはようございます。12番、渡辺でございます。

平成23年第4回内灘町議会定例会に町政一般質問の機会をいただきましたので、あらかじめ通告してあります2点について質問をいたします。

質問の形式は全問一括によります。答弁に当たります町長及び関係部課長は、具体的かつ明快な答弁を賜りますようお願いをいたします。

まず初めに、中学校の必修化される武道についてお伺いをいたします。

平成24年度から中学校の保健体育で武道が必修化されることになるかと聞いていますが、私個人としてはいいことだと思います。

そのうち柔道でいいますと、今や国際スポーツ柔道といまして世界で共通しているわけでございます。柔道は、講道館柔道創始者、嘉納治五郎先生が興した柔道、教育、体育とその科学性、合理性、社会性、教育性を融合させたいわゆる「精力善用」「自他共栄」を道標する人の万物の霊長たるゆえんは、自己の目的を自覚して、これを実現する能力を具備しているところにあります。しかも人は社会を離れて存在するものではなく、社会の恩によって生きているのであるから、人間最大の事業は、この社会の恩に報いることであります。そのためには活力が必要であり、そしてその活力の宿るところが身体であります。その身体を鍛練して強くしなければならないということが嘉納治五郎先生の言葉であります。

柔道、教育、体育と3つ合わせたものを学習することは、中学生にとってよいことであり、また実技のみではなく教育すること、文武両道の道を行かねばなりません。

一方、中学校では必修化されることで隠れた才能を持っている人がいるかもしれせん。そんな人を中学校の部活に入ってもらい部活動を活発化させて、今や柔道は内灘町にとって切っても切れない内灘町のスポーツです。全国的にもすばらしい選手を数多く輩出しております。

その柔道は、小学校のときは柔道教室に入って活躍している人たちが、中学校に入り部活に入る。そういうことの繰り返しをしている。それだけにさきに言った隠れた人材を見つける、そういう人がいるということは、その実技プラス教育をして、そして必修化されることが大切であります。

今、柔道ばかり言いましたけれども、剣道も一緒ではないかと思えます。そこで、柔道、剣道で、どちらを必修化、採用されるのか。柔道、剣道などを行うときに必要な道具、例えば柔道着などの購入はどうするのか。学校

で購入して個人個人に貸すのか。これだと肌に直接身につけるものであり、衛生面からも問題があります。それとも、個人に買ってもらうのか。これも大変なお金がかかります。教育委員会はどのような考えをお持ちでしょうか。

次に、街路樹の手入れについて、また干拓地の松の木の赤枯れについてお伺いをいたします。

今は、はや東京では初雪が降ったということですが、12月、二十四節気の大雪も過ぎ、12月5日、イロハカエデの落ち葉を観測したと出ております。しかし1カ月前、11月17日、イチョウの紅葉を観測したと金沢気象台が発表しました。その時分は、イチョウやケヤキの並木は、見る者に対しては大変きれいであると。12月に入るとそれが落ち葉となり、木だけが残ります。これは毎年の繰り返しであり、しかし、落ち葉のころ、その木の下にある家には気の毒なくらい大変なんです。毎日が落ち葉拾いが日課です。これも町の景観かと思ひ、我慢をしております。

その街路樹についてちょっと言いますけれども、町道幹1号向栗崎大根布線、通称医科大通り、ケヤキ約82本、イチョウ261本、計343本があります。順次、アカシア交差点より向陽台交差点まで桜並木とケヤキ約38本。向陽台交差点より鶴ヶ丘3丁目交差点までケヤキ約34本、イチョウ約19本。鶴ヶ丘3丁目交差点より役場前交差点まで、ケヤキ約10本、イチョウ約179本。役場前交差点より放水路まで、イチョウ約63本があります。そのほかに放水路より白帆台入り口までケヤキ約61本。白帆台地内にはケヤキ約97本がございます。鶴ヶ丘西1号線及び幹5号鶴ヶ丘中央線にイチョウ約111本。町道幹3号向栗崎線、イチョウ約103本等々があります。

ほかにまだたくさんございますが、特に鶴ヶ丘3丁目交差点より役場前交差点、また町道幹5号鶴ヶ丘中央線の街路樹は伸び放題に

なっております。

場所は違うんですが、ことし8月18日19時ごろ、街路樹が電線に触れて付近一帯が1時間ほど停電になっております。そのときの様子は、火花が飛び散り、火災になるのではないかと付近の人は言うておりました。

今申し上げました地区、特に2カ所について町の大通りですので、ケヤキの木は広い場所で自然のまま枝を伸ばしたいのが木ですが、しかし、そこには手入れをして、剪定をしてやる。そこでご存じでしょうか、剪定とは、果樹、庭木などの育成や果実を均一にし、樹形を整えるために枝の一部を切り取ることでございます。

今後、街路樹の管理はどのようにするのかお伺いをし、ちなみにかほく市の内日角保育所の前通り、金沢市の木越北交差点、野々市市、白山市などなど街路樹を剪定してきれいにしてあるところがたくさんございます。

次に、河北潟地内の松の赤枯れについてお伺いをいたします。

放水路より津幡方面に約2キロまでに約75本、内灘町よりかほく市内方面約564本、かほく市より西部承水路沿いに室まで約85本、宮坂から西荒屋放水路沿いに約220本等々が、干拓地内の松の木はほとんど全滅をしております。あの状態を担当課は知っているのか。もしわかっているのなら、今のうちに関係機関に話をし、抜本的に方策を考えていく必要がございます。

来春になるとその道路両側に桜並木も桜街道として名所になると思いますが、その対策をお願いいたします。

また、通告はしてございませんが、これは冬期間に入り、ことしもラニーニャ現象が見られ、日本も激寒になると予測されております。特に年末より年明けにかけ大雪になると言われています。

ことしの1月31日に降った雪のようにならないように今から準備をし、想定外になった

と言われないように除雪対策を手抜かりのないようお願いをいたします。

終わります。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 渡辺議員の一般質問にお答えしたいと思います。

私のほうからは、中学校で必修化される武道について、全般的に答弁をしたいと思っています。

教育基本法の教育理念に、伝統と文化を尊重するという項目が新たに規定をされ、その教育の場における具体的な取り組みの一環として、中学校の体育に武道が取り入れられたことは議員おっしゃったとおりでございます。

武道といえば「礼に始まり礼に終わる」という言葉がありますように、子供たちの規範意識をはぐくむ上で極めて有効かつ重要な教育的要素を持つものであります。

まだまだ成長過程の中学生が、武道を通して伝統や文化に関する教育を受けるということは、心身の発達や成長のために非常に重要なことであると思っております。

青少年の健全育成や技術向上の観点からも、これまでも内灘町少年柔道教室では、心身ともに鍛えられ成長し、日本を代表する選手を数多く輩出してきたのではないかと考えているところでございます。古いところでは、国際大会でも大活躍をいたしました下出選手、また高校時代に日本代表として国際大会でも活躍され、現在は内灘中学校で柔道の指導に当たっている本出先生、そして最近では鶴ヶ丘小学校6年生の藤田慶二君が相撲でも柔道でも全国大会で上位の成績をおさめているところでございます。

内灘少年柔道教室の皆さんが全日本選抜少年柔道大会に出場し、入賞を果たすなどの活躍もあるわけでございます。このほかにたくさんの方の柔道教室卒団生がインターハイや国体

等々で活躍されているわけでございます。本当に私たちにとっては誇りであります。

これらの輝かしい成績は、半世紀以上の長きにわたって本町柔道界の豊富な伝統をつくり、またその土壌をはぐくんでこられた多くの先達のご尽力のたまものであり、内灘町が誇るべき大切なスポーツ財産であると思っています。いるところでございます。

今後は、体育の種目の一つに柔道が必修とされることによりまして、議員がおっしゃいましたように隠れた才能を持った人が全校生徒の中から見出せる契機になるかもしれません。そうした人が柔道の魅力に引かれ、本町の豊かな柔道の土壌の中でさらにその才能が磨かれ、中学校の部活動を活発化する原動力になっていくことも期待されるわけでございます。

さらには、単に柔道によって鍛えられたわざや体ばかりでなくて、規範意識といった心をしっかりと持った全校生徒の模範的な生徒が育っていくこともまた期待をしている一つであります。

私からは以上でございます。

○議長【夷藤満君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 私のほうからは、渡辺議員ご質問の柔道、剣道等を行うときに必要な道具の購入についての部分についてお答えいたしたいと思えます。

平成20年3月改訂の学習指導要領を受け、平成24年度から男女とも体育の種目の一つに武道を必修として行うことが定められております。

武道の種目には、柔道、剣道、相撲が種目としてございます。その種目の選択や用具に係る費用については各学校の判断にゆだねられていることから、それぞれの自治体においてもその取り扱いはさまざまあります。

そこで、河北郡市校長会では、武道の種目

の検討を平成21年中に行っております。そして、柔道を河北郡市の武道の種目とすることといたしました。内灘町を含む河北郡市では、柔道着の購入は個人負担でお願いしており、1着の購入費用は2,900円でございます。

柔道着は直接肌に身につけるものであり、衛生面からも個人所有が適切であると考えております。制服や体操服と同じふうと考えております。どうかご理解賜りたいと思えます。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 私のほうから、街路樹の管理についてお答えいたします。

街路樹は、安らぎと潤いのある町並みを形成し、都市生活に欠かせない都市施設の一つと考えております。住民の方々には、秋の落ち葉拾いや夏の除草、水まきなど年間を通してご協力をいただいております。まことにありがとうございます。

街路樹の剪定につきましては、歩行者の妨げになる枝の枝落としや宅地へ入るような枝の落としなど、また樹形を整える基本剪定を定期的に行っております。

今後はより一層街路樹管理に努め、樹形の整っていない街路樹などの剪定を行い、町並みの景観保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、干拓地内の松枯れについてお答えいたします。

干拓地内の松林は河北潟干拓土地改良区が管理を行っております。ことしは特に松くい虫の被害による立ち枯れが多く目につきます。河北潟干拓土地改良区では、これまでも松の伐採を行ってまいりましたが、今年度は本数が多くて追いつかないというような状況と聞いております。

今後は、補助事業を活用して順次伐採を行い、また薬剤散布などを行い予防措置をとることといたしました。

いずれにいたしましても、今後とも河北潟干拓土地改良区と連絡をとっていきたくと考えております。

最後ですけれども、桜の件なんですけれども、内灘町から津幡町に行く道路の干拓地内の両わきに桜が植わっております。それにつきましても適正に管理し、桜の名所になるように、そういった管理に努めてすばらしい桜並木にしていきたいと、そのように考えております。

○議長【夷藤満君】 12番、渡辺議員。

○12番【渡辺旺君】 一問一答でないものから、教育委員会の柔道着は個人負担だと。これも2,900円ほどと言いましたけれども、大変親御さんにかかったら負担が大きいわけです。特に父兄の方と十分相談した上でひとつよろしく願いをいたします。

それから、街路樹の件について、剪定をすることですけれども、これは鶴ヶ丘3丁目の松の木の問題にしても、剪定をしないと、これを坊主にしてしまっているんです。あれは3年計画で21年度から23年度まですると言いつつ、2年間は一番先に切って、一番道路側の松の木を1本残せと。そうすることによって交通事故、冬になると北風がすごい寒い。そういうことから1本だけ残せということをおっしゃったんですが、それが結果的には4本坊主にしてしまつたということをお申し上げしてもだめですけれども、これを部長は違いますけれども、前にあったことをよく話をしなかつたらだめです。

きのうも一般質問にありましたけれども、そういうことを話をしなかつたら、新しく議員になられた方はそういうことはわからないわけですから、それをすることになっておりますから、これから剪定をしてひとつよろしく願いをいたします。

一括ですから、これで終わります。

○議長【夷藤満君】 9番、能村憲治議員。

〔9番 能村憲治君 登壇〕

○9番【能村憲治君】 傍聴の皆さん、足元の悪い中、ようこそ議場へお越しいただきまして、ありがとうございます。

9番、能村憲治。

平成23年第4回定例会において町政に対する一般質問の機会を得ましたので、通告に従って一問一答方式で質問をさせていただきます。

私からは大きな項目として、1つ、除雪対策、そして今ほども話がありましたクロマツ440本の伐採、そして高齢者見守り、要するに緊急通報装置の3項目について質問をいたします。

質問に入る前に訂正がございます。皆さんのお手元には、クロマツ300本とあるところを、実際には440本ということでございますので、改めさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

まず最初に、除雪対策についてお伺いをいたします。

除雪対策については、過去にはもう何回となく質問しておりますが、自然が相手であるということからでしょうか、なかなか万全な処置が講じられていないのが現状でございます。

ことしの1月末から降った雪は、量が多かったせいもあり、除雪後の道路状態に対し住民から多くの苦情が殺到いたしました。また、除雪車両の初期出動に問題がなかったのか等の声もよく聞かれました。これらの苦情、意見を生かすべく、ことしの除雪対策の取り組みが期待をされるところでございます。

ことしの冬も予報によると例年以上に寒波の襲来があるようでございます。町は12月1日に除雪作業本部を設置し、冬の到来に備える体制に入っておりますが、私から次の3点についてお伺いをいたします。

まず1点目として、除雪車両の確保についてでございます。

年々減少している公共工事の中、建設業者の経済状況は思わしくなく、重機を手放したり、修繕に多額の費用を要するため修繕をしなかったりというようなことが重なり、重機の数が減少しております。

河北省では5台の除雪車を購入して対策をとっているということですが、内灘町では除雪車両の確保ができていますのかどうか、お伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 ご質問にお答えいたします。

ことし1月末の大雪の際に、町民の皆様にご多大なご不便をおかけいたしました。そのときの反省点を踏まえ、機械除雪の出動時期を原則午後10時とすること、コミュニティバス路線の除雪を強化すること、また道路パトロールを充実することなどを今年度の道路除雪計画に盛り込みました。

除雪作業は町会や住民の方々のご理解、ご協力なしには成り立つものではありません。今年度も町会及び住民の方々と連絡を図りながら除雪作業を実施してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、除雪車両の確保につきましては、昨年と同じ33台を確保することができました。この体制で町内一斉除雪を行っていききたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 9番、能村議員。

○9番【能村憲治君】 2点目に、まず歩道の除雪についてをお伺いをいたします。

歩道は、車道除雪を優先する余り、ところどころに多く雪が積み上げられております。そのため、通学する児童が車道を歩かざるを得ない状況にあり、大変危険でございます。

ことしも歩道除雪機が7台で歩道を除雪するわけではありますが、重要なのは通学時間帯に歩道除雪ができていますかということでございます。この点についてどのような体制にな

っているか、お伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 歩道除雪についてお答えいたします。

歩道除雪機械は7台保有しております。医科大通り、内灘駅から内灘海水浴場に行きます鉄板道路とか、清湖大橋から内灘町までの県道松任宇ノ気線など幹線道路の歩道除雪を行う予定としております。

町内一斉除雪を行う午後10時から歩道除雪を開始いたしますが、雪の状況によりましては通勤通学の時間に間に合わない、そういったことの可能性もあると考えております。そのようなこともありますので、今後は交通量の多い医科大通りや主要な交差点の歩道は排雪も検討しながら、なるべく早い時期に歩道のスペースを確保できるよう対応していきたいと、そのように考えております。

また、歩道除雪を今7台で行っておるんですけれども、ことしの除雪作業を見ながらその増設も検討するかどうか、そういったものについてはことしの状況を見ながら増設について検討していきたいと、そのように思っております。

○議長【夷藤満君】 9番、能村議員。

○9番【能村憲治君】 歩道除雪機が7台、少し少ないんじゃないかというようなことから、歩道除雪機をふやしたいというような答弁であったと思います。多ければ多いほど除雪作業をするに当たって、よりよい除雪ができるというように思いますので、ぜひその増設のほうを検討していただきたい、このように思います。

ことしはどうも除雪機械が手薄というようなことも報じられております。できる限り多くの除雪機を取りそろえていただきたいと、かように思います。

3点目、毎年のごとくでございますが、雪の置き場について、要するに雪のストックヤー

ドについてお伺いをいたします。

毎年、雪の置き場がないために歩道や交差点付近に高く積み上げられており、大変交通の面で危険でございます。

そこでこれは提案でございますが、例えば民間の空き地を借り上げて利用することや、また当町には公園がたくさんございます。ここに積み上げる方法がとれないかということでございますが、公園はフェンスで囲まれています。冬の間だけ除雪車が入るところ、その分だけ一時的に外しておく。そして、奥のほうへ雪をストックするというようなことができれば相当の雪が除雪されるんじゃないかなと、このように思います。

また、町は他の方法でいいことを考えておられるのでしたら、そのあたりもお伺いをいたしたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 雪置き場についてお答えいたします。

民間の空き地や公園を町内一斉除雪の際に雪置き場に活用することは、大雪の除雪作業を行う上で有効なことと考えております。

ただし、課題といたしましては、雪にごみや土砂がまじりますので、それをどう処理するか。また、公園に重機やトラックが入ることにより、クレー舗装や芝生が傷むというようなことも考えられます。

議員ご質問の公園を雪置き場にするというような案につきましては、近隣市町の対応や先ほどの課題の整理を行い、来年度以降の除雪体制に反映させていきたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 9番、能村議員。

○9番【能村憲治君】 ぜひまたそのあたり検討をよろしくお伺いをいたします。

次の質問に移ります。

次の質問は、先ほども訂正させていただきましたクロマツ440本の伐採についてお伺い

をいたします。

昨日は太田議員が、また本日、渡辺議員がいろいろこの件について質問があったように思いますが、私のほうからは医科大通りのクロマツ伐採に至った理由と経過、その影響、そして今後の対策についてお伺いをしたいと思っております。

医科大通り、鶴ヶ丘4丁目交差点から鶴ヶ丘5丁目交差点の東側、鶴ヶ丘3丁目地内に、幅約5メートル、長さ約400メートルにわたり、松の木、クロマツ440本が植えてありました。

この松は、昭和50年代初めに、飛砂防止や防風対策のためにアカシアからクロマツに植えかえたものでございます。つまり、アカシアは根の張りぐあい小さくて、住宅街では風で倒れるおそれがあると同時に、秋には葉がすべて落ちてしまい、防風には適さないなどの理由からすべて松に植えかえたものと伺っております。

樹齢は35年から40年くらいで、高さが約10メートル、幹周り1メートル、大きいものではそれ以上あるものでございます。成長中ということの松であります。このクロマツ、ことし10月にすべて伐採がされてしまいました。

クロマツは、花はハマナス、鳥はタカとともに、昭和54年に町木として制定されております。

ところで、内灘町史にクロマツについて次のように掲載されております。「内灘町は古くから飛砂で苦しめられ、スガキを用いて飛砂防止に当たったが思わしくなく、明治の後期にネム、アカシア、クロマツ、グミなどが植栽された。中でもクロマツは1年を通じて緑を絶やさず、飛砂防止に役立つこと大であった」云々と制定理由が掲載してあるわけでございます。

町木として制定されているクロマツをなぜすべて伐採したのかについて、多くの住民から疑問の声が上がっております。そこで、伐採に至った理由をお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 医科大通りの松を伐採した経緯についてのご質問にお答えいたします。

昭和50年代に植えました松苗が大きく育ち、松葉が海からの風で民家の屋根に落ち、雨どいが詰まるなど長年ご迷惑をおかけしておりました。一昨年、町と町会が話し合い、3カ年計画で伐採することにいたしました。財源といたしましては、県の緊急雇用創出事業を活用して実施したものです。

内灘町は土地区画整理事業で鶴ヶ丘地区や大清台、向陽台といった町を内灘砂丘の地に整備してまいりました。建設当時の昭和40年代、50年代には、飛砂防止や防風の目的で、生命力の強い松を多く植えました。

現在、内灘町はその宅地に住宅が建ち並び、当時と状況が変わっております。今後は地域住民の住環境の保全を図りながら、町有山林の管理を行い、緑あふれる潤いのまちづくりを行っていきたくと考えております。

○議長【夷藤満君】 9番、能村議員。

○9番【能村憲治君】 あんまり理由になっておらんように思いますけれども、3年前に町会と話をして伐採するというに至った、このように経過を話しされたわけでございます。3年前に決まった。話はそれ以前から進められていたことは当然でございますわね。

3年であそこにある松の木約440本を1年で3分の1、2年で3分の1、残りが約140本、ことし残っていたわけでございますね。先ほど渡辺議員からも話がありましたように、残った松の木、10メートルくらい、ましてや35年から40年かかって大きくなった松の木。その松の葉っぱが地元の家にかなり迷惑をかけておると。これは今のこの現場だけじゃなくて、内灘町至るところにそういうところがございますわね。そういった意味から、最後に140本残っていたそれまで全部切る必要が

あったのかどうか。私は専門家に聞くところによると、松の木、そのあたり百四、五十本は、頭をきっちりと剪定、先ほど渡辺議員からも話があったような剪定をすれば、ほとんど影響がないといったら失礼でございますが、小さくなるというふうなことをお聞きをしておるわけでございます。

したがって、何とか最後の140本というものに対して、町内会の人に理解をいただいて、すべて伐採するというようにならないような方法がとれなかったのかどうか、再度お伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 全部切る必要がなかったのではないかというようなご質問にお答えいたします。

3カ年計画で切るということで、毎年3分の1ずつ切った経緯がございます。今年度、その状況を見ながら判断しておったんですけども、今年度4月に、町会と話をいたしまして全部切ると。切った後にカイズカイズキを植えるというような話をしておりまして、それに基づいて伐採をしたものです。

低く剪定したりいろいろな方法はなかったのかというご質問なんですけれども、一度低目に剪定いたしまして枯れた経緯もございまして、そういったことも踏まえまして伐採をしたものであります。

町有山林は鶴ヶ丘地区以外にもございます。町有山林等につきましては、いろいろその場所場所で状況が違います。そういったものの状況につきましては、それぞれの場所、それぞれの地域の特性等を勘案しながら、地域の方々と話し合っ、その住環境の保全というのが、当初は先ほども言いましたように飛砂とか防風という役割があったんですけども、家並みが建ち並び、そういった状況になった段階で町有山林のあり方といたしましては住環境の保全というものをそれぞれの場所場所

で、近隣の住民の方あるいは町会の方々と話し合いをしてその保全について努めてまいりたいと、そのように考えております。

結果といたしましては、鶴ヶ丘地区につきましては、現在見ていただくようにああいふ形ですべての松を切り、カイヅカイブキを今月中に植える予定としております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 9番、能村議員。

○9番【能村憲治君】 今の件でございますが、内灘町のメイン通りということもございまして、本当に440本、緑を伐採されたということを本当に悲しく思う町民の一人でございます。

今後はしっかりそういうことのないように、また他の地区でもそういう地元からの多少なりとも苦情もございましょう。しかし、300本、400本というまとまった樹木を伐採するというのは本当に地元の声だけであっていいものかどうか。このあたり再度、町長にひとつお聞きをしたいなど、このように思いますので、よろしくお願ひします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 今ほどの質問であります。

内灘町民にとってクロマツというのは町木であると。その意味で、伐採時にはあちこちからやっぱりいろんなご意見をいただいているわけでありまして、我々もそんな意味では苦慮しているわけでありまして。一方で、その存在する町会の皆さんから、ぜひとも住環境を守るために切っほしいというそんなお話も多くあるわけでございます。

その際にどうするかというのは、やっぱり今おっしゃったように難しいという話はあるんですが、よくよく町会の皆さんとお話をし、そしてできれば残せるものは残していくというそのことを前提にこれからも話し合いをしていきたい。そして、大事なクロマツで

すから残していくというそのことを前提にした対応の仕方をこれから指導していきたいと、このように思っているところでございます。

○議長【夷藤満君】 9番、能村議員。

○9番【能村憲治君】 町長、ぜひ景観もあることとございます。景観というのはお金で買えるもんじゃございません。そういうところも、また景観は地元内灘町内だけのものでもない、このように思うところがございまして、またひとつそのあたりよろしくお願ひします。

次に、内灘町は「人にも地球にも優しい町」、これを基本理念に、住民、事業者、行政が一体となり温室効果ガス排出の抑制に取り組んでおります。2020年度までに年間約2万トンのCO₂削減を目標として努力しております。

クロマツ伐採によって、これらに対する温室効果ガスなどのこととございます。影響をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

松を伐採すれば、植物は二酸化炭素を吸収しております。そういった面では松を約400本切りましたので、その影響はあると思っておりますが、先ほども申し上げましたようにカイヅカイブキを約240本植栽する予定としております。

その温室効果ガスにつきましては、その差の分が大気中に増加する、二酸化炭素温室効果ガスがふえるのではないかと考えております。しかし、二酸化炭素の削減という意味では、保安林の植栽でありますとか、さまざまな植林を他のところで緑化を進めております。今年度は霊園にも桜を植えたいというような予定もしておりますし、そういった町全体で緑化を進め、温暖化防止について町として緑

を使った、また違った意味での温室効果ガスの削減等を進めていきたいと。私ども都市整備部といたしましては、公園、町有山林、県有保安林、いろいろなもので緑化を進め、その削減に向けて努力していきたいと、そのように思っております。

○議長【夷藤満君】 9番、能村議員。

○9番【能村憲治君】 よくわかりました。

この件、最後のほうでございます。

今、伐採した松の木。その松の根っこというのがあのあたりにしっかりと埋まっておるといような状況であるその上で、先ほどのイブキを植えるということで、その後で植える木にその根っこが邪魔にならないのか。大変そのあたりまで危惧をしているわけでございます。どんなものでしょうか。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 ご質問にお答えいたします。

カイヅカを植えますけれども、当然根っこが残っております。その植えるに当たっては、すべてあるわけではなく、その根を外すような形でカイヅカを植えていきたいと、そのように考えております。

○議長【夷藤満君】 9番、能村議員。

○9番【能村憲治君】 それでは、次の質問に移ります。

高齢者見守り、いわゆる緊急通報装置についてお伺いをいたします。

平成22年9月議会で、当町の緊急通報装置の利用状況とその成果、対応、そして今後のあり方について質問をいたしました。町の答弁は、今後は24時間体制の活用方法を調査、検討し、利用者、また受ける側の利便性を図っていくというようなことではございました。

緊急通報装置とは、ひとり暮らしの高齢者が急病や災害時などの緊急時に適切な対応を図り、事故を未然に防ぎ、老人福祉の増進と安全な生活環境づくりに努めることを目的と

したものでございます。

平成元年に当町がこの制度を導入し、現在27台が設置されていると伺っております。現在使用されている機器は、一般電話に取りつけ、ワイヤレスリモコン、ペンダント型がありますが、家の中だけしか使用できないものでございます。

また、緊急通報装置の順位が、まず近隣の親類、次に民生委員、そして消防署とつながることになっております。しかし、利用者の状況を確認できないことが多く、そのために救急車と消防車が同時に出動しているのが現状でございます。21年度では2回、22年度では4回ありました。これらのうち、誤報が3回あり、救急車も消防車も必要なかったわけではございません。このような状態では、本当に緊急事態が発生したとき支障が考えられるところでございます。

そこで最近、この緊急通報装置は大変進歩してきております。家の中のみならず、ペンダント型なら外出先でも使用でき、ボタンを押せばコールセンターにつながり、24時間体制で待機している看護師などと連絡がとれ、救急車の手配も受けられるようになっていると聞いております。

また、室内の天井や壁にセンサーを設置することで、利用者が倒れて動けなくなったときには、センサーがそのことを感知してコールセンターにつなげ、適切な処置がとられるようになっております。

県内では、既に半数近くの市町がこの装置を導入しておると伺っております。当町でも、現在の機器の効果などをしっかりと評価した上で、新しい機械の検討が望まれると思いますが、この点いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

私のほうから、高齢者の見守りに関するソフト面からのことについて答弁をしたいと思います。

今日の地域社会におきましては、少子・高齢化や核家族化の急速な進展によりまして、住民のライフスタイルの多様化やプライバシー意識の高まりなどから、身近な交流コミュニケーションが希薄化するところがございます。そして、家族や地域で支え合う機能が弱まってきている感じがしているわけでございます。こうした状況は、ひとり暮らしの高齢者等におきましては不安や孤立感を抱え、一人で悩む人がふえることによりまして、ひきこもりや孤独死などの社会問題を引き起こす要因にも実はなっているところがございます。

隣近所の人たち、さらにすべての町民がお互いを理解し合い、認め合い、そして支え助け合うという気持ちが人間関係のきずなを築き、家族的な地域社会をつくっていくものと考えているところがございます。高齢化社会にあって、このような地域社会を築いていくためには、高齢者に対する緊急通報装置などのハード面を含めた公的制度の支援はもちろん必要でございますが、ソフト面におきましては地域における高齢者の見守りと支え合うネットワークづくりを進めていくことがますます重要になってきていると、このように考えているところがございます。

なお、内灘町におきましては、来年度から地域福祉計画の策定に取り組んでまいりますが、その中で地域の公民館や集会所など、地域の社会資源を活用いたしました地域福祉活動の拠点づくりを進め、あわせて高齢者の見守り体制の整備と支援策を検討してまいりたいと、このように思っているわけでございます。

あと、緊急通報装置の答えについては担当から答弁したいと思います。

○議長【夷藤満君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 私から、緊急通報装置の設置についてのご質問にお答えいたします。

緊急通報装置の設置につきましては、おおむね65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯の方で、心臓病などの疾患により緊急を要する方を対象に設置している状況でございます。

現在設置してあります機器につきましては、緊急時にボタンを押すだけで事前に登録された家族や民生委員、さらに119番へと自動発信されるものでございますが、議員ご指摘のとおり、緊急内容が火災なのか、また救急なのかわからない点や、緊急時にあっても本人がボタンを押さない限り機能しないということも現実問題としてあるわけでございます。

今後、高齢化と核家族化による高齢者世帯の増加に伴い、高齢者の事故も増加することが予想され、事故を未然に防ぐという観点からも、緊急通報装置の充実は重要な問題であると考えております。

なお、議員からご提案のありました人の動きを感知する人感センサーと連動したシステムなど、高齢者の見守りに関する機器などにつきましては、現在、民間各社において多種多様な製品の開発が進められております。内灘町におきましても、平成22年第3回定例会において能村議員より機器の見直しについてのご質問を受け、これまで新たな機器などについてその内容や導入に係る費用などを調査してまいりました。

また、増加する高齢者からの各種相談などに対応するため、24時間対応可能な相談センターの設置につきましても、あわせて現在検討している状況でございます。

今後は、緊急通報装置の機器の見直しなどについて、さらに調査、検討を重ねるとともに、高齢者の方が地域で安心して生活できるよう早急に見守り体制の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 9番、能村議員。

○9番【能村憲治君】 以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 11番、水口裕子議員。

[11番 水口裕子君 登壇]

○11番【水口裕子君】 2011年12月一般質問を通告に従って行わせていただきます。

八十出町長は6月議会で脱原発を表明されて以来、約束どおり県への働きかけを続けてくださっていることに感謝と敬意の思いをあらわしたいと思います。ありがとうございます。しかし、谷本石川県知事の対応は極めて冷淡で、礼を失したものであると言わざるを得ません。

知事は、6月の原子力防災地域（EPZ）拡大の申し入れに対しては、「国の指示をまつ」「北陸電力を招いて勉強すればどうか」などと県民の安全を守る立場としてのやる気が見られず、危機管理意識が欠如した対応でした。

9月の申し入れには、県の町長会の場で予定されていましたけれども、その町長会との懇談会を突然キャンセルし、今度はUPZ拡大の申し入れを予定していた八十出町長初め県内の全町長さん全員が肩すかしを食った形になりました。

北陸中日新聞によれば、谷本知事はこの突然のキャンセルの理由を公務のためであるとして「詳しいことまで話して丸裸になる必要はない」と明らかにしませんでした。県下の町長全員そろっての懇談会は、知事にとっては大切な任務のはず。それ以上に大切な公務とは何だったのか、明らかにしていただきたいものです。

以上のことを踏まえて、まず原子力発電所の諸課題について5点一括してお聞きします。

1番、谷本知事の「国の指示まち」対応についてどう思われますか。

2番、知事が県の町長会との懇談を突然キャンセルしたことについてはどうですか。内容はあらかじめ知事に伝えられていたのでしょうか。

3番、国の原子力安全委員会は緊急防護措置区域（UPZ）を30キロメートルに広げる案を示しました。きのう、清水議員もお話しされたとおりに、県に裁量が任されていますが、知事の態度からいってこのまま黙っていたら40キロ圏の内灘町はらち外に置かれてしまうと思います。早急に県知事へもう一度、三度目の申し入れをしていただきたいが、いかがでしょうか。

4番、UPZ拡大に消極的な石川県の対応を見るにつけ、安管協と言われる原子力安全協議会というのがございますが、むしろこの原子力安全協議会への参加を申し入れてはどうかと思いますが、考えをお聞かせください。

志賀原発の運転再開の最終的な決定はこの安管協でされます。現在は、志賀町の町長と議会議長、隣接自治体の首長さんがメンバーに加わっています。

福井県若狭町や小浜市では、独自に自治体として安管協を設置していますが、内灘町としては県の安管協への参加を申し入れていただければと思います。

この5点に、もう1点ございます、済みません。

それから、12月5日、奥能登広域圏事務組合がありまして、珠洲市、輪島市、能登町、穴水町の首長さんが原発防災や安全協定についてもその場でお話を協議されたと聞いております。この奥能登の2市2町で連携し、今後県に対しては統一して要望していく事項と各自治体ごとの要望事項に整理していくことに、その広域事務組合の場で決めたそうです。

奥能登地区のこの動きに比べて、内灘町周辺自治体の動きの鈍さにはがっかりしていますが、八十出町長には県へ申し入れるに当たり、能登地区の他の自治体への働きかけをさ

れているのでしょうか。今後の見通しについてはいかがお考えでしょうか、お聞かせ願います。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 水口議員の原子力発電所の諸問題について、ただいま5点ですかね。

○11番【水口裕子君】 はい、5点です。

○町長【八十出泰成君】 質問がございました。これ順番にお答えすればよろしいのでしょうか。それでよろしいでしょうか。

○11番【水口裕子君】 はい。

○町長【八十出泰成君】 まず、県知事に対して「国の指示まち」対応ということで、私がどう思っていますかということですが、言うまでもありませんが県知事は県民の幸せを願ってさまざまな判断をされているわけでありまして、私といたしましては町長として町民の安全・安心を守る立場で、福島原発事故の経験からE P Zの拡大をお願いしたところでございます。

知事におかれましては、県民の声としてそうした我々の声をぜひ国に届けていただきたい、このように思っていましたけれども、かないませんでした。そのような意味において、残念だというふうに思っているところでございます。

次に、県知事が町長会を欠席されたということでもあります。多分、10月31日に来年度の予算要望に対する懇談があった時の話なんです、その会を欠席されたということについてどう思うかということですが、言うまでもありません、これも。県知事は、さまざまな公務の中で緊急を要することというのは多々あるわけでありまして、その中で判断されたのではないかとということでもあります。そして、そのことの結果として、今回の町長会を欠席されたものと、このように思っているところでございます。

それから、知事に対して従来のE P Zの拡大、新たに言えばU P Zの拡大をしてほしいというそのことに対してどうかということでありました。

さきの町長会でも、平成24年度予算要望の中で従来のE P ZからU P Zに変わったこともあわせて要望をしているところであります。実際に知事がおったわけではないんですが、町の要望として届けさせていただいたところでございます。そのさきの町長会で、今言ったように要望させていただきました。

そして、昨日の清水議員の一般質問にもお答えしたとおり、国の防災指針の改定作業と石川県地域防災計画の改定作業を注視しながら、従来のE P Zに相当する新たな緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるU P Zの対象のさらなる拡大と放射性ヨウ素剤対策地域、いわゆるP P Aの内容の一層の見直しが図られるよう要望してきたところであります。今後も引き続き国、県に対して要望してまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、県の原子力安全協議会に参加してはどうかというお話でありました。石川県の原子力安全管理協議会は、志賀原子力発電所周辺の安全確保及び保全に関する協定書に基づきまして、周辺の市や町の首長などが委員として組織されたものであり、委員は同協議会規定によりまして石川県知事が選任し委嘱をするものであり、現段階では同協議会への参加につきましては考えてはいないわけでございます。

それから、能登地区の自治体への働きかけをしてみてもという話であります。以前にもお話をしましたけれども、ある会議の席に能登地区の首長さん全員おそろいで協議する場があったわけでありまして、その折に、内灘町の要望について、実は我々はE P Zの拡大を考えているんだと。ぜひ、首長さん同士が同意をいただいて、能登地区全体で要望す

ればもっと力強い形になるのではないかという
ことでお伝えした覚えがあるわけでありま
す。

今後もさまざまな状況があると思うんです
が、必要な場合には働きかけを行っていき
たいと、このように考えているところでござ
います。

今言われた5点については、このような答
弁でございます。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 ありがとうございます。

今後も働きかけを続けてくださるというこ
とで、特に能登地区の周辺地域の皆さんとそ
ろってこういった申し入れができるというこ
とは、今町長もおっしゃいましたように、も
っともっと力強い働きかけになると思いま
すので、今後もぜひとも県への働きかけと
ともに、周辺自治体へのかほく市、津幡な
どへの働きかけをお願いします。

6点目でございますけれども、この北電へ
申し入れてくださいということは、きのう、
清水議員が詳しく質問されたので、ただ1
点だけ確認しておきたいと思えます。

北陸電力との安全協定は、志賀原発再稼働
について、石川県と志賀町だけでなく、内
灘町にも物が言えるようにという思いがあ
って申し入れされるのだと確認しておいて
よろしいでしょうか。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 今ほど安全協定、
志賀原発安全協定を結ぶときに再稼働も考
えていないのかというお話であります
が、私はその再稼働に対してそれぞれの地
区の首長に対する報道からインタビューと
いいますか問い合わせを聞かれたことが
あるわけでありまして、そのときにもお
答えしたんですが、極めて重要な課題
でありますので慎重に対応してほしいと、
こういう話をしてきました。

それを今言うように、協定の中へ盛り込
むかどうかというのはまだ検討の最中であ
りまして、そのときになってまた考えてい
きたいと、このように思っています。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 この安全協定の
内容にもいろいろあるわけですが、やは
りただ防災の協定を結ぶというふうな
形だけでなく、やはり物が申せるよう
な形にしていただきたいと強くお願い
しておきたいと思えます。

次は、飯舘村について次の2点をお伺
いします。

福島原発から40キロの飯舘村は未
来の内灘の姿だと何度も申し上げてま
いりました。この村が震災以前は原
発にどのような対応をしていたのか。
原発、震災が起きてどう動いたか。
どのような放射能汚染被害を受けて
いるか。そして、今どう考え、どう
対応しているのか。実際に町長に
見てきていただきたいと思いま
すが、いかがでしょうか。

トップがその目で見、耳で聞き、
体で感じてこられることは、き
っと今後のまちづくりと防災につ
いて役立つことではないかと思
います。いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 今ほどの飯舘
村を見に行つてはと、こういう話
でありましたが、実は先月の11
月30日でした。開催されました
全国町村長大会に、被災地から
の訴えということで、今ほどお
話ありました福島県の飯舘村の
村長さん、それから南三陸町
の町長さん、お二方から被災
地の現状、そしてこれからの
支援の訴え、こんな話を聞き
まして、被害が随分大変なん
だなとこのように思ったところ
でございまして、ますます我々
として機会があれば応援も
もちろん続けていかないか
んのですが、現地へ行って皆
さんのお話も聞いたり、そ
してどんな状況になっている
のかとい

うことを首長自身が見に行くことも大事だと思っているわけでございます。

そんな意味で、ぜひとも機会があったらできるだけ早い時期にお伺いしておきたいと思っているところでございます。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 済みません。2点といいながら、もう1点抜かしました。

内灘町民にもその体験を共有できるように、飯館村周辺からどなたかをお招きいただいてお話を聞かせていただくようなそういう機会を設けていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 今ほども申しましたように、早い機会に飯館村へお邪魔したいと。そのときに、そのような話も含めて、できれば来ていただいて皆さんにお話ししていただければありがたいかなと、このように思っているわけでございます。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 ありがとうございます。ぜひそのような機会を期待いたしております。

次に、志賀原発再稼働について住民投票をということをもう一度取り上げます。

前の議会でも取り上げましたけれども、志賀原発の運転再開を認めるか認めないか、内灘町民にも意思表示の場があるべきだと住民投票の実施を求めましたけれども、そのときには町に原発を建てるかどうかという状況などではないので、住民投票にはなじまないという答弁でした。

しかし、この半年間、原発事故が起きれば距離など関係なく大きな被害を受けることがより明確になり、電力不足がデマ情報であり、原発の電気がなくなっても大丈夫だということがはっきりしつつあります。それなのに、私たちは経済界を牛耳る原子力村の構造を変えることができず、いつ運転を再開するかも

しれないという不安の中にいます。

きのうのニュースでは、志賀原発2号機の安全評価再点検が終わり、間もなくストレステストの結果も提出されるというふうなことでした。

このままずるずると再開を認めることになったら、子供たちの世代に申しわけがないし、彼らの精神的にもよい影響を与えるはずがありません。若者たちは、何や、おじさん、おばさんたちは偉そうに言っても、結局長いものに巻かれるだけやと思うでしょうし、子供らの心と未来を守るために、私たちにも意思表示の場があるべきだと思うのです。

私は福島原発震災以降、「脱原発を町長だけに押しつけない」と言い続けてきました。

再度お伺いします。内灘町民に志賀原発運転再開について可否を問う機会をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町民は脱原発を支持しています。この結果をもって、強く県や北陸電力に対峙していただきたいと思いますが、考えをお聞きたいします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの質問ですが、今ほども議員もおっしゃいましたけど、第2回の定例会で申し上げたとおり、原子力発電所を内灘町へ誘致する、そういうことで町が二分するような内容であれば住民投票により賛否を問えばよいとそんなふう思っているところでございますが、今回の志賀原発の再稼働の是非について住民投票を行うというのはなじまないのではないかと、このように考えているところでございます。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 町長の発案でそういった住民投票するということは少なじまないかもしれませんが。しかし、大阪と東京でも電気の消費地の住民として原発をどうするのか、電気を消費するだけでいいのか、自分た

ちの意思表示をしっかりとあらわさなければいけないということで、大阪と東京で住民投票をしようという活動が、あした10日から始まると聞いております。

この住民投票を始めた今井一さんは、石原東京都知事一人、大阪府知事一人がこのことを決めるのではなく、みんなが原発をどうするのかを話し合い、みんなで決める、みんなで考えるということが大切なのだと言われております。

開かれたまちづくりを標榜する内灘町は、その場を設定できる数少ない自治体だと思っております。町が町制50周年に発布したいとしているまちづくり条例に、住民投票条項があると聞いておりますが、このことと関連してどのように考えればいいのかお答えください。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 住民投票について質問がございました。

住民投票につきましては、地方自治法第74条の規定によりまして、選挙権を有する者の50分の1の連署により、町長に対して住民投票条例の制定を請求することができ、議会の議決を受けた条例により住民投票を行うこととなります。

こういうことでありまして、今、水口さんと言われるように、再稼働の可否についてぜひしてほしいということであって、そのことで議会も意思決定について賛同するということができれば住民投票を行うということになるんだろうと、このように思っています。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 今、地方自治法にもそのような決まりがあるというふうなお答えだったと思いますけれども、私がお聞きしたいのは、それがありませんながら、まちづくり条例に住民投票条項があるというのはなぜなのか。そのこのところの思いをお聞かせ願いたいとい

うことでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

町民会議からのまちづくり基本条例の素案につきまして先般出されたわけでございますが、その中で住民投票制度が盛り込まれているわけでございます。これは町民参画協働のまちづくりの推進をする中で、自治運営の基本的事項の制度として盛り込み、住民が自治法以外にも住民投票を町の条例で身近に理解することも大事であるという考えであると私は理解しているところでございます。

しかしながら、この住民投票制度の執行に際しましては、まず議会、町が十分に多面的、総合的に議論を尽くし、住民への情報提供をしっかりと、その上で意見が二分するような事案になれば執行するものととらえているところでございます。

今の志賀原発の再稼働への賛否を問うことに住民投票制度を持ち出し、住民に意見を問うような事案、状況でないと私は考えているところでございます。

むしろ、住民投票制度の多用はかえって住民の皆さんの混乱を招きかねないということもありまして、制度の執行に際しましては議会議決も必要なものですから、慎重に、かつ議会の十分な議論の中で検討するものと、このように考えているわけでございます。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 私がこの住民投票の質問をするようになった6月議会の折には、やはりまちづくり条例にそういった住民投票の条項があるということで、こういった方法もあるんだということに気がついて、こうやって一般質問で取り上げさせていただきました。それだけ身近になったということだと思います。

多用してはいけないというそういうおしかりもあったわけですが、心して使って、もしできましたら使わせていただきたいと思います。

では、この項の最後に、給食に関連して3点お伺いいたします。

町の環境フォーラムで、『もし世界が100人の村だったら』という本で有名な池田香代子さんがいらっしゃいましてお話の冒頭に、「この秋、絶対に口にしてはならないとされたクリ、ギンナン、キノコ、山菜、川魚、イノシシ。これらは、この列島に人が住み始めたときから幾千年、幾万年もの間、豊かな滋養をはぐくんでくれたものです。それがすべて食べてはならないというほどに汚染されてしまった。こんなことは、この列島の自然がかつて経験したことはありません。それほどの大罪を、大きな罪を私たちの時代は犯してしまった」と絞り出すようにおっしゃいました。私には池田さんの血の涙が見えるようでした。

そこでお伺いします。1番、11月20日、県内の各学校給食の放射性物質回避のための取り組みについて北陸中日新聞が特集しました。内灘町は「福島を初め周辺の作物は購入しないように指導している」という県内ただ1つの自治体でした。この町の取り組みはどのような考えのもとで行われたのか、お答えください。

また、町内の保育所等ではどのように取り組まれているか。私立の保育園の子供たちも同じように取り組まれているのか、お答えをお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 水口議員の給食と放射線汚染の問題についてのご質問にお答えいたします。

食品衛生法で定める食物の放射性物質に関する暫定規制値は、放射性セシウムの場合、

飲料水、牛乳、乳製品では1キログラム当たり200ベクレル、それから野菜類や穀類、肉、卵、魚、その他のものにつきましては1キログラム当たり500ベクレルと、そのように規定をされております。

しかし、子どもは学校給食に含まれる放射性物質の濃度につきましては、子供は新陳代謝が極めて盛んであることから、放射能感受性が大人に比べてはるかに高いこと。あるいは、まだ内臓が未成熟であることから、飲食による内部被曝にも大人に比べてその危険性が高いなどとするそうした学問的な知見を重視いたしまして、たとえ1キログラム当たり500ベクレルという国の定める暫定規制値の範囲内であったとしても、子供たちが食べる学校給食の食材としては可能な限りそれを避けるべきとの判断をいたしました。

学校給食の給食食材の放射線測定機器が設置されるまでの間の措置として、野菜類などは石川県産を中心に用い、県内産で確保できない場合は石川県以西のものを用いるように、そのように努めているところでございます。

それから、保育園、それから幼稚園といえますか、そういった学校以外の施設等につきましても、同じように教育委員会としては町内にある幼稚園に対してこういった物の考え方で対処したいと、でき得るならばと。同じように保育所、保育園につきましても、民生部局のほうから同じような対処をいたしております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 内灘町の子供たちは大変よい状況に置かれていると思えました。

今お聞きした町の対応は、子供たちを内部被曝から守るという点で大いに評価できることだと思います。近隣自治体では、先進例として取り上げられるかもしれませんが、これからは対策がもっと複雑にならざるを得ません。

きのう、清水議員も取り上げていらっしやいましたけれども、重なる部分もありますが、いま一度取り上げさせていただきます。

大気中の放射能は消滅はしないけれども、半減期に従って時間とともに減っていくことはだれでも今では知っております。けれども、例えば魚は小さな魚を中くらいのものが食べ、それを大きな魚が食べというふうに食物連鎖によってプランクトンが1ならば、大きな魚は1万倍にもなるというそういう研究結果も出ておりますけれども、食物連鎖により濃縮されるのに農作物のように産地がはっきりはいたしません。残念ながら、今後積極的な産地偽装が行われることも考えられないわけではないわけです。

また、セシウムの被害ばかりが言われていますが、今後魚の骨にはストロンチウムが濃縮され、摂取した幼い世代ほど内部被曝の被害が出てくることとなります。

この被害を最小に抑えるためにどのような対策が考えられるかという問いを準備していたのですが、昨日、魚は北海道産、外国産を利用している。牛肉は使っていないという答弁がありました。

しかし、汚染は魚や牛肉だけでなく、3日前には粉ミルクから1キログラム当たり30ベクレルのセシウムが検出され、40万缶が交換になるというニュースが流れました。最も影響を受ける赤ちゃんに飲ませるミルクが汚染されていたのです。今も教育長からお答えがあった中にありましたが、細胞分裂が最も盛んで、最も影響を受ける赤ちゃん。その口に入るべき粉ミルクが汚染されていた。これからもどんな食品から汚染が見つかるかわかりません。

そこで、放射線測定器のことをきのうもお聞きになったのですが、もう一度、もう一度お願いをしたいと思います。

11月に金沢市が購入した測定器は300万円。緊急雇用の補助金で2名を雇用したそうです。

300万円は町にとって大きな額であるとは思いますが、けれども、4年や5年で終わる問題ではないので、子供の給食に使う食材を測定するために、町として購入を考えるべきではないかと思えます。再度考えをお聞きします。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 水口議員のご質問にお答えいたします。

まず、ストロンチウムの問題につきましては、まだ昨日の段階でも答弁していませんので、これについてまずお答えをしたいと思います。

ストロンチウム90と給食食材の関係でございますけれども、ストロンチウム90は、水口議員ご指摘のように魚の体内でも骨に多く取り込まれるという性質を持っております。放射性物質であるストロンチウム90のその性質から、人間の場合でも主として骨にそれが蓄積されるというふうに言われております。そして、骨に取り込まれて半永久的に内部被曝を与え続けて、骨がんとか、あるいは白血病を発症させる、そういうおそれがあると指摘をされています。

そこで、私どもといたしましては、それらをご子供たちが学校給食によって経口摂取するというようなことがないように、放射性物質の測定機器が設置されて食の安全が確認される体制が整うまでの間は、給食食材の選定に留意し、また調理に当たっては骨のまま摂取するようなそういう水産物を避けるよう措置を考えております。

それから、放射線量の測定機器の購入でございますけれども、昨日の清水議員のご質問にもお答えいたしましたように、1台が300万円近くするというものであり、しかも現段階では石川、富山以东といいますか以北といいますか、の17の都県に国の補助で配備されるというような状況でございますので、これらにつきましては何とか配備の範囲を17都県

ではなくもっと広がるように、いろんな角度から国に対して要望していきたいと、そのように考えておりました、今のところ町単独での実施といいますか、測定器の購入設置は難しいと考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 再度、放射線測定器についてお尋ねします。

粉ミルクの汚染を見つけたのは、公的機関が見つけたのではなく、七尾市のお寺の住職さんが子供を守るために全国からの浄財、寄附を募って立ち上げたNPO二本松「市民放射能測定室」というところでした。

国は頼りにならない。自衛するしか子供を守る手だてはないのです。来るか来ないかわからない国の補助金を待っているのは遅いのです。今思い切って購入すれば、給食の食材すべてを自前で測定することができます。これこそ子供の命を守るために後に禍根を残さない一番の取り組みではないでしょうか。

せっかく今、食材のことにに関して、セシウムに関して、ストロンチウムに関して、いろいろ細かく配慮してくださっているわけですから、もう一歩進んで放射線測定器の購入をいま一度考えていただきたい。

もう一度言いますが、国は子供を守らないのです。町が守るしかないのです。いま一度答弁をお願いします。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 放射線測定機器の購入について、国の補助待ちではなく町単独で設置してはどうかと、再度のお尋ねでございます。

この件につきましては、昨日と今ほども申し上げましたように、現段階ではやはり国に対して、これは原子力災害というのは国が非常に大きな責任を負うというふうに私は認識しています。ですから、これは被害を受ける

一つ一つの自治体が、あるいはその自治体住民がその経費を負担するような性格のものではなく、やはり国において17都県ではなく、もっとその食材。なぜなら国が定める目安というのは40ベクレル以下と言っています。ところが、その機器が設置されていない府県は500ベクレル以下であるならば暫定規制値内のものとして出回ってくるわけですから、非常に矛盾した形になっていると私は思うんです。

ですから、こういう国の放射線測定器の配置に関する物の考え方を本当に私たちは現場の者として訴えていって、そういう同じ国民が40ベクレル以下のものを食べられる学校給食の子供たちと、500ベクレル以下のものであるということで流通してくるものを食べる学校給食の子供たちと、そういうのが出るというのはやはりどう考えても理不尽だというふうに認識しています。

したがって、この矛盾といいますか理不尽さは、本当に言葉を尽くしていろんなチャンネルで働きかけて、内灘町民だけがその財政負担を負うようなことがないように、いましばらく努力する。その間には、今ほど申し上げましたようなそういった産地であるとか調理の仕方であるとか、そういったことの工夫で何とかやり過ごしながら、国の機器の配備をまちたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 購入してから、その購入資金を国とか東電に求めていくというやり方もあるかと思えますけれども、今はそこまで全体の状況が進んでいないかと思えます。とにかく、ありとあらゆる場をつかんで、そういった今教育長がおっしゃったような取り組みが進むように、ありとあらゆるところで声を上げていただきたいと思えます。私たちも声を上げていかなければならないとまた思っております。

では次に、牛肉もとらないというふうなお話でございましたけれども、牛肉をいつまでも食べないで、豚と鶏だけで過ごすというわけにもいかないのではないかと思います、金沢市は県内産の牛は県が検査しているので、県外産の牛肉の全戸の検査を始めたということです。

県のほうの情報はもう把握されていると思いますが、金沢市にも情報提供をお願いしていただきたいと思いますが、いかがですか。

この項の最後としてお伺いします。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 牛肉の放射線量測定検査についてでございますけれども、金沢市が現に行っているということでございます。

石川県における検査の状況は、金沢市食肉衛生検査所でその検査をしております、その基準値以上であれば石川県保健環境センターにおいてさらに精密検査を実施する。そして、放射線量が暫定規制値以上であれば公表することになる。異常がなければ市場に出回るといような、そのような形態をとっております、このような検査の情報につきましては特に市町へは報告されないということになっております。

議員のご質問の放射線量の検査結果について、町により必要に応じて石川県に情報の提供を依頼するとか、あるいは関係機関のホームページの情報を確認するとか、そういった状況での対処を今のところ考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 情報把握は非常に大切ですが、先ほど教育長みずからおっしゃったように、その暫定基準というものが非常にあやふやで、それを認めていいのかどうかということもございます。確実な情報を把握していただくようお願いをいたしておきます。

では次に、町の緑の保護について移りたいと思います。

木の伐採が続いているがという、その今後の方針はということについては、渡辺議員、能村議員から詳しく質問がありましたので省かせていただきます。ふだんからの手入れが非常に大切なのだということがよくわかりました。そのような日常からの管理をしっかりとさせていただくようお願いしておきたいと思っております。

町の緑の保護について2番目でございますけれども、3番目になりますか、昨年6月議会で遊歩道にアカシアをふやせという質問をいたしまして、ふやしていきたいという約束をしっかりといただきましたけれども、その後どうなったか、お聞かせください。

遊歩道を利用されている方たちに、より一層の環境整備のために植栽の協力を求めればどうかという提案もしましたが、検討の結果はどうなりましたでしょうか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 アカシアの植林の件についてお答えいたします。

アカシアの植林につきましては、従来もボランティアの方々に植栽をしていただいております。町でも林帯遊歩道にアカシアを植える予定をしております。その植栽の方法につきましては、議員からも提案あったようなボランティアを広報あるいはホームページで募集いたしまして、来年の3月にそのアカシアの植栽を実施したいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 ありがとうございます。

ただ、その3月という時期がどうなのかということ、落葉樹なので3月でよろしいのでしょうか。その点は専門家でお話ししてい

ただければいいと思います。よろしく願いいたします。

次に、来年は内灘闘争60周年を迎えるに当たり、権現森とその霊園周辺にあるトーチカなどを文化財指定してくださいということをご一般質問いたしまして、積極的に取り組むという答弁をいただいております。一度、途中経過も伺いましたが、来年60周年が近づいておりますが、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 水口議員の権現森のトーチカ、いわゆる試射場の関連施設の文化財指定のその後の状況についてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の権現森と河北斎場西側のアカシア林帯内にある着弾地観測所2カ所を町の文化財に指定してはどうかのご質問につきましては、内灘海水浴場の射撃指揮所跡も加えまして、昨年9月の一般質問におきまして町長がお答えいたしましたとおり、その所有権の状況等を調査するとともに、文化財としての位置づけを本町の文化財保護審議会にお諮りするというごことにお諮りをしたところでございます。

その結果、審議会では、これら試射場関連施設の3カ所につきましては、本町にとって、また全国的にも基地反対闘争の大変重要な歴史遺産であり、戦跡遺跡に準ずるものとの判断をされました。そして、町の文化財としてぜひ指定すべきとの旨の答申をいただいております。

町では、文化財保護審議会のこの答申の趣旨を尊重しまして、今後、土地、建物の所有者である財務省や石川県との協議を進めまして、文化財指定に向け具体的な手続を進めてまいりたいと考えております。

そして、その審議会の答申にもありますが、本町が全国に発信する内灘闘争の記

念碑的な遺構^{いこう}として大切に維持管理し、保存し、後世に内灘町から平和のとうとさを伝えると、そういうふうにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 ありがとうございます。

文化財に指定されて、トーチカ跡だけでなくその周辺の環境も守っていかれると本当にありがたいと思います。

先般、私が取り上げておりました砂利採取が続いておりましたトーチカのあたりでは砂利採取は済みましたが、余りにもきれいに整地され過ぎて、何か風情がなくなったといいますか、その前のときには「兵どもが夢の跡」というふうな、そういった内灘闘争のそのときの思いが、その人たちの思いが伝わってくるような風情がありましたけれども、今では何か本当にすっきりとし過ぎて、これでいいのかなというふうには感じられます。ぜひ、そのトーチカの周辺の自然もあわせて守っていただくようお願いいたします。

このことに関しましては、トーチカとあわせて権現様と呼ばれた権現森の保護にも前向きに保護していきたいという答弁をいただいております。これが次の質問になります。

提案理由の初日の説明で町長も、「砂に覆われた不毛の大地で、過酷な自然と闘いながら生活してきた先人たちの並々ならぬ努力と英知によって、連綿^{れんめん}と内灘は守られてきました」と述べておられました。

戦後、砂丘地の払い下げを受けるために、住民の汗によって内灘砂丘の上に幅100メートルもの広い防風と防砂のための林帯がつけられ、一面がアカシアの林になり、内灘の発展が進んだことは、今では昔の話になってしまいました。私を初め新しい住宅地に住む者は、町の緑と引きかえに、ここに住まいを持つことができたのだということをご心にとどめ

て、もう残り少なくなってしまった町の緑を守り育てていかなければならないと思います。

自然が豊かな内灘町とよく言われますが、美しい眺望は借り物の山であり、海であり、潟であって、町の自然と呼べるものはまとまった緑は今ではほとんどないに等しいのです。

権現森はもう森とは呼べないかもしれないけれども、生物の観察ができるキジがいて、クワガタがいて、本当に残り少ない大切なところで、小学生の夢教室などが開かれ、白帆台保育園の子供も訪れます。

権現森11.5ヘクタールは、昭和48年に県が公園に指定しています。この権現森公園と霊園公園との真ん中にある町道を広げてインターをつくるというふうな話が今浮上しておりますが、それは残り少ない町の緑をますます減らし、権現森だけでなく霊園公園と一体になった自然をつぶしてしまうことになるのではないかと危惧しております。そこにすむ鳥や虫たちへの影響は考えられましたでしょうか。

清水（しょうず）というわき水を、これは町道のすぐそばの霊園のところにあって聞いております。その清水というわき水を保護してほしいという要望も届いております。これらの影響はいかがでしょうか。

住宅に根っこは生えていません。町の緑がどんどん削られていくのを見るにつけ、砂しかなかった不毛の時代に戻っていくように思えてなりません。経済効果ばかり追い求める私たちは、近い日に自然からしっぺ返しを受けるのではないのでしょうか。

権現森は将来、町の宝となる日が来ると一生懸命手入れをしている方がいらっしゃいますが、私も同じ気持ちです。

権現森、そして霊園公園周辺の保護について、町の姿勢をお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 権現森、

霊園の自然の保護に関するご質問にお答えいたします。

戦後の内灘町の航空写真が町にあります。その写真を見ますと、権現森が内灘砂丘で唯一の緑であったことが一目瞭然でわかります。現在もコブシの大木や桜、エノキ、タブノキ、マユミ、シロダモなど自生する野趣あふれる森となっております。

町といたしましては、権現森の自然は重要なものと考えており、風致公園として保全しておるところであります。公園の一部にサイクリングロードを整備しておりますが、それ以外のところは従来の飛砂防備保安林としてそのまま県の指定を受けておまして、保安林整備として植林も進められておるところであります。

道路整備につきましては、住民のコンセンサスを得られた後、石川県とその協議についてする予定であります。いずれにいたしましても町といたしましては権現森や霊園の貴重な自然を守るため、その影響を最小限にすべきと考えております。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 ぜひ町の、先ほども言われました古くからある唯一の緑、まとまった緑であります。守っていただいようにお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次は、障害者の支援ということでお願いします。

相談員の配置についてであります。これは発達障害の方の相談支援ということでお願いします。発達障害者の支援について、2点お伺いします。

まず第1点、障害の中でも最近大きな問題になってきているのが発達障害で、内灘町が他に先駆けて始めた5歳児健診では、疑いも含め、軽度発達障害の発現率は、平成20年度6.5%、平成21年度9.1%、昨年度は12%ということで急激な増加を見ております。

最近、発達障害者へのペアレントメンターによる家族支援ということが言われます。これは専門家とは違い、発達障害児を持つ親が、診断前後の親に対して、同じ親として話を聞くこと、共感すること、地域の情報を提供すること、さまざまな疑問や不安にこたえることを目指して制度化されようとしているものです。

身体障害や知的障害のある人には既に相談員の制度があり、身体障害があるとか、身内に知的障害の人がいるとか、同じ立場の人が相談員になっていて大変好評な存在だということですが。

名称はどうであれ、発達障害の子を持つ親に対して、町として相談員制度が必要になってきているのではないのでしょうか、お伺いします。

そして、2点目でございます。福祉避難所についてですが、町の福祉避難所としては夕陽ヶ丘苑が指定されていますということが北川悦子議員の質問に対して答弁されておりますが、知的障害や発達障害の人の中には夕陽ヶ丘苑で高齢者や乳幼児などと避難所をともにすることは難しい人が含まれると思われま

す。福島の大震災における避難所でも、走り回ったり奇声を上げたりして避難所にいられなくなり、車の中や壊れかけた家庭で過ごした、そういった発達障害の子供さんを持つ家庭が幾つも報告をされています。この方たちには空間的なバリアフリーは余り必要ないと思われるので、例えばうちなだの里や児童センターなど、またその他適当なところがあれば福祉避難所としての提携を町として結んでいただきたいが、いかがでしょうか。

この2点についてお伺いいたします。

○議長【夷藤満君】 北雅夫町民福祉部担当部長。

〔町民福祉部担当部長 北雅夫君 登壇〕

○町民福祉部担当部長【北雅夫君】 たい

まご質問の中から、私のほうからは発達障害の相談員についてお答えをいたします。

議員ご質問の中でもありましたように、内灘町では北陸地方では唯一の5歳児健診を実施しておりまして、発達障害の子供の早期発見に努めております。さらには、この健診を通して子供とその保護者に対し、保健センターを中心に保育所、学校、専門医療機関等の連携充実を図りまして、乳幼児期から学童期まで一貫した支援体制を構築しております。

保護者に対する相談あるいは支援事業の一端を申し述べますと、保健センターでは担当保健師が保護者のさまざまな相談に応じるほか、保護者同士が抱えている課題について話し合ったり、支え合う機会を設けております。また、臨床心理士などの専門家による保護者相談事業も行っております。さらには、保育所や学校でも支援会議を設置いたしまして、それぞれきめ細やかな相談あるいは支援事業などを実施しているところでございます。

このように内灘町では各機関が連携、協力して、発達障害を持つ子供の健やかな成長とその保護者を支援し、成果を上げているところは皆様ご承知のとおりかと思えます。

さて、議員ご質問の発達障害相談員、最近ではペアレントメンターということですが、内灘の保護者の相談に応じることができるようになりますれば、保護者にとってはその思いを共有し、保護者目線での支援が期待できることから、現在の相談あるいは支援体制がより一層充実したものになるというふうにご認識いたしております。

しかしながら、このペアレントメンターにつきましては、石川県においてはその養成を県の外郭団体が来年の1月から開始予定であります。今後の活動予定につきましては現在のところ未定であるというところでございます。

このようなことから、今後は県の関係機関

と連携しながら、内灘町の保護者がペアレントメンターと相談できる体制づくりができるように鋭意調査、検討してまいります。

いずれにいたしましても、町では今後とも各機関が連携いたしまして、発達障害の保護者と子供、このお二人の方にそれぞれの思いに寄り添いながら、抱えている課題を一緒に考えて解決していく姿勢というものを大事にしていきたいと思いますというふうに考えています。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 私から、福祉避難所の設置についてお答えさせていただきます。

内灘町地域防災計画では、一般の避難所では健康の維持、確保が困難な障害者や高齢者の方々を受け入れる福祉避難所の指定及び受け入れ支援体制の整備を図ることとしております。

それを受けまして、特別養護老人ホーム夕陽ヶ丘苑を福祉避難所に指定するため、社会福祉法人内灘町福祉会と平成23年10月1日に、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結いたしました。

今後もさらなる福祉避難所の指定に向けまして、町内及び近隣の市町の障害者や高齢者を受け入れることが可能な福祉施設と今後協議をしてみたいと思っています。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 今の答弁は少しちょっと私の問いかけと違っていたんじゃないかと思うんですけども、避難所をふやしてくださることは非常に結構なことなんですけれども、高齢者とか体の弱い方、そういった方と一緒に同じところに発達障害の子供さんを持つ家庭がいては、なかなかうまく両立できないと。そういう例が福島の震災で避難所で見られたと。だから、発達障害の人たちを主に収容というか、してくださるそういう避難

所を夕陽ヶ丘苑とは別に設けてはどうかということをお聞きしたと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長【夷藤満君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 私もその夕陽ヶ丘苑と別のところのそういう施設とそういう協議をしていきたいと、そういうふうに答弁をさせていただきました。

○議長【夷藤満君】 11番、水口議員。

○11番【水口裕子君】 ちょっと聞き漏らしたので、申しわけありませんでした。

では、よろしく願いいたします。

最後に、避難所マニュアルづくりについて、9月議会で女性の代表は入っていますかと。女性の視点というのが防災に対して大変大事ですよということを申し上げまして、女性の代表は入れましょうということにお返事いただきました。

今また広報で募集がなされているようでありましたけれども、このマニュアルづくりに障害者や高齢者の代表とか声を出してくださる方はいらっしゃいますでしょうか。

そのことについて最後にお伺いいたしまして、私の質問はこれで終わりになりますが、よろしく願います。

○議長【夷藤満君】 出川常俊総務部長。

〔総務部長 出川常俊君 登壇〕

○総務部長【出川常俊君】 避難所運営マニュアルを現在作成をしていく準備中でありまして、そのための検討委員会につきましては、来年1月から委員会を設置しまして協議をする予定であります。

委員会の構成につきましては、地域の代表である町会区長会の代表、指定避難所の公民館と学校の代表、障害者や高齢者などの福祉団体を構成する社会福祉協議会及び民生児童委員協議会の代表、そして公募の委員と県及び町の行政機関、計10名による委員の構成を予定しております。

障害者や高齢者福祉に深く関連を持ちます社会福祉協議会や民生児童委員協議会の代表者にも参加していただき、障害者や高齢者の立場に立った意見が得られるものと考えております。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

○11番【水口裕子君】 終わります。

ありがとうございました。

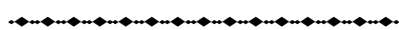


○休憩

○議長【夷藤満君】 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

午後0時23分休憩



午後1時30分再開

○再開

○議長【夷藤満君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番、生田勇人議員。

〔4番 生田勇人君 登壇〕

○4番【生田勇人君】 議席番号4番、生田勇人です。

平成23年第4回定例会におきまして一般質問の機会を得ましたので、通告内容に従い一問一答方式にて質問をします。町長初め執行部においては明快なる答弁をお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

1問目は、白帆台保育園の増加への対応はということで質問します。

近年の北部開発においてその象徴とも言える白帆台団地は、平成13年9月に販売が行われてからはや10年の歳月がたちました。1,050区画もの大型区画整理で、ことし10月末の世帯数は349世帯と、10年かけてその約3分の1の区画に町内外から、特に近年は町の定住促進施策が実り、この不況の時代においても建

設ラッシュを思わせるほどの住宅建設着工が進んでおります。

新規団地というものは、これまでの内灘町の団地造成の歴史を見てもわかるとおり、若い世代の方々が多く移ってこられ、白帆台においても町民体育祭などで見るとおり、若い世代を中心に形成された地区となっております。小さなお子さんがいる家庭、新婚の家庭、そんな家族構成が大半を占め、団地内に保育園があるということも定住決定の大きな要因となっているのではないのでしょうか。

当該地区にある白帆台保育園は、平成18年に宮坂保育所との統廃合により着工され、平成19年4月に開園をいたしました。開園当時の団地世帯数は約152件でありましたが、園児数120名の定員が、4月開園時には105名、そして同じ年の同年11月には121名と、開園1年に満たない時点で既に定員を超える状況となっていました。

これは新しい保育園、特別保育を行っている保育園ということで、当時の大根布保育所管内などから三、四十名程度の希望園児を受け入れていたことによる要因はあったにしろ、開園2年目あたりから白帆台、宮坂地区の保護者の間では、定員がいっぱいで保育園に入れないとか、兄弟別々の保育園に行かなければならなくなるという情報が交錯し、不安を感ずおりました。その不安は、今現実のものとなっております。

さきにも言いました定住促進施策が実を結ぶ、あるいは施策を実行する以前にこういうことは予測できたのではないかと感じます。

まさか白帆台に引っ越してきて、地区にある保育園に子供を預けることができないとは夢にも思わなかったという声をよく聞きます。直接白帆台保育園に行き、泣きながら入園を懇願される保護者の方もいたと聞いております。

今年度、平成23年度当初入園希望者数は156

名と、適正定員の120名を大きく上回る状況だったそうで、今年度は当初より近隣に大根布保育園、はまなす保育園も開園し、今までの大根布保育所管内などより通園していた園児については了解をいただき、そちらのほうに移行していただいた経緯もあって、なおこの結果となっております。

それ以降も白帆台では世帯数はふえている状況なので、今年度の入園申し込みを終えた現段階での入園希望者数はどうなっているか、まずお聞きしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 生田議員の質問にお答えしたいと思います。

今ほど白帆台保育園の現況がどうなっているかというお話でありました。

宮坂、白帆台地区にお住まいのお子様で、来年度、保育所に入園希望されているお様は、10月31日現在で5歳児36人、4歳児42人、3歳児42人、2歳児35人、1歳児26人、ゼロ歳児9人の190人のお様がいらっしゃるわけですが、そのうち白帆台保育園に入園希望されているお様は168人となっているところでございます。その意味では、定員が120ですので、現況でいいますと48人が調整しなけりゃならんということになっているところでございます。

○議長【夷藤満君】 4番、生田議員。

○4番【生田勇人君】 どうもありがとうございました。

10月末で350世帯、単純に言いますと1,050区画あるわけですので、残り700区画ということになります。時の経済状況なんかによっては、昨年、ことしなんかの近年ほどの人口増加はなかなか予想するのは難しいんじゃないかとは思いますが、10年で350世帯ということを見ると、白帆台団地は高度成長期なんか一気に定住した団地とは違いまして、これから10年、20年かけて徐々に人口が伸びてい

く団地なのかなというふうに感じます。

やはり定住年齢は若い世代が多く推移することも予想されるんですが、長い目で見ると、それは各年代がバランスよく居住する熟成された団地となるのではないかと感じます。現在お住まいの子供たちが10年後、20年後に、また我が子を保育園に、しかもその間も人口が伸びてくると。そこには現状の保育園でのキャパシティでは今述べたような問題が今後も続いていくこととなります。

園児定員120名の中、23年度現在は141名を受け入れていると伺っております。国が定める基準上では限界に近いものとなっております。このために、特別保育の一環である一時保育等も受け入れられないという状況が現在続いております。やはり適正定員に近づけ、あとの受け入れ分については、年度途中で定住された児童の受け入れや特別保育を充実させる枠として残しておくことが望ましいと考えます。

このような白帆台保育園の現状を町はどう考え、解決していくのか。また、町立保育所の多くは入所希望児が定員割れの状況の中での町の今後の保育所運営計画をあわせてお聞きいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 生田議員の質問にお答えします。

白帆台保育園の現状を踏まえた今後の保育所運営計画についてということでもあります。

私は、平成20年に、町民の皆さんに提示をいたしましたマニフェストの中で、暮らしやすきナンバーワンのまちづくり、活力あるまちづくりを掲げてまいったわけでございます。そのマニフェストを実現する施策の一つが、定住促進策でありました。

定住促進の最重要地区は白帆台地区としまして、北部地区土地区画整理組合や石川県住宅供給公社と協調して強力に取り組んでまい

ったところでございます。この取り組みが、多くの若い世代を白帆台に定住へと導いたと確信をいたしているところでございます。

今後さらに、白帆台地区の人口が伸びるといことが期待をされているところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、平成19年度に開設した白帆台保育園は年々入所希望者が増加しておりまして、平成24年度の入所希望者は宮坂地区と白帆台地区の方だけで既に定員を上回っているところでございます。

先ほどのお話にありますように、せっかく転入してきたのに地域の保育園に入れなという不満の声も現実には上がっているのであります。

平成24年度は、保護者の方々にご理解を得ながら調整をさせていただかなければならない状況でございますが、子育て支援施策の充実と白帆台の定住促進を進める当町といたしまして、白帆台地区の保育環境の拡充は喫緊の課題だと、このように思っているところでございます。

今後の内灘町の保育所運営計画につきましては、保育所民営化検討委員会の計画に基づいた鶴ヶ丘保育所と鶴ヶ丘東保育所の民営化を進めるとともに、町の財政から見たら大変厳しい状況であります。白帆台地区でも一つの保育園の建設も前向きに検討しているかなきゃならんと、このように思っているところでございます。

○議長【夷藤満君】 4番、生田議員。

○4番【生田勇人君】 どうも答弁ありがとうございました。

今お聞きしましたところ、来年度は鶴ヶ丘やと。昨年度以降については喫緊の課題として白帆台にも一つということも考えていただけたということ、大変ありがたく思います。

今の保育園は定員というのは一体どれくらいまで幅があるのかわからないんですけど、例

えば1平米当たりどれだけとか、何人とか、何平米当たり何人とかそういう規定があると思いますので、今の保育園の状況を考えると、増築なんかは少し難しいんじゃないかなというそういう考えもいたしますので、またそういうのを転入してくる人、それとあと今小さいお子さんを持っておいでる方に示しながら今後進めていただけたらなと思いますので、よろしく願います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

現在、町が取り組んでいる体育施設使用料金の見直しについてお聞きいたします。

この質問は、昨日、北川議員も同様の質問をされましたので重複する点もあろうかと思いますが、よろしく願います。

去る11月11日に、内灘町体育施設使用料見直し検討委員会から、体育施設の利用料金の見直しについての基本的な考え方及び改定案として答申が町長あてに提出されました。

この見直しのきっかけは、体育施設管理費の公費負担減として体育施設利用者の受益者負担ということの促進をし、その一部を充当するといった内容だったかと存じます。

現時点での改定案で、使用料を徴収した場合、現行の使用料制度と比べ幾らぐらいの町の公費負担減、いわゆる収入の増となるのか、まずお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 この体育施設使用料の見直しは、本町スポーツを一層進展させ、あわせて町のスポーツ環境がよりよいものとして持続発展することを目指して行うものであります。

先般、答申された使用料見直し検討委員会の改定案では、現行の使用料に比べ高くなったもの、また低くなったものがございます。これは明確な算定根拠により施設間の不均衡

を是正するとともに、近隣市町体育施設使用料との均衡も考慮し、さらに個別ケースに配慮することが困難であることを踏まえ、基本的な考え方やあり方を示されたものであります。

議員お尋ねの検討委員会が示した改定案を現状の使用実態に当てはめた場合の使用料金でございますが、一般、少年を合わせまして、また定期利用団体の方で雨天時に体育館と重複予約されている方もおり、それらを加え、年間で計算しますと、減免前で約2,800万円。当然答申の中にも減免規定がうたわれており、それに当てはめますとおよそ1,200万円が使用料収入というか、町の税金の削減ということになります。

○議長【夷藤満君】 4番、生田議員。

○4番【生田勇人君】 どうもありがとうございました。

1,200万円ということでしたが、やはりこの使用料見直しは、特にスポーツ少年団の活動に大きく影響を及ぼすのではないのでしょうか。

私ちょっと例に挙げてみたいんですけど、少年野球を例に挙げて、平成23年度の体育施設使用計画をもとにまず試算してみました。これは単純な計算なんですけど、平日週2回の練習で、スポ少の100%減免である週7時間、今の改定案ですね、それを消化してしましまして、土日の練習は使用料50%減免にて行われることとなります。土日では、日中1日当たり平均約9時間程度の練習ですね。2日間で大体18時間になると思います。2時間を2,000円の半額、1,000円ということになりますが、それを乗ざると土日で9,000円の試算となります。それを単純に月4週、そして1年間12カ月を乗ざると、年間43万2,000円もの金額が少年野球、各1団体の平均な負担としてのしかかってくることとなります。

これは年間通じてグラウンドを使用したと仮定した金額算出なんですけど、野球にしるサッカーにしる、屋外スポーツや競技時間の長

いテニスとかそういうような団体では往々にしてこのような状況になると考えられるわけです。

そこで、先ほどお聞きしました1,200万円の収入増額分のうち、スポーツ少年団の負担となるものはどれぐらいの金額になるでしょうか、お聞きいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 少年団のほうの収入はというご質問でございます。

減免後の金額で240万円の収入を見込んでおります。これは先ほど申しました野球やサッカーの場合、雨天時の体育館も押さえてありますので、その中に90万円、そういった重複予約の分も含まれております。

○議長【夷藤満君】 4番、生田議員。

○4番【生田勇人君】 240万円ということで、この90万円分については晴天時に練習できなかった場合の体育館も一緒に押さえてあるということで理解すればいいということでしたけど、このような負担が1,200万円のうち240万円とはいえますけど、こういう負担が大きくなると競技によっては必然的に月謝を値上げする以外、施設使用料を町に支払うする方法はなく、プラッツの年会費や競技団体への登録料、そして少年団の月謝に今の分の上乗せと保護者に対する負担もふえ、少人数の団体ではその負担がさらに大きくなると。あげく、金沢なんかのトップ選手指導のクラブチーム等との金額負担が近づけば、スポーツ人材や人口の流出が起きてくるのではないかと、そう懸念するものであります。

内灘町のスポーツ少年団は、きのう、太田議員も言われましたけど22団体あり、その多くは必要最低限の費用を賄うべく少額の月謝をいただいているところが多く、監督、コーチの指導者もボランティアで運営されている

ため、現在の町のスポーツ人口が成り立っていると認識します。

その中で、内灘の名を知らしめるべくトップアスリートの育成に取り組み、そうした指導を受けた子供たちが、また指導者として帰ってきて、指導もさることながらみずからも生涯スポーツへの参加と拡大を担っていくサイクルとなっているのではないのでしょうか。

こういった観点から、この使用料見直しはスポーツ人口の減少、流出を引き起こし、トップアスリートの育成や生涯スポーツの推進など、当町が掲げるスポーツの町内灘の基本理念と相反する結果を生み出さないか、そう懸念するものであります。

町の体育施設管理費、公費負担が平成21年度ベースでは5,656万7,000円となっており、維持管理費や人件費をもとに、この費用の中にはもちろんプラッツの運営管理委託料も含まれていることとは思いますが、このプラッツについても現状のままでよいのか。現状のままではただ単に公共施設管理公社の仕事を取り上げただけではないかとの感もいたします。

私、1期目4年間は文教福祉常任委員会に所属しておりましたものですから、視察研修等で他市町の総合型地域スポーツクラブ、そういったところにも何度か伺いしております。その中で、お隣かほく市のスポーツクラブパレットさんの視察に行ったときに、その職員の人数と活気に驚かされたことを思い出します。運営状況は極めて良好で、人件費は町からの補助を受けず、職員数がたくさんおりましたけど、採算がとれているということでした。もちろん視察に行ったときは平日なんですけど、平日にもかかわらず、女性の方が子供を安心してキッズルームに預け、学生を中心とするボランティアとも連携して運営努力をしているとのお話を伺うこともでき、大変活気あふれるクラブハウスとなっております。

当町には、このようなクラブハウスのような集約施設は存在しないものの、改修された総合体育館にはキッズルームもあり、こういった施設を活用し、だれでもが体育施設を使いやすく、親しみやすい総合型地域スポーツクラブプラッツの運営努力が今必要とされております。

町もこのプラッツのあり方をもっと真剣に考えていかなければならない。スポーツ人口の増加が会員の増加につながり、この体育施設利用料の見直しにも大きく影響してくるものではないのでしょうか。

ことし6月に国より公布されたスポーツ基本法でも、地方公共団体の努力義務として地方スポーツ推進計画を定めることが明記されておることから、トップアスリート育成や生涯スポーツの推進など、そして今ほど述べたように総合型地域スポーツクラブのあり方など、当町のスポーツ推進の将来的な指針となる計画を先に示し、そして使用料、時間、減免規定などもっともっと各種団体と意見交換や議論をすることがスポーツに親しむ町民のために必要であると感じますが、町の考えをお聞きいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸一平教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 長丸一平君 登壇〕

○教育次長兼学校教育課長【長丸一平君】 スポーツ少年団のあり方でお話がありました。

検討委員会の中でもスポーツ少年団のあり方の議論がございました。発育途上の子供の心身に過度な負担をかけないように、練習量をこなすのではなく、質の高い練習方法を考えた時間設定を行い、練習や、また学業である勉強、そしてコミュニケーションのとれる遊び、そういったバランスのとれたライフスタイルが子供たちに必要ではないかということから、減免回数、現在、3回7時間ということが決まっていった経緯がございます。

また、今回提出された答申書の中には、ス

スポーツ推進に関する基本計画がないということも当委員会から指摘をされております。

町では、いつでも、どこでも、だれでも気軽にスポーツのできる環境を整えていく必要があると考え、チャンピオンシップを目指すスポーツ活動と、目的、年齢、体力に応じた健康体力づくりを目指す生涯スポーツとの両面から施策を検討しまして、さらには総合型地域スポーツクラブの位置づけや体育施設の環境整備のあり方、指導者育成方針などを盛り込んだ内灘町スポーツ推進計画を速やかに作成したいと考えております。

なお、体育施設使用料金の改定につきましては、検討委員会からの答申内容を十分尊重しながら、減免規定や運用規定について今後とも施設利用団体と協議を重ねまして、またスポーツ推進計画の策定も並行して取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 4番、生田議員。

○4番【生田勇人君】 どうもありがとうございました。

推進計画等々、並行して進めていただけたらということで、先ほどお聞きしましたスポーツ少年団の負担金額280万ですか、90万は重複して含まれておることでしたけど、この金額を調整することによって町にとっては公費負担減より、逆にスポーツに親しむ人口の低下などプラッツ会員の減等々も含めまして、逆にマイナス効果になるんじゃないかという影響も及ぼすことも考えますので、またその計画、そして体育施設利用料金の見直しについては、並行して十分な議論を進めていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 13番、八田外茂男議員。

〔13番 八田外茂男君 登壇〕

○13番【八田外茂男君】 それでは、平成23年第4回定例会におきまして町政への一般質

問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回の私の質問は、内灘インターについて、この1点のみとさせていただきます。町長初め担当部課長につきましては、明快な答弁をお願いを申し上げまして、早々に質問に入らせていただきます。

本年9月議会におきまして、私は関連質問で内灘インターについての場所について町長にお伺いさせていただきました。その答弁が今現在でも変わっていないのか、再度町長のほうから答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 八田議員の質問にお答えしたいと思います。

せっかくの機会ですから、この間の経緯も含めてお話をさせていただきたいと思います。

内灘料金所である既設の内灘インターは、能登方面へのハーフインターであり、平成18年度から石川県に対しまして、私たちは金沢方面へのインター整備を要望してまいったところでございます。

内灘料金所が河北潟放水路に隣接をしておりますので、インターの一部が橋梁となり、多額の工事費が必要になることから、その建設場所は白帆台中央部とし、そこに金沢方面へのハーフインターを新たに整備することによって、既設の内灘インターとあわせてフルインターとする案を平成21年に議会にお示しをしたところであります。

能登有料道路が平成25年4月に無料化されることは既に決定されましたが、ことしに入りまして、北陸新幹線金沢開業の効果や有料道路無料化による交通量の増加に対応するために、平成27年3月までに能登有料道路大根布ジャンクションから白尾インターまでを4車線化することが石川県より発表されたところでございます。

町といたしましては、金沢方面インターと能登方面インターが別の場所にあると利用者が混乱すること。4車線化事業で新設する橋梁工事とあわすことで工事費が削減されること。交通量がふえれば白帆台の住環境の悪化が懸念されることなどを考慮いたしまして、総務産業建設常任委員会に諮り、内灘料金所でのフルインター整備を行うことを町の方針として石川県と協議を重ねてまいったところでございます。

その結果、内灘料金所でのフルインター事業が補助事業として可能になりまして、国の社会資本整備総合交付金を財源としてインター実施設計費を9月議会に上程をしたところであります。

しかしながら、9月議会での総務産業建設常任委員会の審議の中で、今後の町の将来を考えると白帆台中央部でのフルインター整備が最適であるとの意見が多数を占めたわけでございます。

町といたしましては、閑静な住宅地を目指して整備を進めた白帆台は特に子育て世代が数多く住まれ、町としましては交通量がふえれば住環境の悪化が懸念されますし、厳しい町の財政状況にあって、補助事業の採択が可能かどうかなどさまざまなハードルがあったわけでございます。

ともあれ、総務産業建設常任委員会審議を踏まえ、住民説明会が議会終了後に開催されると伺っているところでございます。その推移を私としましたら見守っていききたいと、このように思っておるところでございます。

以上から、9月議会から今定例会までに町として内灘インター整備事業における建設場所及び整備手法について変更があったかといいますと、今申し上げましたとおりに変更した点はないわけでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 13番、八田議員。

○13番【八田外茂男君】 計画については変

更がないということでもございましたけれども、総務産業建設常任委員会の、また白帆台地区及びその説明会の推移を見ながらということでもございましたけれども、ちょっと違う観点で今回は質問させていただきたいというふうに思います。

それでは、財政担当者にちょっとお伺いさせていただきますと思います。

今ほど町長が言いましたとおりに、内灘インターでのフルインター化。総務産業建設常任委員会で提案されています白帆台中央インターでのフルインター化。委員会資料を見ますと、両方とも約6億900万の事業費というふうになっております。概算でございますから、ざっくり6億という感じで事業費を算定して、国からこの補助が出た場合、一体町がどれだけの負担をしなければいけないのか。

前回、9月議会に清水議員が10億で聞いておりますけれども、今回6億でその数字をちょっと教えていただきたいなというふうに思いますので、財政担当者、お願いいたします。

○議長【夷藤満君】 田中徹企画財政課長。

〔企画財政課長 田中徹君 登壇〕

○企画財政課長【田中徹君】 八田議員の事業費の負担の件についてお答えをいたしたいと思っております。

事業費を6億円といたしまして、国の補助事業に採択されたという仮定で試算、試しの計算をいたしますと、町の負担額は起債等でございますので約2,700万円という計算になります。

以上です。

○議長【夷藤満君】 13番、八田議員。

○13番【八田外茂男君】 2,700万というのは建設時の初年度の数字だと思いますので、当然起債残高で、そのうち交付税として入ってくるものを除いた金額もあわせてちょっとお聞きしておかんと、本当の町の負担にならないんじゃないかということを思いますので、本当に20年なら20年、その起債を償還するま

での総額を教えてくださいと思います。

○議長【夷藤満君】 田中徹企画財政課長。

〔企画財政課長 田中徹君 登壇〕

○企画財政課長【田中徹君】 町の負担の起債の利子も含んでの総額ということでよろしいでしょうか。

○13番【八田外茂男君】 はい。

○企画財政課長【田中徹君】 町の総額の負担でございますが、今ほど申し上げました1年目の町の負担額2,700万円、それから起債が約2億4,300万円ということになりまして、その起債の利子も含めると20年間償還で計算しますと約3億1,000万円という計算になります。そのうち交付税算入額が約6,300万円ということでございますので、町の純粋な負担といえますか総額は2億4,700万円という計算となります。

○議長【夷藤満君】 13番、八田議員。

○13番【八田外茂男君】 今、財政担当者からの説明がございました。6億の事業をするのに町が20年間で約2億4,700万余りの費用をかけなければいけない。これだけの費用をかけてまで、本当にこのインターが必要なのかということも考えなきゃいけないと思います。

町長は提案理由の中でも、大変財政が厳しいんだと。県内の中では、早期健全基準や実質公債費比率など県内の自治体の中ではいい。そうおっしゃっていますけれども、これだけ国政が先行き不透明な時代に、決してこの数字で安閑としておれる時代じゃないというのは町長自身が一番わかっておいでだと思います。

現実に平成22年度一般会計の決算において投資的経費にどれだけ一般財源が投資できたのか。また、23年度では幾らほどの財政を取り崩して、残高が財政調整基金、どれだけになるのか。その辺もちょっと確認のためにお聞きしたいと思いますので、財政担当者、お願いいたします。

○議長【夷藤満君】 田中徹企画財政課長。

〔企画財政課長 田中徹君 登壇〕

○企画財政課長【田中徹君】 八田議員の質問にお答えいたします。

平成22年度の内灘町の一般会計の決算の中で、投資的事業に充当した一般財源、約4億4,700万円でございます。

それから、財政調整基金の件でございますが、平成22年度末で約7億3,100万円ございまして、今定例会、平成23年12月補正後の本年度における増減見込み額は約3億2,200万円の減額、マイナスということが予想され、23年度末、本年度末の残高は約4億900万円となる見込みでございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 13番、八田議員。

○13番【八田外茂男君】 今説明がありましたとおり、財調が大変厳しくなってきたというのには町長自身も議員の皆さんもわかっていると思います。

そういうわけで、今町が6億の事業に対して本当にゴーを出していいのか。そういうことも踏まえて、私自身も9月議会の、先ほど町長が言いましたとおり1,200万の議案が提出されました。私もこれに対して賛成をさせていただきました。

しかし、9月からこの12月の間に全員協議会等、また特別委員会等でいろんな議論がされた中で、本当にもう一度内灘インターのあり方、必要性を考えるとじゃないのかな。町が約2億4,700万の投資をして、町の将来になるのか。将来の子供たちに自信を持って言えるのか考えなきゃいけない、そういう思いで今回質問させていただいております。

内灘インターは現実的には白帆台の販売促進のため、また北部開発のために、何年前でしたか、先ほどの町長の話でしたか忘れましてけれども、議会のほうから一般質問等で提案されて、町が真剣に議論というか計画を詰めてきたと思っております。

またその当時、議会としては、当然能登有料道路は県の施設であり、県の事業主体で進めていただくというのが前提で、議会でも一生懸命県に申し入れをさせていただいておりました。しかし、9月議会の答弁でもありましたとおりに、インターのフルインター化は特定の地域のインターのため地元負担という答弁も出ておりましたけれども、県はそういう方向で進んでまいったわけであります。

当然、町として3億、6億、そんなお金を出せるわけじゃない。町単独でこんなインターをつくるということは不可能というふうに、残念ながら半分あきらめるような認識であったわけでありましてけれども、昨年、先ほど町長が言いましたとおりに、今年度初頭に、県は新幹線効果を石川県全域に広めるために、能登有料道路を無料化及び4車線化を進めるということで、急遽補助事業としてならできるといふようになってきた。

ここで、補助事業という手法をとるということで町の財政が少しでも負担が減って事業ができるならという思いでスタートはしたと思います。しかし、もう一度本当に町がどこまでこのインターに対して負担をしていいのかということをやっぴり考えなきゃいけない。

そういうことを考えますと、まずその白帆台インターのフルインター化で、金沢方面に利用する方、どういう人が考えられるのか。先ほども言いましたとおりに、白帆台の方、北部の方、また総合公園を利用される方が、金沢方向、それも県庁もしくは白山市方向に行く方のみが使用されるのかなど。まだ細かいその地域というのはあると思いますけれども、本当にあこに住まわれる方すべてが使うわけではない。そういうことを考えますと、いかがかなど。確かにあの道路ができれば、金沢に出ることに対しての白帆台はすごい利便性は上がります。

先日の全員協議会の中で、あの道路を使って内灘町に何がメリットがあるんだという質

問もありました。確かに内灘のコンフォモールに直接つながるスロープもございません。そういう面で考えてみますと、本当に将来に対して責任ある行政をするためには、ぜひとも町長にこの計画について再度考える必要があるんじゃないかなという思いがあります。

でも、私自身もやっぱりインターは必要という考えはいまだには変わっておりません。なぜなら、やっぱり利便性が上がる。また、内灘町の南部、こちら放水路より南側ですけれども、少しでも流入交通量といいますか通過交通量を減らすという観点からいっても、交通安全、町民の安全を守るということも考えれば当然必要なインターということを考えられます。

当然、そういうことも踏まえて町は考えていると思いますけれども、6億というお金に対しての、事業に対しての費用対効果とか経済効果とかそういうものをどういふふうと考えておるのか。当然、国の補助事業であればB/Cという考え方も出てきます。その辺の考え方についてどういふふうになされているのか、その辺をまずちょっと聞きたいと思いますので、担当部長、お願いいたします。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 ただいまの投資効果とかB/C、費用便益等についてお答えいたします。

道路の費用便益、いわゆるB/Cと言っております。投資してその効果がどれだけあるかということ、そんなものをそれぞれ事業採択なり新規に事業するときには算定いたします。それにつきましては国土交通省で定めました基準がありまして、それに基づいて算出をいたします。

その算出方法ですけれども、検討期間は50年間でB/Cを算出いたします。その便益につきましては、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益といったそうい

ったものを総便益として50年間の便益を出します。費用につきましては、その50年間のメンテにかかる費用でありますとか、当然投資にかかるそういったもので出すものでして、特殊的な、ちょっと専門的な業務になりますので、この業務につきましてはインターチェンジの位置が決定いたしました段階でコンサルに発注する予定としております。現段階ではそういった数字は把握はしておりません。

投資効果、八田議員もおっしゃっておったんですけれども、当然、金沢方面のアクセス、金沢の南部方面への交通アクセスが向上することによりまして、当然白帆台の定住促進に直接つながるもの、そういったものが北部地区の活性化あるいは内灘町の元気につながるものと考えております。

その経済的な数字的なものについては、今申し上げましたようにちょっと出しておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 13番、八田議員。

○13番【八田外茂男君】 確かにB/Cは今からということですが、高いから必要、低いから必要ないというものではないと思いますけれども、これは政治的な判断、将来的な内灘町の像を描いて必要なものは必要ということになるとは思います。

ただ、必要だからといって大きな投資をしていいのか。これはまた違う問題だと思います。これは議会も含めて執行部も真剣に、やっぱり少ない費用で大きな効果が得られるような知恵を出す。これこそ議論やと思います。そういう議論を進めるためにも、当然、現在、総務産業建設常任委員会が一生懸命議論をされております。総務産業建設常任委員会は、白帆台の販売促進のためにも、やはり白帆中央インターという権現森に通じるところでフルインター化というのを提案されています。この定住促進及び商店の誘致、そういう観点からいけば、当然の議論だと思います。

ただ、前回の関連質問で言いましたとおりに、都市計画という観点でいけば、住宅地の真ん中の、要は住宅地のメイン道路に幹線道路をつけるのはいささかどうなのかなという疑念が私は感じております。

ただ、白帆台インターをつけることによる販売促進につながるというのは間違いはないと思います。

そこで、ぜひとも町長にというか、町に再度原点に戻り、白帆中央インターの場所でハーフインターということを考えられないのか。

7月の全員協議会で出された資料を見ますと、概算費用が約3億から4億というふうに出ておりました。そう考えれば、当然、今の計画より投資金額が少なくなります。その辺で、先ほど町長が言いましたインターが離れる、そういう面で利用者に誤解を招くおそれがあるから、内灘料金所でフルインターを考えましたということがありましたけれども、それ以上に当然執行部のほうでそうなった場合の長所、短所というものをしっかり把握した上でそういうふうな方向を出したと思いますので、まず長所、短所というものを精査したと思いますので、それをちょっと教えていただけますか。担当部長、お願いいたします。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫都市整備部長。

〔都市整備部長 中西昭夫君 登壇〕

○都市整備部部長【中西昭夫君】 町長も答弁されたと思いますけれども、私ども内灘料金所のフルと白帆中央部のハーフということで、ハーフをつくることによってそれぞれの機能を合わせてフルという考え方もありました。料金所でフルにするに当たりまして、そういった短所とかいろいろの課題を整理をいたしました。

私どもが検討したものは、当然利用者が混乱すると。乗り口とおり口がそれぞれ能登方面、金沢方面が別々になりますと利用者が混乱するという。また、利便性が当然落ち

ますので、利用者の利便性とかそういったものを考慮して、内灘料金所でどうかということで検討をしております。

白帆台ハーフと白帆台でのフルというのはまだ比較したことないんですけど、今考えますと、ハーフというのはやはり建設費は安くなる。権現森のハーフは交通量も当然金沢方面に行くだけの交通量になりますので、フルよりも交通量が少なくなるのではないかと、そういったことを考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 13番、八田議員。

○13番【八田外茂男君】 ちょっとわかりにくいような感じもしたんですけど、事業費的には安くなるというのは明らかだと思います。

利便性が悪くなる。これは本当に利便性が悪くなるのかなと。やっぱり知恵を出せば、私は利便性上がるどころか、町のPRになるようなことができるんじゃないのかな。少なくとも今、第2農免道路でしたっけ。今はそんな言い方しませんけれども、あの道路を使うことによって総合公園の横を通ります。こういう施設が町にありますよというPRの一つにもなるんじゃないのかな。だから、そういうものを利用して知恵を出せば、決してこの距離は、利便性が悪くなるというものじゃないと思うんです。

だから、そういうふうにして皆さんと一緒に知恵を出していけばいいんじゃないかと。当然、事業費が3億で済む。これは町にとってもいいことではないかなと。

ここで一応確認のために財政担当者にお聞きしたいと思います。事業費が半分になったら、町の負担も半分になるのか、その辺間違いないのか、ちょっと確認だけお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 田中徹企画財政課長。

〔企画財政課長 田中徹君 登壇〕

○企画財政課長【田中徹君】 今の事業費の件についてお答えいたします。

事業費が半分になれば当然町の負担も半分になります。

○議長【夷藤満君】 13番、八田議員。

○13番【八田外茂男君】 当然のことで半分になる。これはやっぱり大変町にとっては喜ばしいことではないのかな。

先ほど言いましたように半分になるということになれば、1億2,000万の町の負担でインターができる。利便性は当然上がる。将来的には何ら不都合はないのではないのかな。これこそ行政運営という形で知恵を出しながら進める方向ではないのかなと。

先ほどから生田議員が言いましたとおりに、保育所の建設というのを新たに考えなきゃいけない。また、白帆台の小学校の建設、また総合公園の第3次拡張の温浴施設及び体育館、また鶴ヶ丘保育所の民営の支援、及び公共施設、公民館等の耐震化工事、国民健康保険の赤字に対する支援。今から財政支援をしていかなければいけないことが山ほどあります。こんなときに少しでも町の財政を有効に利用する、そういう考えでやっぱり事業を進めていかなきゃいけないんじゃないでしょうか。

そういうことを考えて、町長として当然、こういうものに対してのトップとしての責任はあるわけですから、もう一度原点に戻り、白帆台中央の場所でハーフインターという考え方ができないのか、再度お伺いいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 八田議員の質問にお答えします。

議員ご提案の白帆台中央部でのハーフインターでございますが、先ほど申しましたように一時は町が検討したインターでございますから、その利便性あるいは弊害等々も十分検討した中身でございます。

そんな意味では、フルインターよりも今おっしゃったように建設費が安く抑えられるということで、厳しい町の財政を考えた場合に

っかりと議論してない中で、またそれと意見交換会という場を設けていただくということもありますので、そういう議論をしっかりと経た上で条例の制定をしっかりとやっていただきたいという思いがあります。

意見交換会をこれからどのような間隔でやるのかということ町長のほうに伺いたいなと思います。もしくは執行部でも構いません。よろしくをお願いします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 太田議員の関連質問にお答えしたいと思いますが、まず1年半かけてというお話でした。

町会区長会の方からすれば、21年の2月に講演会を初めてやられてきてからもう2年以上になるんです。そんな意味では、もっともっと時間かけてやっているんだと思うんですが、議会に正式に提案されて素案が出されたのが6月ということですから、私は議会の中でどんな議論しているかというのはよくわからないんですが、うんと議論されてきておるという前提で言えば、今、最終的になかなか結論が出てないという状況の中で、今議会で提案したいという私の思いも含めて話しますと、何とかその結論を得て、今議会で提案させていただくような格好になればということでもありますけれども、それをどんな形でどんなふうにするかというのは私が知る限りではないものですから、担当の部長からお話しさせますけど、そんな自分の気持ちがあるということだけ太田議員にお知らせしたいと思っています。

○議長【夷藤満君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

○まちづくり政策部長【高木和彦君】 まちづくり基本条例につきまして、私、担当部長としまして昨年の4月から町民会議の皆さんを公募して、そして町長から委嘱をいたしま

して、一緒に勉強しながら、他の自治体の自治基本条例などを参考にしながら、皆さんで議論しながら素案をつくってきました。それで、ことしの6月に素案がまとまりましたので議会のほうにご説明をしました。

その間に、町民会議のほうでは各小学校校下ごとに意見交換会を実施しております。また、広報、ホームページでパブリックコメントの募集もしました。我々行政側でも町の例規審査委員会で細かく専門的に、言葉の表現の仕方とか条文の整合性を調製させていただきました。それらの意見の修正等したものを8月の議会のほうにまたご説明させていただきました。

その間、本日まで総務産業建設常任委員会では本当に熱心にご審議をいただきました。本当にありがとうございます。

なお、議会のほうへの説明としましては、やはり提案する執行機関である我々のほうで説明するというに基づいて説明してきたわけですが、予定としましては本12月議会に提案をしたいということは町民会議の方々にも申し上げてまいりましたので、今その答申を出すということが待たれておるところであります。

ただ、議会のほうでの常任委員会のまだ全体としての合意というところに至っておりませんので、直接、町民会議の代表の方と懇談の機会をお願いしたいということで常任委員長をお願いをしましてまいりました。月曜日、常任委員長をお願いして、議長の許可も得まして、本日、町民会議の代表の方と全員協議会の議員の皆さんでお話をさせていただける機会をつくっていただきましたので、まずそこでお話をさせていただきたいというふうに思っております。

それ以上の予定については、現在のところはまだ予定はいたしておりません。

以上です。

○議長【夷藤満君】 そのほかに関連質問ご

ございませんか。

2番、中島利美議員。

〔2番 中島利美君 登壇〕

○2番【中島利美君】 議席番号2番、中島利美です。よろしくお願ひいたします。

昨日の清水議員の一般質問のまちづくり基本条例に対して関連質問させていただきます。

まちづくり町民会議や条例検討委員会の皆様には、それぞれに大変お忙しい中、今日まで議論をいただいたことにまず敬意を表したいと思います。

しかし、町長の提案理由説明の中にも、50周年の節目にとありましたが、まちづくり町民会議が設立されてから約1年半、地区意見交換会やパブリックコメントなどで町民の皆さんからさまざまなご意見をいただけてきたはずですが、町民が注目、また期待をしているとありましたが、多くの町民はまだまだ疑問や不安を抱えているのが現状ではないでしょうか。

ここに、町民の方々から寄せられましたご意見を読ませていただきたいと思います。これは町の広報のインターネットから抽出したものや、私たち議員に提出していただいたものの中からの意見です。

この条例を一部の町民で定めてよいのか。まちづくり基本条例をつくる意味がわからない。町民会議委員の思いと一般町民の思いに温度差を感じる。条例の第一印象は難しいという感じがある。内灘町は町会または公民館を通じて住民が住みよくなっていると思う。既に出前講座、町長談話室など行政と町民との協働の町となっているように思う。この条例をつくることによって、ふなれな仕事も町民に任されることになるように思う。何をすれば協働になるのか全く見えてこない。このような意見がたくさん寄せられています。

町民の声に何の説明や解決、そして理解もないまま策定に向けて慌てているようにさえ感じます。まちづくり基本条例案の中にも、

町民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定を行うものとすると思います。

全国では、慌ててつくって後で住民から苦情が来たり、審議途中で廃案になったりと、問題を抱えている自治体も数多くあります。

町制50周年が目前にあるかもしれませんが、この条例が本当に町民のための町民がつくる条例であるならば、もっとゆっくりと時間をかけ議論されるべきではないでしょうか。

昨日の町長の答弁の中にも、意見交換会を踏まえてとありました。私は議員の一人として、まちづくり町民会議の皆様と今後もっと意見を交わし、よりよい条例づくりになればと思っています。

しかし、近ごろでは町民会議の皆様も多々の事情で出席者が随分減ってきていると伺っております。今後、議会との意見交換会が予定されるのであれば、41名の委員の方々にはせめて3分の2以上の出席をもって意見交換会とさせていただきたいと思います。

付託されております総務産業建設常任委員会でも、勉強会や視察などを行い一生懸命取り組ませていただいております。担当職員に、この条例は何のためにつくるんですかとお尋ねしたところ、「町長のマニフェストだからです」とはっきり答えられました。その答弁に私はがっかりしました。

委員の皆様が今日まで取り組まれてきたご苦勞を無駄にしないためにも、この条例は町民のための町民がつくる条例になってほしいと願っております。

町長のお考えをぜひお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 中島議員の質問にお答えしたいと思うんですが、さっきからも聞いていますけど、中島さん、何でそんなマイナス面だけを取り上げるのかと思って不思議でならないんです。

当初、このまちづくり基本条例を提案する

といいますか、それを取り組むというときには、恐らくこんな後ろ向いた話はなかったと思うんです。それを受けて、それぞれが担当に分けて頑張っていこうということで始まったわけでありまして、まず町民会議の皆さんにその趣旨を全体で議論しながら、時には机をたたいたり、そんなこともしながら積み上げてきたという経緯なんですよ。

今ほど言われましたご意見がある。反対意見がある。反対意見でなくて質問なんですよ。地域へ行って話を聞いたら、わからん人はわかりませんと言うんですよ、それはもちろん。だからわからんというのは、それは質問なんですから、わかるためにどんな説明をするかということが大事なので、多分出席した執行部も町民会議の皆さんも説明しているんだと思うんですよ。

だから、そんな意味では、これまで町民に広がるとるわけでも余りないんですから、一つ一つのことについて把握しているというのはなかなかないんだろうと思うんですけど、これは条例がつくったからすべてオーケーというんじゃないで、それをまさに仏を入れていくということですから、そんな意味でどんどんどんどんと中身を強化していくといいますか、浸透させていく。この種の議論だと思うんですよ。

だから、常に古くなったものは変えていく。悪いものは変えていく。そんな方向だと思うんですよ。だから、完璧なものがなかったらできないというんじゃないで、何の法律でもそうなんですけど、国会でも法律いろいろありますけど、それは全部が全部国民の皆さんわかっているわけじゃないんですよ。だけど、そのことが始まって、それからその法律一つ一つに浸透させていくというそんな努力が必要なんではないかなとこのように思っているわけですよ。

先ほど中島さん言われましたけど、だれのためかと。町長のマニフェストのためやと。

マニフェストというのは何でしょうか。町民の皆さんと私、町長になるときに契約することなんです。既に選挙はマニフェスト時代だということは、全町どころか全国的にも認められている話なんですよ。国会議員の皆さん、あるいは知事、市長、町長、すべてがマニフェストを出して、自分の契約として。そんなことできなかつたら、できなくていいんじゃないで、そのことをできなかつたらなぜできなかつたかをきちんと言っていくというのは、だからマニフェストというのは私たち自身の責任なんです。

それは私、八十出泰成町長の問題ではなくて、町自身の問題だというふうに思っているんです。そのことを町民の皆さんが信じていただいたということですから、私はそのマニフェストに忠実にこなしていくために努力すると、そんなことだと思っているわけでありまして。

まだまだ言いたいことたくさんありますけど、要は前向いて、せっかく新しい若い議員なんですから、前向いて、こんなふうに努力していこうよと。足らざる点をお互いに議論していこうよというそんな姿勢をぜひとっていただきたいなど、このように思っているところでございます。

あと足らざる分は担当部長からもお話があると思いますが、私からはこれだけです。

○議長【夷藤満君】 高木和彦まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 高木和彦君 登壇〕

○まちづくり政策部長【高木和彦君】 少し補足して答弁させていただきます。

地区の意見交換会は、町民会議の皆様が主催して行いました。ですから説明も受け答えも町民会議の皆さんで行っております。一部我々も傍聴しておりまして答えた分もございまして。

それで、先ほどいろいろご質問あるいは町民の意見としてあったもの。確かにそのとお

りでありまして、条文自体はやはりかたいですし難しいものですから、一回条文を説明したから、すぐに皆さんが理解できるというところには至らないと思います。それで、なぜまちづくり条例が必要なかわからないとか、表現が行政の用語で書いてありますので難しいとか、そんな意見は当然出てきたわけでありまして。

答えることはその場で町民会議の皆さんがご説明いたしております。限られた時間でしたので、出席した皆さんに一言ずつ意見だけ聞いて返してないこともあります。そういったことはすべてそのまま広報やホームページで明らかにしてきたところです。

一応そういったことは、意見のあったことは、また次の町民会議で皆さんでご意見がありましたということも踏まえて議論をしてきたわけですが、そういった過程でどこまで議論をしていけばいいのかということはありません。

法律にしても条例にしても、すべて国民や町民に全部浸透させてから提案するというものではないと思うんです。つくられた法律や条例を、その後公布してからしっかり国民、町民に広めていくということもありますので、そういった意味でこの条例はできた後もお互いに育てていく条例かなというふうに理解しております。

言葉は足りませんかかもしれませんが、以上であります。

○議長【夷藤満君】 そのほかに関連質問ございますか。

ないようでしたら、これにて関連質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。



○散 会

○議長【夷藤満君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明10日から14日までの

5日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、明10日から14日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る15日は午後1時から本会議を開き、各常任委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時04分散会